

神奈川県地域防災計画

～風水害等災害対策計画～

令和5年11月

神奈川県防災会議

目 次

頁

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進	1
第1章 計画の目的、位置づけ	1
第2章 本県の特質	3
第1節 自然的条件	3
第2節 社会的条件	7
第3章 計画の推進主体とその役割	9
第1節 計画の進め方	9
第2節 防災関係機関の実施責任	11
第3節 県民等の責務	12
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
 第2編 風水害対策編	 20
序 章 神奈川県水防災戦略	20
第1章 災害に強いまちづくり	22
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	23
第2節 治山・造林	26
第3節 治水対策	28
第4節 河川改修	32
第5節 下水道整備	33
第6節 洪水調節	34
第7節 高潮対策	35
第8節 水害予防施設の維持補修	37
第9節 土砂災害対策	39
第10節 造成地の災害防止	43
第11節 地盤沈下の防止	44
第12節 建築物の安全確保	45
第13節 ライフラインの安全対策	46
第2章 災害時応急活動事前対策の充実	48
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	49
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	53
第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充	56
第4節 警備・救助対策	59
第5節 避難対策	60
第6節 帰宅困難者対策	72
第7節 要配慮者等に対する対策	75
第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	79
第9節 医療・救護・防疫対策	82
第10節 文教対策	87
第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	89
第12節 ライフラインの応急復旧対策	92
第13節 災害廃棄物等の処理対策	95
第14節 広域応援体制等の拡充	97
第15節 県民の自主防災活動の拡充強化	101
第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化	104

第 17 節 防災知識の普及	107
第 18 節 防災訓練の実施	112
第 19 節 災害救助実施体制の充実	115
第3章 災害時の応急活動計画	118
第 1 節 災害発生直前の対策	119
第 2 節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	128
第 3 節 水防対策	139
第 4 節 避難対策	146
第 5 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	154
第 6 節 救助・救急、消火及び医療救護活動	155
第 7 節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	161
第 8 節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	165
第 9 節 文教対策	170
第 10 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	173
第 11 節 警備・救助対策	180
第 12 節 ライフラインの応急復旧活動	183
第 13 節 災害廃棄物等の処理対策	186
第 14 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	188
第 15 節 広域的応援体制	192
第 16 節 災害救援ボランティアの支援活動	197
第 17 節 災害救助法関係	199
第4章 復旧・復興対策	203
第 1 節 復興体制の整備	204
第 2 節 復興対策の実施	206
 第3編 火山災害対策編	220
第1章 災害予防	223
第 1 節 火山情報の伝達体制等	223
第 2 節 災害応急対策への備え	231
第2章 災害時の応急活動計画	235
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	235
第 2 節 活動体制の確立	237
第 3 節 救助・救急、消火及び医療救護活動	239
第 4 節 避難対策	241
第 5 節 箱根山及び富士山の個別対策	243
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	250
第 7 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	252
 第4編 雪害対策編	253
第1章 災害予防	253
第 1 節 災害応急対策への備え	253
第2章 災害時の応急活動計画	254
第 1 節 災害発生直前の対策	254
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	254
第 3 節 活動体制の確立	255
第 4 節 除雪の実施、災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	257

第5節 救助・救急活動	257
第6節 避難対策	258
第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	258
第8節 被災者への的確な情報伝達活動	260
 第5編 船舶災害対策編	261
第1章 災害予防	261
第1節 船舶の安全確保	261
第2節 災害応急対策への備え	261
第2章 災害時の応急活動計画	263
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	263
第2節 活動体制の確立	264
第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	266
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	267
第5節 災害広報の実施	267
第6節 二次災害の防止活動	267
第7節 その他第三管区海上保安本部の措置	267
第8節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置	268
 第6編 油流出等海上災害対策編	269
第1章 災害予防	269
第1節 船舶の安全確保	269
第2節 災害応急対策への備え	269
第2章 災害時の応急活動計画	272
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	272
第2節 活動体制の確立	272
第3節 油等の大量流出に対する応急対策	276
第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動	276
第5節 避難対策	277
第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	277
第7節 災害広報の実施	277
第8節 二次災害の防止活動	277
第9節 その他第三管区海上保安本部の措置	277
第10節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置	279
 第7編 航空災害対策編	280
第1章 災害予防	280
第1節 災害応急対策への備え	280
第2章 災害時の応急活動計画	281
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	281
第2節 活動体制の確立	283
第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	284
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	285
第5節 災害広報の実施	285
 第8編 鉄道災害対策編	286

第1章 災害予防	286
第1節 災害応急対策への備え	286
第2章 災害時の応急活動計画	288
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	288
第2節 活動体制の確立	288
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	290
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	291
第5節 災害広報の実施	291
 第9編 道路災害対策編	292
第1章 災害予防	292
第1節 道路の安全確保	292
第2節 災害応急対策への備え	292
第2章 災害時の応急活動計画	294
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	294
第2節 活動体制の確立	294
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	296
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	296
第5節 危険物等の流出に対する応急対策	297
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	297
第7節 災害広報の実施	297
 第10編 放射性物質災害対策編	298
第1章 災害予防	298
第1節 安全確保	298
第2節 災害応急対策への備え	299
第2章 災害時の応急活動計画	301
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	301
第2節 活動体制の確立	302
第3節 災害時の県民等への指示広報	303
第4節 放射線測定体制の強化	304
第3章 災害復旧	305
第1節 汚染物の除去	305
第2節 各種制限措置の解除	305
第3節 安全の確認	305
 第11編 危険物等災害対策編	306
第1章 災害予防	306
第1節 安全確保	306
第2節 災害応急対策への備え	307
第2章 災害時の応急活動計画	308
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	308
第2節 活動体制の確立	310
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	312
第4節 避難対策	312
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	313

第6節 危険物等の流出に対する応急対策	313
第7節 災害広報の実施	313
 第12編 大規模な火事災害対策編	314
第1章 災害予防	314
第1節 安全確保	314
第2節 災害応急対策への備え	315
第3節 防災知識の普及	315
第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	316
第2章 災害時の応急活動計画	317
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	317
第2節 活動体制の確立	317
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	319
第4節 避難対策	319
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	319
第6節 災害広報の実施	319
 第13編 地下街等災害対策編	320
第1章 災害予防	320
第1節 安全確保	320
第2節 災害応急対策への備え	320
第2章 災害時の応急活動計画	323
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	323
第2節 活動体制の確立	324
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	326
第4節 避難対策	326
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	326
第6節 災害広報の実施	326
 第14編 林野火災対策編	327
第1章 災害予防	327
第1節 災害応急対策への備え	327
第2節 防災活動の促進	328
第2章 災害時の応急活動計画	329
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	329
第2節 活動体制の確立	329
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	331
第4節 避難対策	331
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	331
第6節 災害広報の実施	331
第7節 二次災害の防止	332
 第15編 その他の災害に共通する対策編	333
第1章 災害予防	333
第1節 災害応急対策への備え	333
第2章 災害時の応急活動計画	335

第1節	災害発生直前の対策	335
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	335
第3節	活動体制の確立	336
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	338
第5節	避難対策	339
第6節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	341
第7節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	342
第8節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	342
第9節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	344
第10節	被災者への的確な情報伝達活動	344
第11節	自発的支援の受入れ	344

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

第1章 計画の目的、位置づけ

1 計画の目的

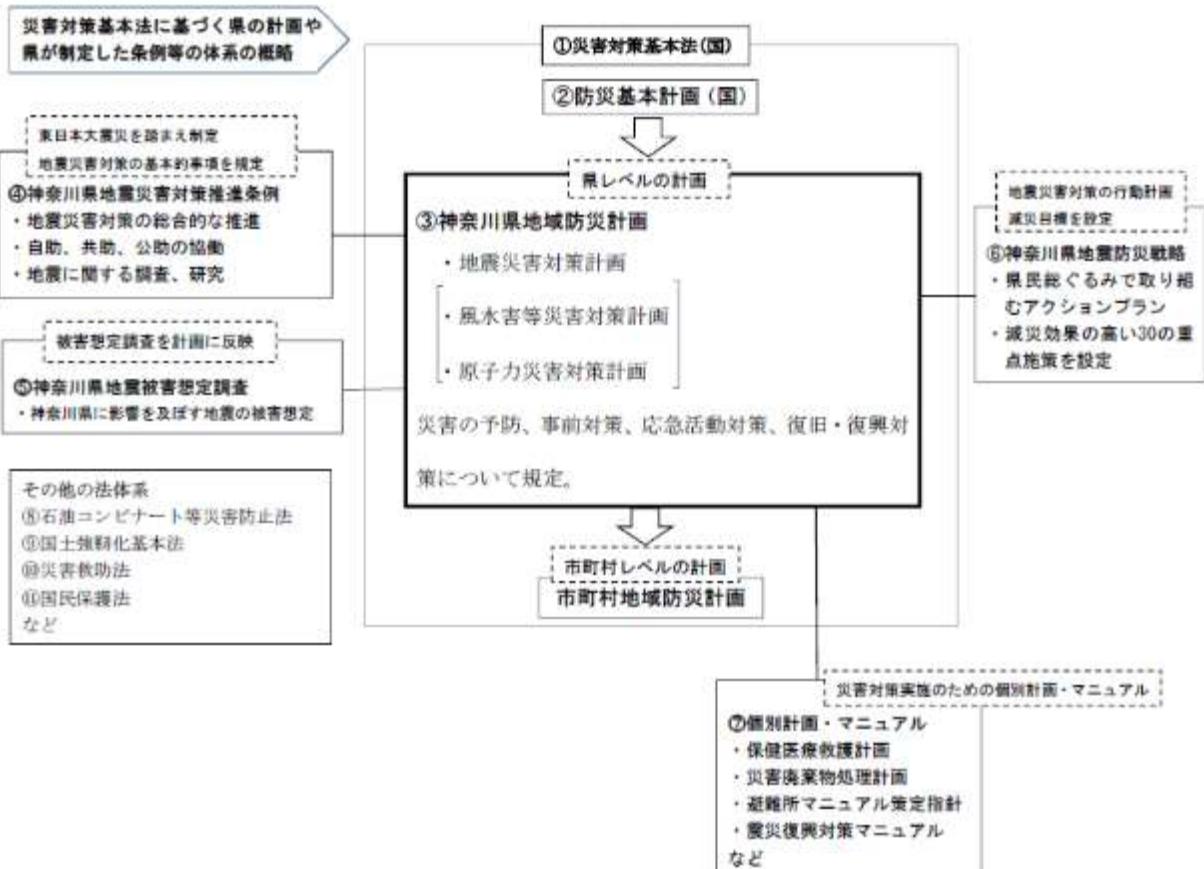
風水害等災害対策計画は、県内（石油コンビナート等特別防災区域を除く。）の地震災害及び原子力災害を除く、風水害等の災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全な県土づくりを進めるとともに、風水害等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

2 計画の構成及び性格

(1) 風水害等災害対策計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき作成する神奈川県地域防災計画のうち、風水害等災害対策に関する計画として、神奈川県防災会議が定めたものです。

また、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。

(2) この計画は、別に定める地震災害対策計画、原子力災害対策計画とともに神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものです。



3 計画の着実な推進及び修正

この計画を推進するためには、各防災関係機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。

そこで、「県民の生命を守ることを最も優先するとともに、災害を防止し、又はできる限り軽減する減災を旨として対策を実施することを基本方針として、地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正に当たっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

資料

地震編	1－1－(1)	神奈川県防災会議
"	1－1－(2)	神奈川県防災会議条例
"	1－1－(3)	神奈川県防災会議運営要綱
"	1－1－(4)	神奈川県防災会議委員名簿
"	1－1－(5)	神奈川県防災会議幹事名簿

第2章 本県の特質

第1節 自然的条件

1 位置

本県は、日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。

方 位	地 名	経緯度(世界測地系による)
最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町 足柄上郡山北町（三国山）	東経139度47分46秒 〃 138度54分57秒
最西端 (W)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35度07分44秒
最南端 (S)	相模原市緑区（生藤山）	〃 35度40分22秒
最北端 (N)		

2 面積

本県の面積は 2,416.32 平方キロメートル（国土地理院データ）（令和5年1月1日現在）で、全国総面積の 0.64% を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。

3 地形

本県の地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域の三地域に大きく分けられます。

(1) 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳（1,673m）をはじめ、1,300m前後の山々が連なる丹沢山地とがあります。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いています。南西には複数のカルデラを持つ活火山である箱根山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのままに広がっています。

(2) 東部の丘陵、台地の地域

北には海拔 70～90m の多摩丘陵、海拔 40～50m の下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いています。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷（リアス式海岸）が発達しています。

(3) 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から海拔 50～150m の相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいます。

このように変化に富んだ地形は、短時間にできあがったものではなく、数千万年にわたるさまざまな変遷を経てつくりだされたものです。

(4) 地形区分図



(5) 主な山岳

山岳名	所在地	標高(m)	山岳名	所在地	標高(m)
蛭ヶ岳	足柄上郡 相模原市	1,673	畦ヶ丸	足柄上郡	1,293
檜洞丸	足柄上郡 相模原市	1,600	大山	愛甲郡 秦野市 厚木市 伊勢原市	1,252
大室山	足柄上郡 相模原市	1,587	金時山	南足柄市 足柄下郡	1,212
丹沢山	愛甲郡 足柄上郡 相模原市	1,567	明神ヶ岳	南足柄市 足柄下郡	1,169
塔ノ岳	足柄上郡 秦野市	1,491	二子山	足柄下郡	1,091
加入道山	足柄上郡	1,418	焼山	相模原市	1,060
菰釣山	足柄上郡	1,379	台ヶ岳	足柄下郡	1,045
駒ヶ岳	足柄下郡	1,327	鞍掛山	足柄下郡	1,004

(6) 主な河川

河川名	県内総延長km	県内流域面積km	備考	河川名	県内総延長km	県内流域面積km	備考
多摩川	28.4	68.22	一級河川	境川	52.1	191.95	二級河川
鶴見川	32.0	184.40	〃	柏尾川	11.1	83.78	〃(境川水系)
相模川	55.6	672.97	〃	引地川	20.7	66.91	〃
中津川	32.8	143.42	〃(相模川水系)	金目川	21.0	177.25	〃
道志川	21.7	66.78	〃(〃)	酒匂川	27.2	387.64	〃
小鮎川	21.4	50.01	〃(〃)	河内川	20.3	173.23	〃(酒匂川水系)
目久尻川	19.9	34.27	〃(〃)	早川	20.7	80.59	〃
帷子川	19.3	57.90	二級河川	平作川	11.0	26.08	〃

4 地質

本県の地質は地形にも現れているように、西部地域と東部地域とでは、地層が堆積した時代や地質構造に大きな違いがあります。

(1) 西部地域では、約7,000万～3,000万年前（中生代末から新生代中頃）に堆積したと考えられている小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出しています。両層群を構成する岩石は硬砂岩、粘板岩、千枚岩などからなり、県内でみられる最古の岩石です。

ア 丹沢山地や中津山地は、約1,700万～600万年前（新生代新第三紀の中頃から終わり頃）に堆積した主に火山碎屑（さいせつ）物—緑色凝灰（ぎょう灰）岩—によってできた丹沢層群および愛川層群（主に火山碎屑物、礫岩、砂岩からなる）からなっています。その丹沢層群の下部に花崗（かこう）岩質マグマが貫入して、丹沢は東西の方向に伸びたドームのように隆起しました。隆起した丹沢は削剥され、現在その中心部の石英閃綠岩やトーナル岩が地表にあらわれ、白い岩肌を呈しています。この花崗岩質マグマに接した丹沢層群の一部は、変成作用を受けて、石英閃綠岩やトーナル岩の北および東側にホルンフェルスが、南側に結晶片岩が生じています。

丹沢山地の周囲には、約600万～100万年前（新第三紀の終わりから第四紀中頃）に堆積した地層が分布しています。それは、桂川流域の西桂層群（主に砂岩、礫岩からなる）、足柄山地の足柄層群（主に礫岩、砂岩、泥岩からなる）などです。

イ 大磯丘陵は、ほとんど約50万～10万年前（新生代第四紀終わり頃）の地層（主に砂、泥からなる）と関東ローム層からできていますが、南東部には、約1,500万年前（新第三紀中頃）に堆積した高麗山層（砂岩、泥岩、玄武岩溶岩）、約600～500万年前（新第三紀末）に堆積した大磯層（凝灰質砂岩、泥岩）と鷹取山層（主に礫岩からなる）とが分布しています。

ウ 箱根火山は、約40万年前（第四紀中頃）以後に活動した火山で、基盤の早川凝灰角礫岩、須雲川安山岩類の上に山体をつくりました。

(2) 東部地域では、三浦半島の中央に約1,500万年前（新第三紀の中頃）に堆積した葉山層群（主に泥岩と砂岩からなる）が、北西—南東の方向に狭い帶状に分布しています。この葉山層群の北側には、約500万～100万年前（新第三紀末から第四紀）に堆積した地層である三浦層群から上総層群が北へ重なってゆき、横浜から多摩丘陵まで分布しています。葉山層群の南側にも、三浦層群が分布しています。多摩丘陵の一部、下末吉台地、三浦半島の宮田、大津付近の台地には、約30万年前以後（第四紀終わり頃）に堆積した地層が分布し、その上を厚く関東ローム層が覆っています。

(3) 相模川に沿った中央地域のうち、相模原台地、愛甲台地は、河岸段丘で関東ローム層に覆われています。相模低地は相模川の作用によって厚木から南に形成された沖積低地で、酒匂川の作用で堆積した足柄平野とともに、沖積層からなっています。沖積層はこのほかに、鶴見川、境川その他県

下の河川の流域や多摩川低地を形成しています。また、湘南の海岸に沿って、砂丘堆積物が幾すじかみられます。

5 気象

本県は関東平野の南西部にあって、北西方向に關東山地をひかえており、内陸部では冬の季節風の影響を受けにくくなっています。また、南東部は東京湾と相模湾に面しており、暖流の影響を受けて温暖な海洋性の気候となっています。

県内の年平均気温の平年値は、横浜で 16.2°C、藤沢市辻堂で 16.2°C、三浦で 16.1°C、海老名で 15.6°C、小田原で 15.6°C となっています。

冬季の1月の日最低気温の平年値は、横浜で 2.7°C、藤沢市辻堂で 1.5°C、三浦で 2.7°C、海老名で -0.6°C、小田原で 0.6°C となっています。内陸の平野部では、晴天の早朝時には放射冷却により、過去の記録によると -7~-9°C となることもあります。丹沢や箱根の山地は氷点下となり、しばしば降雪があります。

また、夏季の8月の日最高気温の平年値は横浜で 31.0°C ですが、海老名では過去の記録では 37~38°Cまで昇温することがあります。

県内の年降水量の平年値（但し 100mm 未満は四捨五入）は、東部で 1,500~1,800mm、箱根を除く西部では 1,700~2,300mm ですが、箱根では 3,600mm となっています。梅雨期の6月から7月の2カ月間の降水量の平年値（但し 10mm 未満は四捨五入）は、東部は 330~370mm、箱根を除く西部では 370~540mm、箱根では 850mm となっています。

一方、冬季の12~2月は西高東低の冬型の気圧配置となって、連日乾燥した晴天が続き、降水量は少なくなっています。（観測データ：横浜地方気象台）

第2節 社会的条件

本県は、首都圏の一角を占め、わが国の産業経済活動のリーディングゾーンを形成してきたため、狭隘な県土に900万人を越える県民が居住し、多くの生産施設や業務施設が立地し、災害に対する脆弱性が指摘されてきました。

1 人口

(1) 本県の人口

令和2年10月1日現在の本県の人口は、923万7,337人（男458万8,268人、女464万9,069人）と、東京都に次いで全国第2位となっています。

令和2年10月の国勢調査では、65歳以上の老人人口は、230万8,578人（25.6%）となっています。

(2) 人口密度及び分布状況

人口密度は、1km²当たり3,823.2人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位です。

地域別の人団分布状況は、横浜地域377万7,491人（40.9%）、川崎地域153万8,262人（16.7%）、横須賀・三浦地域69万1,582人（7.5%）、県央地域158万4,028人（17.1%）、湘南地域130万9,481人（14.2%）、県西地域33万6,493人（3.6%）となっています。

2 土地利用

(1) 土地利用概況

本県の面積は、2,416.32平方キロメートル（国土地理院データ）（令和5年1月1日現在）と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

令和3年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町（30都市計画区域）、面積では19万9,777haで、全県域の83%を占めています。（都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市（旧津久井町及び旧藤野町）の一部です）。

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圈整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市9町について市街化区域及び市街化調整区域との区分（線引き）が、昭和45年6月10日に行われ、令和3年4月1日現在17万2,859ha、（全県域の72%）で区域区分が行われています。

令和3年4月1日現在の市街化区域面積は9万4,423ha、市街化調整区域面積は7万8,435haとなっています。

3 交通

(1) 道路交通

県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和3年4月1日現在で2万5,915kmとなっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても1,070kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。

県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、令和3年度の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、約10万台／12時間（平日7時から19時まで）となっています。

(2) 鉄道交通

県内的一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。

県内の鉄道は、令和4年9月30日現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が24路線、延長298.9km、235駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、令和3年度の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約626万人となっています。

4 都市構造

(1) 都市化

高度成長期に横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、県の総面積に占める市街化区域の比率は39%に達するとともに、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行しています。

また、市街地の拡大及び道路舗装率の向上等により、雨水の浸透面積及び遊水地域が著しく減少しています。

(2) 産業活動

古くから発達してきた東京湾臨海部の京浜工業地帯をはじめ、内陸部では研究開発機能等を生かした試験研究機関や先端技術産業の立地、都市部を中心に業務施設の立地が進むなど、活発な産業経済活動が展開されています。

(3) 危険物等の集積

石油コンビナート等特別防災区域としての京浜臨海地区及び根岸臨海地区をはじめとする東京湾沿いには、石油化学・電力・製鉄及び各種製造業等の高度に発達した工業施設が立地し、各種の石油類・高圧ガス等の危険物が大量に貯蔵されています。

令和2年度末現在の県内における危険物施設数は、15,807施設となっています。

本県における社会環境の推移

区分	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	備考
人口 (65歳以上)	8,489,974人 (1,117,742 ^{*1})	9,048,331人 (1,819,503)	9,126,214人 (2,158,157)	9,237,337人 (2,308,578)	10月1日現在 (10月1日現在)
世帯数	3,341,233世帯	3,844,525世帯	3,979,278世帯	4,223,706世帯	10月1日現在
市街化区域	92,829ha	93,326ha ^{*2}	93,531ha ^{*2}	94,395ha ^{*2}	3月31日現在
宅地面積	561.72k m ²	582.43k m ²	595.61k m ²	601.94k m ²	1月1日現在
危険物施設数	23,680箇所	18,749箇所	16,961箇所	15,807箇所	3月31日現在
石油コンビナート	特定事業所	96事業所	85事業所	79事業所	4月1日現在
	石油	17,631千kl	14,448千kl	13,295千kl	
	高圧ガス	1,503,322 千N m ³	1,830,231 千N m ³	1,773,670 千N m ³	
	1,804,435 千N m ³				
自動車保有車両数	3,821,624台	3,770,559台	2,896,229台 ^{*4}	4,032,723台	3月31日現在
水道給水人口と普及率	8,423,697人 (99.8%)	8,994,638人 (99.8%)	9,087,273人 (99.9%)	9,194,519人 (99.9%)	3月31日現在

*1 1月1日現在 *2 4月1日現在 *3 特定事業所のみ *4 軽自動車を含まない

第3章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

1 防災力の向上に向けた取組及び連携

- 地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、県、市町村、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。
また、国の支援も重要です。
- 風水害等災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な県土づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- これらの諸対策の推進に当たっては、県民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市町村の役割が大きくなりますが、広域的な自治体としての県は、これらの取組が円滑に進むよう支援・連絡・調整に努めるとともに、国や他都道府県との広域応援体制の実践的な確立や所掌する施設等の防災性の向上に努めます。
- 特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）県民、地域の主体的な取組と市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになります。
そのため、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者の救助、要配慮者（注）等への支援、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団、市町村等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- また、市町村は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に發揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援対策を講じるとともに、大規模風水害等の災害の場合は国や全国の自治体の支援を求めます。
- このように風水害等災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで平常時においては、神奈川県防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県、市町村等の防災関係機関の災害対策本部において応急活動対策の調整を行います。

2 県民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、N P O・ボランティア等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する県民運動を展開する必要があります。

（注） 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

3 男女共同参画等の推進

風水害等災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

また、県及び市町村は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みます。

なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図ります。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。（注）

1 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

2 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急活動を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

(注) 県及び市町村立の施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、県及び市町村は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

第3節 県民等の責務

1 県民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油や災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、県民自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- (6) 過去に起こった大規模風水害等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。
- (7) 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないよう、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ります。

2 企業

- (1) 日頃から、食料、飲料水等の備蓄や、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。
- (4) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。

3 災害救援ボランティア

- (1) 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) なお、県、市町村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災施設の整備
- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (14) 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整
- (15) 被災施設の復旧
- (16) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他の災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
 - イ 管区内各県警察の相互援助の調整
 - ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
 - エ 警察通信の確保及び通信統制

(2) 関東財務局（横浜財務事務所）

- ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設として開設
- イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
- ウ 災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
- オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

(3) 関東農政局（神奈川県拠点）

ア 災害予防

- (ア) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
- (イ) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること

イ 災害応急対策

- (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
- (イ) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること
- (ウ) 主要食糧の供給に関すること
- (エ) 生鮮食料品等の供給に関すること
- (オ) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
- (カ) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること

ウ 災害復旧

- (ア) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること
- (イ) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること

エ その他

農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること

(4) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(5) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 被災中小企業の振興

(6) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保
- イ 鉱山における災害時の応急対策及び保安確保

(7) 関東運輸局

- ア 災害時における応急海上輸送対策
- イ 代替輸送の輸送機関への指導調整
- ウ 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

(8) 関東運輸局（神奈川運輸支局）

災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

(9) 東京航空局（東京空港事務所）

- ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ウ 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底

(10) 第三管区海上保安本部

- ア 大規模災害対策訓練等の実施
- イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- ウ 港湾の状況等の調査研究
- エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
- オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
- カ 活動体制の確立
- キ 船艇、航空機等による海難救助等
- ク 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- サ 排出油等の防除等
- シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- セ 海上における治安の維持
- ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

(11) 東京管区気象台（横浜地方気象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(12) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害時テレコム支援チーム（M I C – T E A M）による災害対応支援
- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(13) 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

(14) 関東信越厚生局

- ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 関係機関との連絡調整に関すること

(15) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

(16) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 水防に関する施設及び設備の整備

- ウ 災害危険区域の選定
- エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における交通確保
- ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ケ 災害復旧工事の施工
- コ 再度災害防止工事の施工
- サ 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- シ 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- ス 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

(17) 南関東防衛局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(18) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援（東日本大震災による福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

4 指定公共機関

(1) 鉄道機関（東日本旅客鉄道株、東海旅客鉄道株、日本貨物鉄道株）

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(2) 電信電話機関（東日本電信電話株神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、株エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(3) 日本銀行（横浜支店）

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(4) 日本赤十字社（神奈川県支部）

- ア 医療救護
- イ こころのケア
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他応急対応に必要な業務

(5) 日本放送協会（横浜放送局）

- ア 気象予報、警報等の放送周知
- イ 災害状況及び災害対策に関する放送
- ウ 放送施設の保安

(6) 中日本高速道路株（東京支社）、東日本高速道路株（関東支社）

- ア 道路の保全
- イ 道路の災害復旧
- ウ 災害時における緊急交通路の確保

(7) 首都高速道路株

- ア 首都高速道路の保全
- イ 首都高速道路の災害復旧
- ウ 災害時における緊急交通路の確保

(8) KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株

- ア 電気通信施設の整備及び保全
- イ 災害時における電気通信の疎通

(9) 日本通運株（横浜支店）

- ア 災害対策用物資の輸送確保
- イ 災害時の応急輸送対策

(10) 東京電力パワーグリッド株（神奈川総支社）

- ア 電力供給施設の整備及び点検
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の調査及び復旧

(11) 東京ガスネットワーク株

- ア 災害時における都市ガス供給の確保
- イ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(12) 独立行政法人国立病院機構

- ア 医療班の編成及び派遣
- イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

(13) 日本郵便株（神奈川郵便局）

- ア 災害時における郵便物の送達の確保
- イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- エ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

(14) 運輸機関（佐川急便株、ヤマト運輸株、西濃運輸株）

- ア 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配達
- イ 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- ウ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

(15) (株)イトーヨーカ堂、ユニー株、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート

- ア 災害時における生活必需物資の調達
- イ 生活必需物資の確保

5 指定地方公共機関

(1) 鉄道機関（東急電鉄株、京浜急行電鉄株、小田急電鉄株、相模鉄道株、京王電鉄株、箱根登山鉄

道(株)、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株)

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(2) 自動車運送機関 (一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川中央交通(株)、富士急湘南バス(株)、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会)

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時の応急輸送対策
- ウ 災害対策用物資の輸送確保

(3) 公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(4) 放送機関 (株)アル・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)、イツ・コミュニケーションズ(株)、湘南ケーブルネットワーク(株)、YOHUテレビ(株)、横浜ケーブルビジョン(株)

- ア 気象予報、警報等の放送の周知
- イ 災害状況及び災害対策に関する放送
- ウ 放送施設の保安

(5) 新聞社 (株)神奈川新聞社

災害状況及び災害対策に関する報道

(6) 土地改良区 (神奈川県中津川左岸土地改良区、神奈川県相模川左岸土地改良区、神奈川県相模川西部土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、酒匂川右岸土地改良区)

- ア 土地改良施設の整備
- イ 農業湛水の防排除活動
- ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

(7) ガス供給機関 (厚木瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、公益社団法人神奈川県LPGガス協会)

- ア 被災地に対する燃料供給の確保
- イ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(8) 神奈川県住宅供給公社

災害時における住宅の緊急貸付け

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- エ 被災農家に対する融資のあっせん

(2) 森林組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力

イ 被災組合員に対する融資のあっせん

(3) 漁業協同組合

ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力

イ 被災組合員に対する融資又は融資のあっせん

ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体

ア 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(5) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力

イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

(6) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

(7) 病院等医療施設の管理者

ア 避難施設(注)の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導

ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護

エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(8) 社会福祉施設の管理者

ア 避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施

イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(9) 学校法人

ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

ア 安全管理の徹底

イ 防護施設の整備

7 自衛隊

(1) 防災関係資料の基礎調査

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成

(3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施

(4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧

(5) 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去

(6) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

(注) 利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等

第2編 風水害対策編

序章 神奈川県水防災戦略

1 趣旨

近年、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂災害が発生しています。特に、平成30年には、平成最悪の豪雨災害と言われる「平成30年7月豪雨」が発生し、情報の受伝達や住民の避難の在り方などに教訓が得られ、国を挙げて改善策を講じてきました。

そうした中、令和元年に発生した台風第15号（以下「令和元年房総半島台風」という。）と台風第19号（以下「令和元年東日本台風」という。）は、いずれも本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に記録的な豪雨や暴風により甚大な被害をもたらす事態となり、本県でも、令和元年東日本台風では9名の尊い命が失われるとともに、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断などライフラインや産業基盤に重大な被害が発生しました。

世界に目を向けても、熱波、洪水、海面上昇などによる多くの被害が発生しており、その要因は地球温暖化など気候変動の影響といわれています。今後も、こうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されるなか、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、団体、県民などと共有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。

このような状況を踏まえると、水害等の災害は、忘れた頃に発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要があり、毎年繰り返す、また激甚化・頻発化する大規模な水害等への備えを加速化させることができます。

そこで、県は、令和元年の台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進めてきました。

一方、令和3年の静岡県での土石流災害を踏まえ成立した盛土規制法への対応や、気候変動の影響による豪雨の頻発、降雨量の増大に対応するため、流域全体で、関係者が協働して取り組む流域治水への転換が急務となっている他、気候変動の影響による海面水位の上昇等が顕在化していることを踏まえた、海岸保全施設の長期的な整備の在り方の検討も必要になっています。さらに、感染症との複合災害や情報通信分野を中心としたデジタル化の進展への対応も必須となっています。

県は、こうした政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に水防災戦略を改定し、さらなる対策強化を図ることとしました。

2 対象とする災害

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害とします。

3 戦略の目標

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定めます。

「水害からの逃げ遅れゼロ」

「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

4 戦略の対象とする対策

今後の水害対策の基本となる流域治水の考え方に基づき、「氾濫ができるだけ防ぐ、減らす対策」について必要なハード対策を加速させます。また、防災におけるデジタル化・DXの推進、感染症との複合災害対策など、新たな課題に対応するソフト面の取組みを展開します。

(1) 被害軽減の取組みを加速させるハード対策

中長期的な視点からの取組みに加え、ダム湖や河道における堆積土砂の撤去など、流域治水の観点から重点的に推進すべき事業、また、「いのち」を守り、被害を軽減する事業を推進します。

(主な取組み)

- ・遊水地の整備や流路のボトルネック箇所である鉄道橋架替等に加え、老朽化した放流施設の更新に伴い、事前放流の強化を図る相模ダムリニューアル事業を実施
- ・要配慮者利用施設のある箇所や過去にかけ崩れがあった急傾斜地の箇所などにおける土砂災害防止施設の整備を、更に加速

(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業を推進します。

(主な取組み)

- ・消防の訓練施設「かながわ版ディザスターシティ」について、土砂災害や洪水からの救出救助の訓練環境の増強を図り、土砂災害や水害への対応力を強化
- ・大規模災害時に想定される水洗トイレの機能不全に対応するため、市町村支援のための県の備蓄強化や、市町村の仮設・携帯トイレの確保への支援、家庭における在宅避難に備えた携帯トイレの備蓄促進などのトイレプロジェクトを展開

第1章 災害に強いまちづくり

○ 県は、その自然的条件、社会的条件から、災害に対する脆弱性が指摘されています。このため、これまででも災害に強い安全な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的な土地利用を基本に都市づくりを進めてきました。例えば、安全性に配慮した土地利用を図るため、土石流、がけ崩れ、浸水などの風水害等の発生が予測される区域など、災害に関する情報を県民に提供しています。

○ 「安全な県土づくり」は、県民社会を支える基礎的な条件です。県としては、県政の運営全般にわたって、常に「安全な県土づくり」という視点を重視し、様々な取組の蓄積によって実現していくものとして、長期的、総合的な視点に立って、積極的に取り組んでいます。

例えば、高潮等の災害から背後地を守るための海岸等の整備を進めるとともに、土砂災害を防止するための対策工事に重点的に取り組んできました。さらに、河川整備にも着々と取り組んできています。

○ しかし、近年の都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街やビルの地下などの地下空間の利用が進み、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、内水による地下空間などへの浸水による都市型水害発生の危険性が増しています。

このため、今後は、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を基本的な考え方とし、治水対策を進めます。また、河川流域の適正な土地利用をより一層促進するとともに、市街地に当たっては、遊水地、調整池等の雨水貯留施設や浸透施設の設置、透水性舗装の施工を進めるなど、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて適切な対策を実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を図ります。

河川については、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、分水路等の建設等の整備を計画的に進めるとともに、下水道による雨水排水施設等の整備を進め、大雨による洪水等に対する都市の安全性の向上を図ります。

さらに、高潮等の災害から背後地を守るため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を推進するとともに、山地災害等からの安全性を確保するための治山対策、総合的な土砂災害対策にも引き続き取り組んでいきます。

事業の実施に当たっては、想定を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮します。

○ また、老朽化した社会資本についても、長寿命化対策の実施等により、適切な維持管理に努めます。

○ 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めます。

○ 県は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりに努めます。

○ 県及び市町村は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

【現状】

- 県では、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、安全で、住み良く、暮らしやすい生活・生産環境の確保を図るため、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、総合的、計画的な土地利用を進めています。
- 例えば、安全性に配慮した土地利用を図るため、風水害による斜面崩壊、地すべり、土石流あるいは地震によるがけ崩れ、液状化、津波浸水などの発生が予測される区域など、災害に関する情報を県民に提供しています。
- また、都市計画法に基づく開発の許可に当たっては、防災性に配慮し、安全性の確保に努めるとともに、既成市街地の都市機能の更新、居住環境の改善、防災性の確保等を図り、安全で住み良いまちづくりを目指して市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業等を進めています。
- さらに、盛土による災害を防止するため、都市計画法をはじめとする土地利用規制に関する法令に加え、県及び一部市町では、土砂の適正な処理を推進するための条例を定め、盛土の形状をはじめ排水施設や擁壁等について安全基準等に基づく審査及び指導を行っています。
- 都市計画区域内の土地について、道路や河川等の公共施設の整備を進めるとともに、宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業を実施し、健全な市街地の造成と良好な宅地の供給を行っています。
また、既存市街地などについても、防災性をはじめとして、都市における市街地整備の水準は依然として低い状況にあることから、災害に強いまちづくりの根幹的手法としての土地区画整理事業の促進を図っているところです。

【課題】

- 人々が安心して生活し、社会・経済活動を行うためには、都市の安全性が基本となります。広域にわたり市街地が連担している神奈川の都市の安全性を高めるためには、自然環境との共生を重視し、都市の質の向上を図ることが大切です。こうした観点から、計画的な土地利用を一層進めるとともに、地震、土砂災害、洪水等の災害情報を踏まえて都市計画を行うことが、防災都市づくりの基本的課題となっています。
- 大規模風水害等の災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。
- 市町村が都市防災を考慮し、住民主体のまちづくりを推進していく必要があります。
- 盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。

そのため、令和3年に静岡県で発生した土石流土砂災害の教訓を踏まえ、令和4年5月に成立した盛土規制法に適切に対応する必要があります。

【取組の方向】

- 県は、自然災害による被害の発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、風水害等の発生が予測される区域など、災害に関する情報を県民に提供するとともに、県及び市町は、土地利用の規制・誘導、市街地の面的整備等、都市全体の視点から、平常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進していきます。

また、市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備について、事業計画の策定や交付金の採択について技術的支援を行います。

- 県及び市町は、河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により、都市災害の危険性が増大している地域では、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用の誘導を図り、総合的な治水対策の推進に努めます。
- 県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めます。
- 県又は市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。
- 市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。
- 盛土による災害防止のための総点検の結果、必要な災害防止措置が確認できなかつた盛土については、必要な調査や対策工事を実施し、人家等への被害が生じないよう、災害の防止に努めていきます。

また、引き続き関係法令等に基づき、土砂の適正処理が図られるよう努めていきます。

【主な事業】

1 計画的な土地利用の推進

- 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [政策局、県土整備局]
- 県及び市町村は、河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図ります。 [環境農政局、県土整備局]
- 県及び市町は、街区内外に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り、街区内外のオープンスペースの確保を図ります。 [県土整備局]

2 災害に強いまちづくりの促進

- 県は、市町村が行う災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備について、都市防災総合推進事業の採択に向けた取組を支援していきます。 [県土整備局]

3 危険を回避した土地利用

- 県は、風水害等の発生が予想される区域や危険区域箇所など、災害に関する情報を県民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。 [くらし安全防災局、環境農政局、県土整備局]

4 市街地の整備

- 県及び市町等は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る土地区画整理事業を促進することにより、広幅員道路、公園緑地の整備や無電柱化等、市街地の防災性の向上を図ります。 [県土整備局]
- 県及び市町等は、既成市街地について、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業等を促進することにより、密集した市街地の防災性の向上や安全で快適な居住環境の創造を図ります。 [県土整備局]

5 開発許可に係わる安全性の配慮

- 県は、都市計画法に基づく開発行為に関する工事現場に対して、検査体制の充実強化に努めます。
[県土整備局]

6 地籍調査の実施

- 県は、市町村が実施する地籍調査の取組を支援し、大規模風水害等の災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。
[県土整備局]

7 盛土の安全性の把握

- 県及び市町村は、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行います。
- 県は、危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間、市町村が地域防災計画の修正や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行います。
- また、盛土規制法に基づく規制区域を指定するための基礎調査を実施するとともに、既存の盛土の分布状況や安全性を把握する調査を実施します。
[環境農政局、県土整備局]

資料

- 地震編 2-1-(2) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況一覧表
" 2-1-(3) 宅地造成工事規制区域図
" 2-1-(4) 市街地再開発事業の概要
" 2-1-(5) 土地区画整理事業の概要
" 2-2 県立都市公園等一覧

第2節 治山・造林

【現状】

- 県の森林は、丹沢山塊、箱根山塊及び三浦半島に分布し、県土面積の約40%を占めていますが、これら森林地帯は地形が急峻で複雑なうえ、地質が脆弱であるため、集中豪雨、地震等で荒廃しやすい状況にあります。
- 大正関東地震、北伊豆地震で発生した荒廃地は、治山事業等による復旧事業により相応の成果が得られましたが、令和元年東日本台風をはじめ、近年の集中豪雨などによる森林の被害も発生しており、今なお多くの荒廃地があります。
- そこで、県では荒廃地を復旧し、また荒廃を未然に防止するために、森林整備保全事業計画により計画的に治山事業を推進しています。
- また、土砂流出防備保安林などの保安林の指定を行うとともに、保安林の森林整備を計画的に実施することにより、山地災害を防止するよう努めています。
- さらに、健全な森林を維持することは森林の持つ県土保全機能を十分に發揮させることになるため、適切な造林、保育が行われるよう努めるとともに、水源地域では水源の森林づくり事業を推進します。
- 湘南海岸では、強風により海岸地帯の住宅や道路が飛砂や塩害の被害を被っているため、県では、飛砂防備対策に積極的に取り組んでいます。

【課題】

- 近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離れなど、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害防止や水源かん養など、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。
- このため、山地災害を未然に防止するための治山工事や、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくることが必要です。

【取組の方向】

- 県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて県民に周知を図ります。また、「山地災害危険地区」について、定期的にパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努めます。
- 県は、流域を単位とした面的、集中的な森林管理の視点から、荒廃森林の復旧を計画的に進めるとともに、混交林や複層林など、豊かで活力ある多彩な森林づくりを推進し、災害に強い森林づくりを進めます。

【主な事業】

1 治山工事の計画的な推進

- 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進めます。 [環境農政局]

2 森林の機能の維持・向上

- 県は、森林をそれぞれの目的に応じた保安林に指定し、施業の制限を行うとともに、森林の状況が悪化している保安林の整備を進めます。 [環境農政局]

- 県は、健全な森林を造成するため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに、複層林や混交林など災害に強い多彩な森林づくりを進めます。 [環境農政局]
- 県は、水源地域の森林において、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。 [環境農政局]
- なお、森林整備に当たっては、流木被害の未然防止の工夫等を図ります。 [環境農政局]

3 湘南海岸における飛砂防備対策等

- 県は、湘南海岸一帯の住民及び公共施設を飛砂、塩害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全を図るため、砂防林の整備・保全を進めます。 [県土整備局]

第3節 治水対策

【現状】

- 県では、人口増加に伴い土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少により都市型水害が増加しています。
- また、近年は1時間当たり100mmを超すような集中豪雨の発生頻度が高まってきており、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水により地下鉄、地下街、ビルの地下施設等の地下空間などに大きな被害が生じています。
- 国と県は、洪水予報河川や水位周知河川等について、「想定しうる最大規模の降雨」により河川が氾濫した場合に、想定される浸水の範囲と水深を表した洪水浸水想定区域図を令和2年までに作成、公表しています。
- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（通称「流域治水関連法」）が整備されました。

【課題】

- 都市化の進展や、気候変動による集中豪雨などが頻発する状況の中、土地利用に当たっても、治水施設設備とともに、河川流域において適正な保水・遊水機能を持たせることが必要であり、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換が必要です。
- 都市機能の増進を図るために地下鉄、地下街、ビルの地下施設等の地下空間の有効活用が進められており、これらの浸水対策が必要となっています。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。
- 県は、河川について、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設等の整備を推進します。
- 県は、重要河川について、治水対策上、関係機関等が相互に必要とする河川情報を、平常時、緊急時を問わずリアルタイムで共有化できる情報基盤の整備を推進します。
- 県及び市町村は、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水遊水機能が確保されるように図ります。
- 県は、横浜地方気象台と共同で洪水予報（洪水注意報、洪水警報等）を行うとともに、水位周知河川において氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定めるなど、住民等の避難に資する洪水情報を提供します。
- 県は、洪水予報河川や水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、風水害時の避難体制の整備を支援します。
- 県及び市町は、土地区画整理事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策の方法として事業地内において遊水機能を持たせた施設の設置や、斜面崩壊及び地すべり防止を考えた土地利用計画を指導していきます。
- 開発に伴う下流河川の治水対策について、県は、地域の自然、社会条件、下流河川及び周辺の状況等を勘案し下流河川等の管理者との調整を行った上で、安全で、合理的かつ効果的な規模及び方法により取り組みます。
- 県は、県及び横浜市が管理する河川を対象に、横浜地方気象台、県、横浜市、県及び横浜市管理

河川流域の市町村等で構成する「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を設置し、減災のための目標を共に有し、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めていきます。

- 県は、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施します。
- 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために、共同して、流域水害対策計画を策定します。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行います。
- 県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができます。
- 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができます。

【主な事業】

1 治水施設等の整備

- 県は、県内の河川のうち、特に過去の大暴雨で水害が発生した河川や都市化の著しい河川について、都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）により整備します。 [県土整備局]
- 県は、総合治水対策特定河川に指定されている鶴見川、境川、引地川、目久尻川の4河川について、流域の保水機能の確保、安全な土地利用の指導などと併せて治水施設の整備を積極的に進めます。 [県土整備局]
- 県は、県民の安全確保のため、管理する河川について、水位周知河川の指定を進めます。このため、未指定の河川への水位計の整備を進めるとともに、氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）を定めるための調査を行います。また、水位周知河川において、洪水浸水想定区域を指定します。 [県土整備局]

2 安全性に配慮した行政指導の実施

- 県及び市町は、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制を事業者に指導します。 [県土整備局]
- 県及び市町は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導します。 [県土整備局]

3 浸水想定区域の指定、公表等

- 国及び県は、洪水予報河川、水位周知河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知します。
- また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めます。 [県土整備局]
- 市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水

深、浸水継続時間等を公表します。

- 県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知します。
[県土整備局]
(高潮対策については、「第7節 高潮対策」において必要な対策を定めています。)

4 浸水想定区域における避難の確保

- 市町村は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町村地域防災計画に、次の事項等について定めます。
 - ア 少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - イ 浸水想定区域内の、次の施設の名称及び所在地
 - （ア）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - （イ）要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
 - （ウ）大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの
 - ウ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
- 浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。
- 市町村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知します。
- 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができます。

5 地下街等における避難、浸水対策等

- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置します。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表します。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等

と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めます。

- 地下街等の管理者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土嚢などの水防資機材の備蓄や出入り口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努めます。
- 地下街等の管理者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりうる事態を想定した従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図ります。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施します。

6 地下街等における浸水の危険性の周知、啓発

- 県、市町村及び地下街等の管理者は、日頃から洪水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努めます。 [県土整備局]
- 市町村は、浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等がある場合には、洪水等による浸水の危険性についての周知、啓発に努めます。

7 要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等

- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について市町村長に報告します。
- 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとします。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとします。

資料

風水害編 2-1-3 都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）

第4節 河川改修

【現状】

- 近年、河川流域の都市化の進展は著しいものがあり、従来保有していた保水・遊水機能の減少に伴い、河川への直接流出量が増大しています。また、沿川に人家や工場等が密集しており、従来と同程度の洪水でも被害が大きくなる傾向があります。
- 改修規模の目標設定に当たっては、河川の重要度を重視するとともに、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して決定することとしています。
- 県の管理河川は、26 水系 113 河川（755.0km）ありますが、要改修延長 452km の河川改修を積極的に進めています。
- これらの治水対策の進め方としての洪水処理方式として、河道拡幅、分水路設置などの河道処理方式と、遊水地、地下調節池、ダム設置等の洪水貯留方式等があり、河川の特性に応じて計画を立案して改修を進めています。

【課題】

- 近年の河川流域の都市化の進展に伴う洪水被害が大きくなる等の状況に対応するため、都市基盤としての治水対策の推進は緊急な課題となっています。
- 県の管理河川流域に想定されるすべての開発に対応させ、その安全性を確保していくためには、相当の経費と長い年月が必要となります。

【取組の方向】

- 県は、大河川については、長期的には年超過確率（注）1/100 から 1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1 時間当たり 50mm～60mm の降雨相当（4 年～10 年に 1 回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策を推進します。

【主な事業】

計画的な河川改修の実施

- 県は、大河川（相模川、酒匂川、中津川）について、長期的には年超過確率 1/100 から 1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、相模川については、さがみ縦貫道路に沿った無堤部の築堤を完成させるとともに、海老名市河原口地区の拡幅を進め、治水安全度の確保を図ります。なお、相模川、酒匂川については、国や他県と連携して進めます。 [県土整備局]
- 県は、中小河川については、長期的には年超過確率 1/30 から 1/100 の規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、特に過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）により、18 河川を治水上特に重要な河川と位置づけ、当面、1 時間当たり概ね 50mm～60mm の降雨に対応した治水安全度の確保を図ります。 [県土整備局]

資料

- 風水害編 2-1-3 都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）
 " 2-1-4 海岸・河川・港湾図

(注) 年超過確率 1/100 である場合、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率は 1 % (1/100) となる。

第5節 下水道整備

【現状】

- 下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした汚水排除施設の整備と浸水の防除を目的とした雨水排除施設等の整備を実施しています。現状では、雨水整備は、汚水整備に比べて、多少遅れています。
- 公共下水道は、県内 33 市町村が事業に着手しています。事業を早期に着手した都市の排除方式は、一部地域で合流式を採用しており、その他の都市は分流式です。

【課題】

- 浸水防止対策の整備を促進していく必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、汚水排除施設の整備とバランスのとれた雨水排除施設等の整備を促進していきます。
- 県及び市町村は、排水施設等の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上させていきます。
- 市町村は、現在、既に都市の集積等により浸水被害が生じている地域はもとより、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加すると予想される地域に対しても浸水被害の解消に向けて、排水施設等の整備を推進していきます。
- 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより大規模風水害等の災害発生後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めます。
- 浸水被害対策区域を指定した下水道管理者は、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減の推進に努めます。

【主な事業】

下水道施設の整備

- 県及び市町村は、排水施設の整備、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を推進します。

[県土整備局]

第6節 洪水調節

【現状】

- 昭和 22 年に完成した相模ダムは、水道用水、工業用水及び発電を目的とするダムです。洪水が予想される場合には、予備放流によって相模ダムの水位を低下させ、洪水処理を行っています。
- 昭和 40 年に多目的ダムとして完成した城山ダムは、洪水時には 50 年確率の洪水流量 $4,100 \text{ m}^3/\text{秒}$ を $3,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ に調節して流下させることにより、下流の災害や水害の軽減を図っています。
- 昭和 53 年に多目的ダムとして完成した三保ダムは、洪水時には 100 年確率の洪水流量 $2,100 \text{ m}^3/\text{秒}$ を $1,250 \text{ m}^3/\text{秒}$ に調節して流下させることにより、下流の災害や水害の軽減を図っています。
- 平成 13 年 3 月に完成した宮ヶ瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を目的としています。

【課題】

- 県は、上流地域の災害防止を図るために貯水池の堆積土砂の除去を行う必要があります。
- ダム完成後、相当の年月が経過し、共同施設の設備も老朽化しつつあるので、計画的に施設の更新等を行う必要があります。

【取組の方向】

- 県は、上流地域の災害防止を図るため、貯水池の堆積土砂の除去を実施します。
- 県は、共同施設等の計画的な施設更新を行うとともに、時代に応じたシステム等の導入を行い、万全なダム管理を行います。
- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進します。

【主な事業】

1 貯水池等の整備

- 県は、上流地域の災害防止を図るため、相模貯水池の堆砂対策事業により、相模貯水池のしゅんせつ、流入支川の保全等を行います。 [県土整備局、企業庁]

2 ダム施設等の管理及び改良

- 県は、城山ダム及び三保ダムについては、ダム共同施設等の施設の管理及び施設改良を行います。 [県土整備局、企業庁]
- 国は、宮ヶ瀬ダムについて、洪水調節機能により下流の災害や水害の軽減を図ります。

資料

- | | | |
|------|-----------|------------------|
| 風水害編 | 2-1-6-(1) | 放流警報施設位置図（相模川） |
| " | 2-1-6-(2) | 放流警報施設位置図（酒匂川） |
| " | 2-1-6-(3) | 放流警報施設位置図（中津川） |
| " | 2-1-6-(4) | 水防時における通信連絡基本系統図 |

第7節 高潮対策

【現状】

- 県の海岸線は総延長で約430kmあり、沿岸部では市街化が進み、海水浴シーズンには数多くの人が集まる大小27の海水浴場を抱え、さらに、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人々が利用しています。
- 相模灘では、近年侵食が進み、台風時には高潮の被害が発生しています。その結果、各海岸における最大水位は、海岸の地勢等により異なるため、具体的な施設整備は、それぞれの調査結果の最大水位をもとに、背後地盤が低く、災害の危険性が高い海岸から整備を進めています。
また、高潮対策のため、護岸等の整備を進めています。
- 河川では、地盤が低く、人口密度の高い帷子川について、伊勢湾台風級を想定して防潮堤の整備を進めています。また、国では、鶴見川（河口からJR東海道線橋りょう区間）において河川高潮対策を推進するとともに、多摩川（河口から六郷橋区間）、相模川（河口から国道1号線馬入橋区間）においても河川高潮対策を計画的に進めています。
- 川崎市は、防潮堤の築造及び東扇島、扇島埋め立てにより、伊勢湾台風級の台風襲来を想定したとしても内陸部への浸水は、ほぼ防止できる状況にあります。また、湾に直面する浮島南部については、浮島町地先に廃棄物埋め立て事業による外周護岸の完成や、更には東扇島防波堤の完成により波浪の直撃を避けられるようになっています。
- 横浜地方気象台は、県の沿岸の市町で高潮による被害の発生を予想した場合には、市町ごとに設定された基準により、高潮の警戒・注意期間、ピーク、最高潮位を記した高潮特別警報・警報・注意報を発表します。
また、異常潮位等の潮位の変動による被害が発生するおそれがある場合、並びに潮位の状態について住民及び関係機関に対し解説等を行うことが有効である場合、神奈川県潮位情報を発表します。
- 県は、平成31年4月に東京湾沿岸（神奈川区間）、令和3年5月、令和3年8月に相模灘沿岸において、高潮浸水想定区域の指定並びに高潮特別警戒水位を設定しました。

【課題】

- 海岸高潮対策として、護岸等を整備するのみならず、侵食に合わせ、かつ、環境・利用が調和した対策が必要です。
- 河川高潮対策として、帷子川においては、築地橋、万里橋、平岡橋、JR東海道本線橋りょう、JR根岸線橋りょう、JR貨物線橋りょう、京浜急行橋りょうの7橋りょうの対策を検討する必要があります。
また、護岸整備の一層の促進を図るとともに、県民に高潮による浸水想定区域の周知徹底を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県は、沿岸住民の安全を確保するため、海岸の整備を優れた消波機能を有する砂浜の保全・回復によって図るとともに、護岸などの海岸保全施設の整備を進めます。また、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、風水害時の避難体制の整備を支援します。
- 河川高潮対策として、県では引き続き帷子川河口部の改修を重点的に進めます。
また、県では、地域住民の安全を確保するとともに、地域の景観等に配慮した整備を計画的に進めます。
- 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進します。

【主な事業】

1 海岸高潮対策の推進等

- 県は、茅ヶ崎、葉山及び小田原海岸等において、海岸高潮対策として、養浜、護岸等の整備を進めます。 [環境農政局]
- 県は、小田原漁港海岸で侵食防止・高潮対策の人工リーフの整備を進めます。 [環境農政局]
- 横浜市は、臨海部の護岸について、民有護岸を含め点検を進めるとともに、かさ上げ等の必要な指導、要請を行い、改修を進めます。
- 横須賀市は、港湾区域、漁港区域内の高潮対策について、護岸等の整備を推進し、今後も高潮対策に万全を期していきます。

2 河川高潮対策の推進

- 県は、河川高潮対策として、帷子川において河川改修事業を行っており、今後も計画的に改修を進めていきます。（要改修延長 4.8km に対して令和2年度末現在改修済延長 3.0km）
- [県土整備局]

3 浸水想定区域の指定、公表等

- 県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知します。
- [県土整備局]

4 高潮氾濫発生情報

- 県は、高潮による浸水被害の発生状況と潮位等の実績を精査し、高潮氾濫発生情報の精度向上を図ります。
- [県土整備局]

第8節 水害予防施設の維持補修

【現状】

- 流域の開発により風水害時の農業用水路への雨水の流入量が増大し、農地のみならず周辺宅地にも湛水被害のおそれがあるため、点検と安全対策を実施しています。
- 農業用施設周辺の農地の宅地化が進展し、農業用施設の崩壊や土砂崩れ等の災害によって、人家等に被災のおそれがあるため、点検と安全対策を実施しています。
- 広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について管理点検と維持補修を実施しています。
- 県管理河川は、現在一級河川は、多摩川、鶴見川、相模川の3水系34河川、延長は261km、二級河川は帷子川などの23水系79河川、延長494kmであり、合計26水系113河川、延長755.0kmを管理しています。

【課題】

- 農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性のより一層の向上が必要となっています。
- 広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設に対するきめ細かな点検管理のパトロール体制を強化する必要があります。
- 河川改修の推進に伴い、河川施設の整備が図られていますが、時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性を確保します。
- 県及び市町村は、パトロールなどで明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持改修を行い、施設の機能を保ちます。
- 県及び市は、既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的・重点的に風水害対策を実施するものとします。また、基準に適合しない占用工作物等は管理者に必要な措置を勧告します。
- 県及び市は、堤防高が不足している箇所の築堤、堤防の質的改良を地元住民等の合意を得て実施するほか、必要な箇所において、堆積土砂の除去や、樋門、樋管の改修及び増強を行います。
- 市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進します。

【主な事業】

1 農業用施設等の整備・改修

- 県及び市町村は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進します。

[環境農政局]

- 県及び市町村は、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施します。

[環境農政局]

- 県及び市町村は、河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施します。

[環境農政局]

2 農地保全施設等の整備・維持補修

- 県及び市町村は、急傾斜地帯の農地において、降雨による侵食等の被害防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施します。 [環境農政局]

3 農業用施設、漁港施設、港湾海岸施設、林業施設の整備・維持補修

- 県及び市町村は、広域農道、漁港、漁港海岸、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。 [環境農政局]

4 河川管理施設の整備・維持補修

- 県は、河川管理施設の施設点検や重要水防箇所等からランクづけを行い、計画的・重点的に維持補修を進めます。 [県土整備局]

第9節 土砂災害対策

【現状】

- 県には、多くの丘陵地があり、降雨等による崩壊により、災害の発生する危険性のあるがけが数多くあります。

また、箱根、丹沢の山地には、土石流のおそれのある地域が数多くあります。

そこで、県では、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業による土砂災害対策や治山事業による山地災害対策に積極的に取り組んでいます。
- また、こうしたハード対策とともに、住民等に地域の危険度を理解していただくため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト対策を進めています。
- さらに、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日付け文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省消防庁通知）により、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業など国土保全事業の推進、当該施設が所在する市町村や施設の管理者への通知、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚、さらに、施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立など、防災体制の整備に努めるよう指導をすることとしています。
- また、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け文部科学省、厚生労働省、国土交通省通知）により、土砂災害のおそれのある箇所に立地する主として防災上配慮を要する者が利用する施設に関する基本的な情報を衛生部局、民生部局、砂防部局で共有し、当該施設に係る土砂災害対策を推進することとしています。
- なお、各学校設置者においても、同通知の内容を踏まえ、関係部局との情報共有等により、一層緊密な連携を図るなど、適切な対応に努めます。

【課題】

- 県は、豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進するとともに、市町村は、これら土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制を整備していく必要があります。

【取組の方向】

- 県は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進します。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進します。
- 県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策を推進するため、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を基に土砂災害警戒区域等の指定及び図面を公表します。また、市町村は県が指定した土砂災害警戒区域等を基に警戒避難体制の整備を図ります。

【主な事業】

1 急傾斜地崩壊危険区域等における災害防止

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地において、住宅の立地状況のほか、福祉施設などの有無も考慮し、優先度の高い箇所から順次、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めます。

[国土整備局]

2 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

- 県は、高齢者、障害者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）を土砂災害から守るため、土砂災害防止施設の整備を積極的に推進します。市町村は、施設の管理者等に対して情報を提供するとともに、防災体制の整備に努めます。 [国土整備局]

3 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域及び砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をインターネットなどにより周知します。また、パトロール等を実施し、指定区域内における、土砂災害を誘発助長する行為の制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行います。 [国土整備局]

4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等

- 県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域として指定します。
- 土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。
- さらに、県は、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定します。なお、指定した土砂災害特別警戒区域では、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制や、建築基準法に基づいた建築物の構造規制等が行われます。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図る必要性について検討を進めます。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討します。 [国土整備局]

5 土砂災害警戒情報

- 県及び横浜地方気象台は、土砂災害の発生状況と降雨の実績を精査し、土砂災害警戒情報の精度向上を図ります。 [国土整備局]

6 市町村の対策

- 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定めます。
- 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載し

た印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。

- 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした、具体的な避難指示の発令基準を設定します。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。

- 市町村は、避難場所の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。また、土砂災害警戒区域に居住する地域住民や観光旅館・ホテル等、要配慮者利用施設の関係者等に対して、土砂災害対策に関する計画内容の周知を徹底します。
- 市町村は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。
- 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けます。

7 要配慮者利用施設における避難対策等

- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市町村長に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、結果を市町村長に報告します。

8 山地の災害防止等

- 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進めます。〔環境農政局〕
- 県は、集落の孤立化を防ぐため、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる広域農道小田原湯河原線の整備など農道・林道の安全確保に努めます。〔環境農政局、県土整備局〕
- 県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて県民に周知を図ります。

また、「山地災害危険地区」について、定期的に目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努めます。〔環境農政局〕

資料

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 地震編 | 2-5-(1) 急傾斜地崩壊危険箇所指定区域(年度別達成率表) |
| " | 2-5-(2) 市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表 |
| " | 2-5-(3) 市町村別急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧表 |
| " | 2-5-(4) 市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積 |
| " | 2-5-(5) 急傾斜地崩壊危険箇所等(市町村別) |
| " | 2-5-(6) 市町村別地すべり危険箇所一覧表 |
| " | 2-5-(7) 市町村別地すべり防止区域指定一覧表 |
| " | 2-5-(8) 市町村別土石流危険渓流一覧表 |

- " 2-5-(9) 市町村別砂防指定地(土石流危険渓流)一覧表
- " 2-5-(10) 土石流危険渓流等(市町村別)
- " 2-5-(11) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表
- " 2-5-(12) 市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表

第10節 造成地の災害防止

【現状】

- 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については都市計画法の技術基準、及び宅地造成工事規制区域の指定区域内においては宅地造成等規制法の技術基準に照らし、排水や擁壁について審査及び指導を行っています。
- 平成7年の阪神・淡路大震災においても、こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は地震に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国は、この経験をふまえ宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を行いました。

【課題】

- 全国各地における昨今の被災実態をふまえ、現行の宅地防災行政を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に併せ、県は、宅地の安全確保のため、基礎調査を実施した上で、市町村の意見を聞きながら、宅地造成等工事規制区域の指定を行うとともに、開発事業者に対しては、工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行っています。
- また、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めています。

【主な事業】

1 宅地造成地の災害防止

- 県は、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めます。 [県土整備局]

資料

地震編 2-1-(2) 宅地造成工事規制区域図

第11節 地盤沈下の防止

【現状】

- 地盤沈下は、地下水を採取することにより、地下水位が低下し、地層が収縮するために起こるといわれています。県内においては、地下水の過剰な汲み上げに起因する地盤沈下は沈静化の傾向にありますが、軟弱地盤における圧密沈下によるものと思われる地盤沈下が局地的にみられます。
- 県内の地盤沈下地域は、工業用水法及び県生活環境の保全等に関する条例等により地下水採取の規制地域になっており、横浜市及び川崎市（一部）には、工業用水法による規制を行い、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市（一部）、海老名市及び寒川町には、県生活環境の保全等に関する条例により規制を行っています。
- 地盤沈下の状況を把握するため、横浜市・川崎市、県央（厚木市・海老名市）及び湘南（平塚市・茅ヶ崎市・寒川町）地域の7市町において、水準測量、観測井による地下水位の観測等を行っています。
- また、地下水採取規制地域の周辺部の地盤沈下を防止するため、鎌倉市及び藤沢市でも水準測量を実施しています。
- 県は、政令指定都市を除く7市町が行う精密水準測量等の地盤沈下監視事業に対して補助を行っています。

【課題】

- 近年、地下水の過剰汲み上げに伴う地盤沈下は沈静化の傾向にありますが、建設工事等に伴う局地的な沈下が生じています。

【取組の方向】

- 県と市町が連携し、局所的な地盤沈下の状況を把握するため、水準測量等の調査を継続します。
- 県は、地盤沈下を防止し、持続的な地下水の利用を図るため、指定地域における地下水採取の届出制を許可制に移行し、指導の強化を図ります。
- 県は、建設・土木工事等による周辺の地盤沈下を防止するために、事業者が適正な措置を講じるよう啓発を図ります。

【主な事業】

地下水採取の規制

- 県は、県内の地盤沈下地域を神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）により、地下水採取の規制地域として規制します。 [環境農政局]
- 県は、工業用水法、県条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき報告される地下水採取量等や市町が実施する水準測量調査データを集計整理して、地盤沈下調査結果のとりまとめを行います。 [環境農政局]
- 県は、県条例で指定する地下水採取規制指定地域及び指定地域の周辺地域の市町が、地盤沈下調査として実施する水準測量等の事業費に対して補助を行います。 [環境農政局]

第12節 建築物の安全確保

【現状】

- 住宅をはじめとする建築物については、建築基準法第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性が確認されます。
- 建築物をはじめ、落下物、ブロック塀等の安全対策を総合的に進めています。
- 大都市の中心市街地等における地下空間では、都市機能の増進を図るために、有効活用が進められており、住宅及びビルの地下施設や地下街等様々な利用がされています。

【課題】

- 施工又は維持管理に起因すると考えられる建築物の外装等の剥離、落下による事故が発生していることから、強風時に対しても外装材をはじめ建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要です。
- 近年、1時間当たり100mmを超すような集中豪雨の発生頻度が高まってきており、内水による浸水により住宅やビルの地下施設等に大きな被害が生じるなど、これらの浸水対策が必要となっています。

【取組の方向】

- 県、市町村及び建築物等の所有者等は、都市の安全性の向上を図るために、建築物の安全確保や強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策について取り組んでいきます。
- 県及び市町村は、大雨等による建築物への浸水防止対策を推進します。

【主な事業】

1 普及・啓発

- 県は、市町村と共同して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有(管理)者に対して、指導助言を行います。 [県土整備局]

2 応急対策上重要な施設の安全確保

- 県、市町村及び施設管理者は、劇場、地下街、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。 [県土整備局]

第13節 ライフラインの安全対策

【現状】

- 上水道について、県営水道では、災害用指定配水池を37箇所指定し、災害時における飲料水の確保に努めています。さらに、安定供給とライフラインの確保の観点から停電に備え、浄水場では受電施設の複数系統化や自家発電装置等の整備を進め、単独庁舎の営業所では非常用発電機を設置しています。
- 下水道施設については、処理場や幹線管渠のネットワーク等、バックアップ体制の確立がなされていないため、風水害による被害が処理場あるいは幹線管渠等に発生した場合、処理が不能あるいは著しく能力低下するおそれがあります。
- 電気については、東京電力パワーグリッド㈱が災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めています。
- 都市ガスについて、東京ガスネットワーク㈱は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を実施しました。
そのほかの県内の都市ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき緊急遮断装置の設置などの安全対策を進めています。
また、液化石油ガス（LPGガス）についても、ガス放出防止器及びS型メータ等の設置推進などを図り、安全対策を進めています。
- 電話・通信については、東日本電信電話㈱（以下「NTT東日本」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱（以下「NTTコミュニケーションズ」という。）及び㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）において、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。
また、輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供します。
なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

【課題】

- 電力供給が長時間停止した場合に備え、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する給水の確保、継続を図る必要があります。
また、長時間の電力供給停止により広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動について各市町村とその内容、方法等を十分協議しておく必要があります。
- 下水道施設について、風水害に対して安全性を確保するため、今後、処理場間の相互運転体制を整備していく必要があります。
- また、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生などの問題が生じたため、ライフラインの安全性のより一層の向上が必要となっています。

【取組の方向】

- 電気、ガス、水道、通信サービス等のライフラインは、県民生活に欠かすことのできない施設であることから、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、各事業者は、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進めます。
- 都市ガスについて、東京ガスネットワーク㈱は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などを進め、安定供給と緊急対応の確立に努めます。
- その他の電気、液化石油ガス、通信サービスについては、それぞれの事業者において、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、安全強化対策をさらに推進していきます。
また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます。

- 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めます。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めます。
- 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めます。

【主な事業】

1 上水道施設

- 県営水道は、災害時における飲料水の確保に努め、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進めます。 [企業庁]

2 下水道施設

- 県は、災害時の相互融通機能を確保するため、流域下水道の処理場のネットワーク化を進めます。 [県土整備局]

3 無電柱化

- 道路管理者は、災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、無電柱化することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図ります。

[県土整備局]

4 電気、ガス、通信サービス

- 電気、ガス、通信サービス事業者は、各施設について、共同溝の整備等、防災性の向上に一層取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。
- 九都県市は、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言板の利用方法を記載する帰宅困難者用リーフレットを作成し、その活用について周知します。

[くらし安全防災局]

- 県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備などの導入や、電気自動車・燃料電池自動車などの分散型電源の普及促進を図ります。 [産業労働局]

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

- 風水害については、発災直前・直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害が発生するおそれがある場合、あるいは災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。
- 特に、県では、災害発生のおそれがある場合、あるいは災害が発生した場合の各種対策を速やかに決定し、迅速な応急活動を実施する司令塔としての災害対策本部室や各種支援対策の拠点施設として、県総合防災センターを整備するなどの準備を進めてきました。
- しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、具体的で実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには広域応援体制の充実を図る必要があります。
- また、応急活動の実施に当たっては、県民に最も身近で基礎的な自治体としての市町村の役割が重要となるため、市町村の事前準備について、県は、積極的な支援を行うとともに、広域的対応の必要な緊急輸送路の確保、広域的支援体制や国との連携などを強化、充実します。
また、本県が大規模風水害等の災害に見舞われた場合、様々な機関からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要があることから、広域応援体制のさらなる充実を図り、平成26年3月に「神奈川県災害時広域受援計画」を策定し、平成28年熊本地震の教訓や法令改正等を踏まえ、令和2年3月に修正しました。
- さらに、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害救援ボランティアの充実強化を図ります。
- 平成30年6月に災害救助法が改正され、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「政令指定都市」という。）が国から救助実施市の指定を受けることで、救助の実施主体になり得ることとなったことを受け、大規模風水害等の災害時に、救助主体が複数になっても、県の広域調整の下で迅速で公平な救助ができるよう、平成30年12月に、「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」を策定しました。
- 令和2年春から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になっています。今回のコロナ禍における災害対応の経験を、今後災害対策の強化に繋げる必要があります。
- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難情報の見直しや広域避難に関する仕組みが導入されました。近年頻発する大規模風水害等の災害の課題や教訓を踏まえた、法令等を含む制度改正などを踏まえ、適切かつ速やかに対策の充実を図る必要があります。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

【現状】

- 災害時に、その被害を最小限に止め、迅速・的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。
- そこで、県では情報収集・伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備したほか、市町村との情報収集・伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強固にするため、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」などにより、県から被災市町村に連絡員を派遣することとしており、この連絡員用の通信手段として衛星携帯電話を導入しました。
- また、県内外の大規模風水害等の災害時に、迅速に被災地に赴き、被害情報を収集して県の災害対策本部等に報告する神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を編成しています。
- 県警察や横浜、川崎両市消防局のヘリコプター、両市の高所監視カメラ、県警察の衛星通信映像送信装置からの映像を相互に送受信できる伝送システムを整備し、災害発生直後の被害情報等がほとんど入手できない状況においても、映像による被害概況を把握して、対策を検討できる体制を整えています。なお、県警ヘリコプターについては、県域において、ヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、県警察ヘリポートのほか海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しています。
- 内閣総理大臣官邸、国の非常（緊急）災害対策本部等と直接の情報通信が可能となる「中央防災無線システム」や、国や他都道府県との情報連絡を行う「消防防災無線システム」を整備しています。
- また、県は、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めます。
- さらに、災害発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、災害対策本部員に対し携帯電話等を利用して参集情報のメール配信を行います。
- また、県は、民間気象会社と共同で、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト「かながわ減災プロジェクト」(注1)を開設し、県民自らが災害を回避し、被害を軽減する取組を進めています。
- さらに、県は市町村と協力し、市町村が発信する避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の緊急情報を、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて迅速に伝達するLアラート（災害情報共有システム(注2)）を導入し、運用しています。
- 情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進が必要となっています。

【課題】

- 日頃の災害対応では、確定被害情報を中心に情報収集を進めていますが、迅速な初動体制確保や被災者の支援のために必要となる被害状況や応援部隊などの活動状況などの情報を集約し、関係機関で共有する必要があります。

(注1) 県と民間気象会社が共同で開設した、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト

(注2) 市町村が避難指示などの緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステム。総務省が全国普及を進めています。

(注3) 住民一人ひとりの避難と災害対応機関の意思決定を支援することを目的に、AI防災協議会等が中心となり、開発を進めているシステム。

- 市町村の災害対策本部と避難所や病院、診療所など救護活動拠点との情報伝達体制のさらなる拡充が求められています。
- 災害時に情報の収集・提供を円滑に行うためには、システムや体制の整備だけでなく、常にそれらを適切に運用できるようにしておく必要があります。
- 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、情報伝達を行う必要があります。
- 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要があります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要があります。
- 現在、国が開発を進めているS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）などの積極的な活用を見据えつつ、災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能（A I）を活用するなど防災・減災におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進する必要があります。
- 本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、最新のI C Tを再整備により導入し、円滑で着実な運用を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努めます。また、災害情報収集や避難対策など災害対応におけるA Iやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるD Xの推進に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
- 県及び市町村は、L アラート（災害情報共有システム）を利用して発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。
- 県は、市町村が行う災害情報受伝達システムの構築と多重化を支援します。
- 市町村が被災により被害状況の報告ができないような場合でも、県は連絡員を派遣し、積極的な情報の収集・伝達に努めるとともに、情報収集の要領をあらかじめ定めるよう努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努めます。
- 県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努めます。また、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かします。
- 県及び市町村は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めます。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築・拡充について推進を図ります。
- 県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。
- 県は、再整備により情報受伝達の確実性や利便性が大幅に向上した防災行政通信網について、市町村や関係機関と連携した情報受伝達訓練等を行うことにより、着実な運用を図ります。

【主な事業】

1 災害情報受伝達体制の充実

- 市町村は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状システムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- 県は、「災害情報管理システム」の活用により、情報収集能力及び関係機関との情報共用に努めます。また、県民等への迅速な情報提供に努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法を定めます。
- 市町村は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水情報の伝達方法を定めます。
- 県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。
[くらし安全防災局]
- 県は、「防災行政通信網」の再整備により、ネットワークの冗長化による情報受伝達の確実性の強化、稼働状況の常時監視・ウィルス対策などのセキュリティ強化及び被災現場等からの映像伝達機能やW E B会議機能の構築による利便性の向上により、県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有をさらに円滑にします。
[くらし安全防災局]

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- 市町村は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [くらし安全防災局、健康医療局]
- 県及び市町村は、N T T東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。
[くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図ります。また、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、被災情報の把握や避難者支援、災害情報の関係機関での共有など、災害対応におけるA Iやデジタル技術の導入に努めます。 [総務局、くらし安全防災局]

3 報道機関との協力体制の確立

- 県及び市町村は、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと災害時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。 [くらし安全防災局、政策局]

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

- 県及び市町村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。 [くらし安全防災局]

- 県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めます。 [県土整備局]

5 システムの適切な管理及び操作の習熟

- 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

資料

- 地震編 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
" 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
" 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
" 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
" 3-1-(5) かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

【現状】

- 県は、平成 11 年 6 月に、知事直轄の組織として防災局を新設し、災害時の応急活動に関する専門スタッフを配置するなど、防災対策全般の中核機能、総合調整機能を強化しました。その後、平成 17 年 4 月には、県民の安全・安心部門を総合的に確保するため、防災局と県民部の安全・安心まちづくり部門を統合し、「安全防災局」を設置しました。また、平成 30 年 4 月に、消費生活部門を統合し、局の名称を「くらし安全防災局」に変更しました。
- 県では、横浜地方気象台から気象情報を受信した場合に速やかな初動体制がとれるよう、24 時間の情報受伝達体制をとっています。
また、休日等も含めた勤務時間外の災害発生に備え、知事等幹部職員の携帯電話等による連絡体制、ヘリコプター等による登庁体制を整えており、併せてくらし安全防災局幹部職員は交代で県庁近傍に待機するとともに、くらし安全防災局職員、災害対策本部員等、各地域県政総合センター防災担当職員等は即時参集体制をとっています。
- 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが発表された場合などは、警戒体制をとっています。さらに大規模風水害等の災害が発生した場合などは、くらし安全防災局が被害状況を把握した上で、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、応急活動体制をとることとしています。また、災害対策本部の活動を補完し、市町村への支援体制を強化するため、必要と認めた地域県政総合センターに現地災害対策本部を設置します。
これらの対策を適切に行うため、各種情報機能を装備した災害対策本部室を設置しています。
- 災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う統制機関であり、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力して災害応急対策を実施することとしています。
- 大規模風水害等の災害への対応では、災害対策本部に情報が集約され、本部の下で一元化された対応を行うことが重要です。また、市町村等の要請を待たずに物資を供給するプッシュ型支援や、自治体間の職員の相互応援が定着してきており、県としての即応体制を高める必要があります。こうした観点から、平成 30 年度、現地災害対策本部の役割・機能を見直し、現地災害対策本部は、本部では把握できない情報の収集や、応援部隊の活動場所の調整など、災害対策本部を補完する活動を行うこととし、災害対策本部の下で一元的に対応する体制の強化を図りました。
- 平成 30 年 6 月の災害救助法の改正で、県域全体の広域調整を行う県の役割が明確になり、県は、県の広域調整権の下で、県内全域で公平で迅速な救助が行われるよう、平成 30 年 12 月に資源配分計画を策定しました。
- 災害対策本部には、県内外からの応援部隊の連絡員が参集するため、活動のスペースと情報共有のための情報通信システム等の必要な整備を行い、災害時の統制のとれた応急対策活動に備えています。
- 県は、県内で災害対策本部の設置に至らない災害等が発生した場合であっても、県内市町村間の相互応援が必要となる場合には、災害対策支援本部を設置します。
- 県では、災害等が発生した際に、災害応急業務に全力で取り組むとともに、県民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、神奈川県業務継続計画を策定しています。

【課題】

- 刻々変化する被災者ニーズに即応できる災害対策本部機能、市町村との連携、国や他都道府県との連絡体制の拡充が求められています。
- 災害時に災害対策本部機能が十分発揮できるよう、日常的に訓練を行っておくことが必要です。
- 大規模な風水害の場合、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、県庁（災害対策本部室等）そのものが被災することを想定した体制の整備や業務継続性の確保が必要です。

- 同時又は連續して複数の災害が発生する複合災害により、事態が深刻化することを想定しておく必要があります。
- 国のプッシュ型支援や応急対策職員派遣制度が定着し、人的・物的な支援を迅速に受け入れるため、県として総合調整機能を発揮できる体制を確保する必要があります。
- 大規模風水害等の災害時に人的資源が制約されるなか、災害対応のための体制が確保できるよう、実効性のある業務継続体制と職員の配備体制の整備が必要です。
- 災害対策基本法の改正により、災害発生前の段階で広域避難の協議などが可能になったこと等を踏まえ、台風の接近前の早い段階から災害対策本部を設置し、事前対策を進める体制の強化が必要です。

【取組の方向】

- 県は、災害対策本部機能を確保するため、適切な職員の配備体制を整えるとともに、災害や職員の参集状況に応じた組織体制をとります。また、災害時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、各種業務マニュアルを整備するとともに、複合災害など、様々な場面を想定したより実践的な訓練を実施します。
- 県は、国や市町村及び防災関係機関との連絡体制を拡充します。
- 県は、災害対策本部室等が被災した場合に備えて、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。
- 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行います。
- 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう努めます。
- 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。また、災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表について、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認を含む手順等について、あらかじめ市町村と共有し、円滑な公表に努めます。
- 県は、台風接近時等の状況に応じて、災害発生前から災害対策本部を設置し、市町村への連絡員や応援職員の派遣の準備など、事前対策に着手する体制の確保に努めます。

【主な事業】

1 災害対策本部の組織体制の充実等

- 県は、災害時における災害対策本部要員の参集を確保するため、県庁近傍の待機宿舎や情報伝達手段を確保するとともに、非常時に備え、職員の配置等にも留意します。

[総務局、くらし安全防災局]
- 県は、災害対策本部における人的・物的支援を円滑に調整するための体制の強化を図ります。

[総務局、くらし安全防災局]
- 県は、災害対応の長期化も想定し、一定期間継続可能な実効性のある配備編成計画の作成に努めます。

[くらし安全防災局ほか関係局]
- 県は、災害対策本部組織や業務マニュアル等を検証し、必要に応じて見直すとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定しておき

ます。

- 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるようにします。

[くらし安全防災局]

- 県は、国の現地対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めるため、災害対策本部の機能を強化します。

[くらし安全防災局]

2 現地災害対策本部の機能強化

- 県は、地域における災害応急対策を円滑に実施し、市町村等と効果的に連携を図るとともに、市町村の被災状況や支援ニーズの把握、応援部隊の活動場所や物資拠点の調整、災害対策本部との連絡調整などを行うため、現地災害対策本部の機能の充実強化を進めます。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

- 県は、災害対策本部や現地災害対策本部で災害対応を担う職員の研修や訓練を充実し、災害対応力の強化を図ります。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

3 災害対策本部室の代替機能の整備等

- 県は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、県総合防災センターを代替災害対策本部とするため、防災行政通信網代行統制局の機能維持、幹部参集の交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。

[くらし安全防災局]

- 県警察は、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。

[警察本部]

4 市町村、防災関係機関の組織体制の充実

- 市町村及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

5 業務継続体制の確保

- 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。

[関係局]

- 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。

[関係局]

- 県は、大規模災害発生時の体制確保のための取組並びに令和元年台風房総半島台風等を踏まえ、神奈川県業務継続計画の見直しを行いました。今後も、防災訓練や業務継続体制の点検を行い、必要に応じた見直しを行います。また、市町村における業務継続計画の策定を促進します。

[くらし安全防災局]

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

【現状】

- 救助・救急、消火活動は、市町村長の指揮のもとに、消防機関が中核となり、被災の状況によつては、消防、警察や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 県は、大規模風水害等の災害時に、被災市町村からの要請を受け、県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）を設置し、県内消防本部と一丸となって広域応援を実施します。
- 市町村では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の拡充に努めています。
- 市町村は、消防力の強化に向けて、県内5つの地域で消防の広域化の検討を進めています。
- 市町村の消防水利は、令和3年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて122,192基を整備しています。
- 県は、都市や産業構造の変化に対応した救助・救急、消火活動能力の向上を図るため、県消防学校で消防職員、消防団員、自衛消防隊員等に教育訓練を実施しています。
また、県総合防災センターにおいては市町村消防や応援部隊の活動を支援するための救助用資機材を備蓄するとともに、広域防災活動拠点においても、救助用資機材を備蓄しています。
- さらに、大規模風水害等の災害により三浦半島や県西部地域に孤立化地域が発生した場合に備え、県西部地域や県内外の陸上自衛隊の基地内に備蓄資機材を備えた防災倉庫を設置しています。
- 県は、産学公の連携により、がれき等に生き埋めとなっている被災者を発見、救出する機器の開発を行い、その成果は参画企業による商品化に活かされています。
- 県は、大規模な火災や土砂災害など、単独の消防本部では対応できない災害等の発生時に、県及び県内消防本部が、これをいち早く覺知し、その被害状況等を把握・共有することで、県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の初動対応力を強化する仕組み（以下「Kアラート」という。）を構築するとともに、様々な自然災害現場を再現する実践的で大規模な消防訓練施設（以下「かながわ版ディザスター・シティ」という。）を整備しています。

【課題】

- 大規模風水害等の災害への対応力強化等の観点から、消防本部の規模を大きくし、消防力の強化を図る「消防の広域化」を推進する必要があります。
- 大規模風水害等の災害時の県内消防の広域応援体制を強化するため、応援部隊の増隊や、消防学校の教育訓練機能の強化等による部隊の量的質的充実を図る必要があります。
- 大規模風水害等の災害時に対応できる消防力を強化するため、施設・設備の整備の充実と資機材・食料・燃料等の確保、消防職員及び消防団員の教育、訓練の充実、消防水利が被災した場合の代替機能の確保が課題となっています。
- 大規模風水害等の災害により孤立地域が発生した場合に備えて、市町村と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。
- 大規模風水害等の災害時には、広域応援体制により、他の地方公共団体からの支援が速やかに行われる仕組みが必要となっています。
- 高層建築物の建設が進む中、大規模地震等の災害時のエレベーター停止に備えた、救出救助体制の確保が必要です。
- 火災件数が減少傾向となり、消火活動の経験が少なくなる中、消防職員の消火に関する対応力強化が必要です。

【取組の方向】

- 市町村は、県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化など、消防力の強化のための取組を推進します。

- 県は、県内消防の広域応援体制を強化するため、応援部隊の整備に対して支援を行い、部隊の増隊を促進するとともに、消防学校の教育訓練等を通じた部隊の量的質的向上を図ります。
- 県は、消防の広域化など市町村における消防力の充実を図るための取組を支援するとともに、消防職員及び消防団員の能力向上を図るため、県消防学校の教育内容の充実を図ります。
- 市町村は、災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保を進めます。
- 市町村は、救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進します。
- 県は、市町村が実施する救助・救急、消火活動などにおける広域応援部隊の地域の活動体制を支援するため、救助用資機材などの整備を推進します。
- 市町村は、火災防止に係る知識の普及に努めるとともに、自主防災組織のリーダーや防火管理者等へ消火、防火教育を行います。
- 県は、総合防災センターにおいて、自主防災組織リーダー等研修や自主防災組織リーダー等レベルアップ研修を実施するなど、自主防災組織の指導者や自衛消防隊に対して、消火、防火教育を支援するとともに、自主防災組織の活動を県のホームページで紹介する取組みを実施する等、県民に対して広く防災知識の普及や自主防災組織の強化を図ります。
- 県及び市町村は、神奈川県内消防広域応援実施計画等を必要に応じて見直すとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を強化します。
- 県及び市町村は、県警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めます。
- 県は、Kアラートやかながわ版ディザスターシティを活用することで、迅速な初動体制の確保や災害対応力強化に努めます。
- 災害時のエレベーター停止による閉じ込めや、上層階に取り残された方の救出救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連携や訓練の充実に努めます。
- 県は、実際の火災を想定した実践的な訓練などを通じて、消火技術の向上を図ります。

【主な事業】

1 ヘリコプター等の活用

- 県は、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプター等を活用するとともに、必要に応じて、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、職員への無人航空機（ドローン）操作研修を実施し、災害発生時における映像情報収集の強化に努めます。 [くらし安全防災局]

2 救助用重機の確保

- 県及び市町村は、がけ崩れ等による倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努めます。 [くらし安全防災局]

3 救急救命体制の強化

- 県は、神奈川県救急医療情報システムを医師会など関係機関と共同して運営します。また、救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修を実施します。 [くらし安全防災局、健康医療局]
- 県は、救急隊員の早期確保を図るため、消防学校の救急科教育を効率的かつ効果的に実施するための資機材等の充実を図ります。 [くらし安全防災局]

4 消防職員の資質向上

- 県は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、専科教育、幹部教育、特別救助隊員研修など特別教育を充実します。 [くらし安全防災局]

- 県は、消防職員の消火技術の向上を図るため、二次元コードから動画が視聴できるテキストの開発・活用や、実際の火災現場を再現し、実践的な訓練が可能となる訓練施設を整備します。
[くらし安全防災局]

5 市町村消防の強化

- 県は、消防の広域化や将来の消防の広域化に向けた消防指令センターの共同運用などの市町村の消防力強化に向けた取組を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、防災用資機材等の整備を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、広域応援に資する資機材、車両等の整備を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、Kアラートやかながわ版ディザスターシティを活用し、市町村消防力の強化に努めます。
[くらし安全防災局]
- 市町村は、災害時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、災害時の対応について、消防計画の中に事前計画を策定します。
- 市町村は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。
- 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めます。

6 孤立化対策の推進

- 県及び市町村は、連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。また、県は、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めます。
[くらし安全防災局、環境農政局、県土整備局]
- 市町村は、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。県は、市町村の取組を支援します。
[くらし安全防災局]
- 県は、大規模風水害等の災害により孤立地域が発生した場合に備え、県西部地域や自衛隊の駐屯地に設置している防災倉庫の資機材の点検・整備を行います。
[くらし安全防災局]

7 広域応援体制の強化

- 県は、災害時における県内の広域応援及び全国の消防機関により編成された緊急消防援助隊による県外からの応援が速やかに行われるよう、神奈川県緊急消防援助隊受援計画を必要に応じて見直します。
[くらし安全防災局]
- 県は、大規模風水害等の災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、神奈川県緊急消防援助隊受援計画を必要に応じて見直します。
[くらし安全防災局]
- 県は、消防隊等の広域応援を支援するため、県総合防災センターの機能の充実を図ります。
[くらし安全防災局]

8 資機材・装備の強化

- 県は、災害時の活動に必要な防災資機材等の整備や備蓄、無線機の増強等、警察装備の充実を図ります。
[くらし安全防災局、警察本部]

第4節 警備・救助対策

【現状】

- 県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなど、県民の社会生活の安定に努めています。
- また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 県警察等は、災害発生時における情報収集活動のため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入しています。
- 海上においては、第三管区海上保安本部が、災害が発生した場合における人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通安全の確保、避難対策、救援物資等の緊急輸送、治安の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行います。
- 県警察、第三管区海上保安本部は、各種防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めています。

【課題】

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、各種の応急対策に必要な装備・資機材の整備、灾害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。また、県警察本部庁舎が被災した場合に備えるため、代替施設を整備します。
- 第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

1 救出救助用資機材の整備等

- 県警察は、大規模風水害等の災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

[警察本部]

- 県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。

[警察本部]

2 応援部隊の受入体制の確立

- 県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。

[警察本部]

3 協力体制の確立

- 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携体制の整備を図り、災害時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立します。

第5節 避難対策

【現状】

- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、市町村は、災害から迅速に避難するための指定緊急避難場所、避難者が一時的に滞在するための指定避難所を指定し、住民に周知することが義務付けられました。
- 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難情報の発令基準、伝達方法、避難場所や避難路の指定等を行っています。避難所としては、小・中学校等の公的施設を中心に法に基づき指定を行い、施設の整備や備蓄の増強を図っています。
- 県は、市町村と調整し、県施設を避難場所として提供しています。
- 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針（以下「避難所マニュアル策定指針」という。）を定め、平成 30 年 3 月には国の新たな指針やガイドラインなどを基に修正しました。

また、令和 2 年 6 月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、集団感染の発生が懸念される避難所における感染対策に万全を期すため避難所マニュアル策定指針を修正し、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を作成しました。
- 県は、避難所における避難者のプライバシー保護、避難所生活環境の向上や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う飛沫感染防止対策に活用できるよう令和元年 12 月に「災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定」を締結しました。
- 県は、災害救助法が適用される大規模風水害等の災害に備えて、応急的な住居として応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理を行うため、関係団体と協定を締結しています。
- 県は、大規模風水害等の災害の発生に際し、応急仮設住宅を迅速・的確に供給するための神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルや住宅の応急修理マニュアルなどの被災時の住宅対策に関する各種マニュアルを作成しました。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者(注)名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、国において、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。また、令和 3 年の災害対策基本法の一部が改正され、市町村の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が市町村の努力義務とされました。
- 平成 30 年 7 月豪雨では、様々な防災情報や避難情報が避難に活かされなかつた事例が指摘されています。平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組を強化する方向で、平成 31 年 3 月に、避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供し、避難行動等を支援することなどが示されました。
- 県は、令和 2 年 6 月より、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、県所管域の市町村に対して、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者の避難対策に向けた情報提供や必要に応じて、事前に県の宿泊療養施設に搬送、避難させる仕組みを構築し、運用しています。

(注) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方

【課題】

- 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の速やかな指定を行い、指定した指定緊急避難場所及び指定避難所について、日頃から住民等へ周知する必要があります。
- 市町村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者の把握に努めるとともに、安否確認、避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成する必要があります。
- 近年、各地で発生している風水害等において、避難情報が適切なタイミングで適當な対象地域に発令されていないことや、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、あるいは避難情報が伝わっても住民が避難しないことなどが課題となっています。
- そのため、避難情報に関するガイドラインを踏まえた、適切な避難対策を進める必要があります。
- 市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を伝達する必要があります。
- 大規模風水害等の災害時には、多くの被災者が発生します。また、避難生活が長期にわたる場合には、避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、災害対策本部との情報の途絶、食料や生活必需物資の管理の問題や、配布の遅れなどが生じるおそれがあります。
- 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。
- さらに、地下街、ターミナル駅等の不特定多数が利用する都市施設において、施設の内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等の安全確保対策を地元の市町村と連携して効果的に行う必要があります。
- 応急仮設住宅の供給に当たっては、必要な戸数を必要な場所に迅速かつ的確に供給することが重要です。このため、建設による応急仮設住宅の供給とあわせて、公営住宅や民間賃貸住宅なども活用して、被災者のニーズに配慮した多様な対策がとれるよう、市町村や関係団体との連携による供給体制や事前対策が必要となります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、大規模風水害等の災害時に県域全体として、公平で迅速な供給を行うための体制を確保する必要があります。
- 大規模風水害等の災害に伴い、飼主が負傷したり行方が分からなくなった場合や避難所において飼育が困難になった場合は、犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制、避難誘導体制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。
- 災害対策基本法の改正により、東日本大震災の教訓の基に制度化された、災害発生後の市町村の区域外への避難である「広域一時滞在」に加え、災害が発生するおそれのある段階から、市町村の区域外に避難する「広域避難」の協議手続きなどが規定されました。大規模な浸水被害などへの対応として、広域避難を円滑に行える体制を整える必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、避難情報の発令・伝達に関して、避難すべき区域（避難対象地域）や発令の具体的な判断基準、伝達手段、伝達先などについてあらかじめ定めるよう努めるとともに、避難対象地域などを県、県警察等の関係機関へ通知します。

- 県は、市町村に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行います。
- 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとします。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めます。
- 市町村は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。
- 住民等は、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す警戒レベル相当情報等に十分に留意し、災害が発生する前に、自らの判断で自発的に避難を行うことが必要です。そのため、市町村は、平時における防災知識の普及、災害時には避難行動を支援する情報の提供を行い、県はそれを支援します。
- 市町村は、避難情報の意味、地域に存在するリスク、適切な防災行動などについて、住民等や要配慮者利用施設などの施設管理者等が理解し、適時・的確な避難行動がとれるよう、ハザードマップを活用した訓練などを通じて周知に努めます。
- 県は、各種の防災気象情報等の提供に当たり、参考となる警戒レベル（警戒レベル相当情報）も併せて提供し、防災気象情報等と警戒レベルの関係性を示し、住民や施設管理者等の主体的な避難行動を支援します。
- 市町村は、早急に、異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所の適切な指定を行い、地域住民への徹底した周知を行う必要があります。また、隨時に指定施設の見直しに努め、地域住民の安全な避難先を常時確保する必要があります。
- 県は、市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定拡大に協力するとともに、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。あわせて、高齢者、障害者等の要配慮者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実します。
- 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。
- 地下街、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における災害時の安全性の確保対策、災害時の応急体制の整備を進めます。
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図ります。
- 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定や当該農地における防災訓練の実施に努めます。
- 施設管理者等は、気象庁などからリアルタイムで発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。また、市町村や消防団、地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫に努めます。

【主な事業】

1 避難情報の発令基準の作成

- 市町村は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理し、地域防災計画に記載するよう努めます。
なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。
- 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定します。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設

等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとします。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直します。国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行います。

- 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。
- 市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定します。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。
- 市町村は、堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。
- 市町村は、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知します。
- 避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動要支援者に配慮するため、高齢者等避難を位置づけます。

避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動等

（「避難情報に関するガイドライン」内閣府（令和3年5月）を基に作成）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連づけるものです。

警戒レベル等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報（警報級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報※（気象庁が発表） ※高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されてい る場合は警戒レベル3に相当する。</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>高齢者等避難 ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※¹は危険な場所から避難（立退き避難※²又は屋内安全確保※³）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>危険な場所から全員避難 ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保※⁴ (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 避難を完了させるのに時間要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 立退き避難の避難先例

1) 指定緊急避難場所

（災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。小中学校、公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等）

2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

（これらが存する場所や避難経路が安全であるかをハザードマップ等であらかじめ確認

するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。)

※3 屋内安全確保の行動例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

※4 緊急安全確保の行動例（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

- 1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

注：居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要です。

住民に避難を促す情報と警戒レベル相当情報の表

警戒レベル (避難情報等)	警戒レベル相当情報 ^{※1}			
	洪水に関する情報	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	<p>【水位情報がある場合】 ・氾濫注意情報（危険度分布：黄（氾濫注意水位超過）^{※2}）</p> <p>【水位情報がない場合】 洪水キキクル^{※3}が「注意（黄）」</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂キキクル^{※3}（注意（黄）） 	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p>【水位情報がある場合】 ・氾濫警戒情報（危険度分布：赤（避難判断水位超過相当）^{※2}）</p> <p>【水位情報がない場合】 ・洪水警報 ・洪水キキクル^{※3}（警戒（赤））</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル^{※3}（警戒（赤）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4 (避難指示)	<p>【水位情報がある場合】 ・氾濫危険情報（危険度分布：紫（氾濫危険水位超過相当）^{※2}）</p> <p>【水位情報がない場合】 ・洪水キキクル^{※3}（危険（紫））</p>	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル^{※3}（危険（紫）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報 ・高潮特別警報

警戒レベル5 (緊急安全確保)	【水位情報がある場合】 ・氾濫発生情報（危険度分布：黒（氾濫している可能性）※2）	・大雨特別警報（浸水害（黒））	・大雨特別警報（土砂災害（黒））	・高潮氾濫発生情報（黒）
	【水位情報がない場合】 ・大雨特別警報（浸水害（黒））			

※1 警戒レベル1については、相当情報がないため省略

※2 H P上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。

※3 洪水キキクル：洪水警報の危険度分布

土砂キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布

参考：「国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）」について

国管理河川では、数km～数十kmの予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ200mごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を令和2年より提供している。200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色（警戒レベル5相当情報）で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。
<https://frl.river.go.jp/>（一般向けに現況値を提供）

※市町村向けサイトでは、6時間先までの水位予測や危険度分布を提供。

2 避難情報の伝達

- 市町村は、避難情報の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるようにするとともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達できるよう努めます。
- 市町村は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努めます。
- 市町村は、同一の水系を有する市町村間において、相互に避難情報の情報を共有するよう努めます。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

- 市町村は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む）を指定し、日頃から住民等への周知徹底や災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めます。
- 市町村は、県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。
- 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難

の円滑化に努めます。

- 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めます。
- 県は、大規模風水害等の災害時に、市町村単独での指定避難所の確保が困難となるおそれがある場合や二次災害発生の危険がある場合に備え、市町村域を超えた広域避難や広域一時滞在の支援ができるよう、市町村と共同して体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定拡大に協力するため、また、帰宅困難者や被災者の一時受入など地域における防災対策の拠点として活用できるよう、県立学校及び公の施設の備蓄の充実に努めます。 [教育局ほか関係局]
- 県は、アドバイザーの派遣等により指定避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。指定避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、指定避難所の指定・整備を行う市町村に対し、災害時の燃料備蓄という観点から液化石油ガスの有用性の周知を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力できるよう、指定管理者制度により県立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。 [総務局ほか関係局]

4 避難計画の策定

- 市町村は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、住民への周知に努めます。その際、河川管理者等と十分協議のうえ、過去の洪水・高潮等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定します。
- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等（以下「施設管理者等」という。）は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、県及び市町村はその支援に努めます。
- 施設管理者等は、気象庁等から発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。また、市町村や消防団、地域社会とも連携し、避難時に地域の支援が得られるよう工夫に努めます。
- 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。
- 市町村は、避難情報について、河川管理者、水防管理者、国（気象庁等）の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとします。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めます。
- 市町村は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとします。

- 市町村は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとします。

5 避難所の運営管理

- 県は、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、より良い避難所の運営管理を実現するため、必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直します。

[くらし安全防災局]

- 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。

また、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。

さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、食物アレルギーに配慮した食料等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。

この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

- 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めます。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

- 市町村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

- 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。

また、市町村の避難所運営を支援するため、県職員や県内外の自治体からの職員応援を円滑に行う体制整備に努めます。

[くらし安全防災局]

6 避難所外避難者への対策

- 市町村は、関係省庁等と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

7 住民への周知

- 市町村は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガス栓の閉塞が、確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

- 市町村は、日頃から住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ

等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

- 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。
- 浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。
- 県は、市町村と連携して、住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成の促進に努めます。

[くらし安全防災局、県土整備局]

8 避難訓練

- 市町村は、指定緊急避難場所への住民参加の避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

9 応急仮設住宅等

- 県は、応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、建設候補地の土地情報を市町村の協力のもとで充実します。また、関係団体との協議を深め、災害時における供給体制を強化します。
[県土整備局]
- 県及び市町村は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。
[県土整備局]
- 県及び市町村は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ関係団体とも調整のうえ体制を整備します。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、地域の実情に応じた市町村との役割分担と協力関係を明確にします。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、市町村及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の供給に関する訓練を実施します。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、建設型応急住宅の設置計画の策定に関する事務オペレーションを円滑に実施するため、救助実施市や関係団体と連携した訓練等の充実に努めます。
[県土整備局]
- 県又は救助実施市は、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、二次災害に十分配慮したうえで、建設型応急住宅を速やかに設置するなど、被災者の応急的な住まいを早期に確保します。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めます。
[県土整備局]
- 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。
- 県は、市町村及び神奈川県土地家屋調査士会との協定に基づき、住家被害の調査担当者のため

の研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を図ります。

[くらし安全防災局]

- 市町村は、住家被害調査や罹災証明書交付の担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後、早期に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努めます。

10 広域避難

- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、避難場所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについて定めるなど、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。
- 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

11 ペット対策

- 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及・啓発を行い、災害時に備えます。 [健康医療局]
- 市町村は、事前にペット同行避難のルールを作成した場合は、地域住民にそれを周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー対策、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。
- 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

12 地下街、ターミナル駅等の対策

- 県及び市町村は、各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。

[くらし安全防災局、県土整備局]

13 感染症対策

- 県及び保健所設置市の保健所は、感染症との複合災害に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、感染者等が危険エリアに居住しているか確認が行える体制の確保に努めます。また、市町村の防災担当部局との連携の下、感染者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、感染者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。 [健康医療局、くらし安全防災局]
- 市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。

- 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

資料

地震編	3-5-(1)	市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表
"	3-5-(2)	災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書
"	3-5-(3)	市町村避難計画の主な策定項目
"	3-5-(5)	(一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表
"	3-5-(6)	避難所マニュアル策定指針の概要
"	3-5-(7)	市町村別指定避難所等の指定状況一覧表
"	3-5-(8)	県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋

第6節 帰宅困難者対策

【現状】

- 大規模風水害等の災害により交通機関の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生すると予想されます。
- このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定されます。
- 帰宅困難者対策については、平成23年3月の東日本大震災で大量の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、国、本県も含む首都圏の都県市、民間企業等で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「国の協議会」という。）が設置され、平成24年9月に最終報告がありました。県としても、報告の具体的な取組内容に基づき、対策を進めていきます。
- 本県においても、風水害等の災害も含めた帰宅困難者対策を行政、防災関係機関、民間などあらゆる主体が協力して、一層具体化していく必要性があります。

【課題】

- 帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、安全な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたりますが、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、大規模風水害等の災害による多数の死傷者・避難者が想定される中にあって行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が必要です。
- 帰宅困難者対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等（団体を含む）がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることができます。
- 一斉帰宅を抑制するとともに、従業員等の安全を確保するためには、災害が発生し交通機関が当分の間復旧の見通しが立たない場合には、企業等は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要があります。
- 県内には、横浜、鎌倉、箱根等有数の観光地と、多くの人が利用する横浜駅、川崎駅などがあり、大規模風水害等の災害時には多くの観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者の発生が予想され、帰宅困難者に対する情報の提供や家族の安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保も含めた帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。

【取組の方向】

- 県は、帰宅困難者の発生を抑制するため、市町村とも連携しつつ、企業・県民に対し、一斉帰宅抑制の周知を図ります。
- 県は、企業ごとに作成する事業継続計画（B C P）における帰宅困難者対策の取組を促進します。
- 県は、市町村が開設する一時滞在施設の不足に備えて、駅周辺の県有施設を一時滞在施設として提供することとし、そのための飲料水等の備蓄に取り組みます。
- 県は、帰宅困難者用の飲料水等の物資を整備する市町村の取組を支援します。
- 県は、主要ターミナル駅を中心として、帰宅困難者対策を検討するために鉄道事業者、警察等関係機関が参加した地域協議会等の設置が進むよう、市町村と連携して取り組みます。
- 災害発生時の交通機関停止時に、主要駅周辺における滞留者の発生や混乱の状況などを速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努めます。

【主な事業】

1 一斉帰宅抑制の周知

- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。 [くらし安全防災局]
- 九都県市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。 [くらし安全防災局]

2 企業等の取組の促進

- 県及び市町村は、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者対策チェックシートを活用し、帰宅時、通勤時の対応も含めた企業の帰宅困難者対策の促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県が実施している帰宅困難者対策取組企業公表制度において、帰宅困難者対策に取組む企業等やその取組を公表することにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図り、企業等の取組を促進します。 [くらし安全防災局]
- 県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（B C P）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進します。 [産業労働局]

3 避難対策

- 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、県内のターミナル駅等を中心に、県、市町村、鉄道事業者、県警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。 [くらし安全防災局]

4 徒歩帰宅者対策

- 九都県市は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の拡充を図るとともに、住民への周知に努めます。 [くらし安全防災局]

5 訓練の実施

- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。 [くらし安全防災局]

6 計画運休時の対応

- 県は、大型の台風等が接近・上陸する場合等において、計画運休が実施される場合には、S NSなどを活用し、早期帰宅等について周知します。 [くらし安全防災局]

資料

- 地震編 3-6-(1) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(四県市・神奈川県石油業協同組合)
" 3-6-(2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)
" 3-6-(3) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四県市・日産自動車株)
" 3-6-(4) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四県市・神奈川県理容生活衛生同業組合)

第7節 要配慮者等に対する対策

【現状】

- 県は、要配慮者等が利用する施設の安全確保対策として、災害時の緊急食料の備蓄や防災資機材の整備を行ってきました。
- さらに、県は、市町村における要配慮者等への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や障害者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」を作成するとともに、被災者の健康やこころのケア、難病患者、人工透析患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」を作成しています。
- 社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう利用者及び施設に実態に応じた防災訓練を実施しています。
- 県は、病院、診療所等の施設管理者に対し、入院中の寝たきりの高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室に収容するなどの指導を行っています。
- 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施します。
また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難誘導の標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行っています。
- 県は、大規模地震等の災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、高齢者や障がい者など要配慮者に対する福祉支援体制（かながわ災害福祉広域支援ネットワーク）を構築しています。
また、県は、避難生活における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため、福祉関係団体等と連携し、避難所等において要配慮者に対する福祉支援を行う神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）を設置しています。

【課題】

- 市町村は、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な住民である「避難行動要支援者」の把握に努め、生命又は身体を災害から守るために行う措置の基礎となる「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の作成及び活用を図る必要があります。
- 市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行う必要があります。
- 社会福祉施設や病院、診療所における施設や設備の安全性を確保する必要があります。
- 市町村は、災害時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行います。県及び市町村は、緊密な連絡体制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院・診療所、保健所等関連施設の機能の強化を図る必要があります。
また、災害発生時には、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在が確認できなくなることが予想されるため、災害発生時における保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。
- 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の理念を踏まえ、障害者を含め、全ての被災者が安全・安心に避難生活が送れるよう、対策を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、災害時に避難誘導、救助等において、要配慮者等の状況に配慮した適切な対応

を行います。

また、各種マニュアルの見直しについて検討します。

- 市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図ります。
- 県及び市町村は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設や県立特別支援学校等の活用、福祉避難所の指定、病院、診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努めます。
- 県及び市町村は、災害発生時における外国人への広報や相談などの支援体制を整備します。

【主な事業】

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- 市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を市町村地域防災計画で定めます。
- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携し、平常から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関する事項を記載します。
- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関する事項を記載します。
- 市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、状況の変化等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎が被災した場合等においても、支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。
- 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意（個別避難計画については避難支援等実施者の同意）、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿、及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。
- 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとします。
- 県は、個別避難計画の作成に取組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。

[くらし安全防災局 福祉子どもみらい局]

- 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。
- 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

- 県は、保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、市町村と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。[福祉子どもみらい局]
- 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。

2 避難誘導、搬送等

- 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- 市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとします。
- 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めます。

3 避難対策

- 県及び市町村は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。
[福祉子どもみらい局、健康医療局、関係局]
- 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアが必要な者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めます。
- 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。また、県は、必要に応じて協定の促進に努めます。
[福祉子どもみらい局]
- 県及び市町村は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置やあっせんに努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。
[福祉子どもみらい局、県土整備局]

4 社会福祉施設等の対策

- 社会福祉施設等の管理者等は、災害時に迅速・的確な対応を行うため、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。
特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法等の規定により、避難確保計画を作成し市町村へ提出するとともに、避難訓練を実施します。
県は、市町村と連携して社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行います。
[関係局]
- 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育や避難訓練等を実施します。
- 要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。
- 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県や市町村との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。

- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ県内や近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設などと施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導します。また、その内容を県に登録するよう要請します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平常時から連携強化を図ります。 [福祉子どもみらい局]

5 医療体制の整備

- 県は、人工透析患者等の要配慮者に、必要な医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。 [健康医療局]

6 外国人への対応

- 県は、外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。 [国際文化観光局]
- 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方について、あらかじめ周知に努めます。
- 県は、外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。

[くらし安全防災局、国際文化観光局]

7 マニュアルの修正

- 県は、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。 [健康医療局、関係局]

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

【現状】

- 災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため、市町村では、住民の身近な場所に貯水槽を整備し、あるいは小・中学校のプールの鋼板化を進めています。
- 県営水道では、応急飲料水の確保のため、災害用指定配水池を 37 箇所指定し、全体で常時およそ 33 万m³の水を蓄えています。これらの災害用指定配水池では、1人当たり約 120ℓの水を提供することができます。
- なお、県及び市町村では、生活用水確保のため、応急復旧が迅速に行えるような体制づくりに努めています。
- 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。例えば、仮設トイレや簡易トイレのほか炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。
- 県は、災害救助法に基づき、災害救助基金の積み立て運用を行っています。災害救助基金の一部は物資（毛布）に換え、災害時の供与品として備蓄しています。
- さらに、県は、県内の企業等と応急食料の取扱いに関する協定等を締結するとともに、県や市町村では、地元業者や各種組合と生活必需物資の流通在庫を利用した調達の協定を結んでいます。
- また、県は、災害時の円滑な物資の輸送を確保するため、物流事業者の団体と、物資の輸送や保管に関する協定を結んでいます。
- 県では、災害時に県内外からの救援物資を円滑に受け入れるために、平成 26 年に策定した神奈川県災害時広域受援計画に物資調達の基本事項を定めました。また、救援物資の受け入れに関する具体的な事項を定めたマニュアルを作成しています。

【課題】

- 全県的には備蓄は進んでいるものの、備蓄物資を更新していく必要があります。とりわけ大量の被災者が集中した場合や孤立化した地域等での備蓄に課題が残ります。
- 道路被害や燃料供給の停滞によっては、県から市町村の集積場所への輸送や市町村から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況も発生するおそれがあります。
- 平成 30 年 7 月豪雨では、国からのプッシュ型支援が実施されました。発災後速やかに実施される大量の支援物資の受援体制を整える必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制を確保する必要があります。

(注 1) 簡単な調理法で食べられる長期保存（10 年）食

(注 2) 水又はお湯を加えるだけでご飯に戻る保存食

【取組の方向】

- 県及び市町村は、県民一人ひとりに、災害に備え最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水等の備蓄や非常持出品の準備に努めるよう要請します。
- 市町村は、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食料の備蓄を進めます。
- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。また、県内の市町村とも連携して必要な応援体制を整備します。
- 大規模風水害等の災害時に、県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとします。
- 県、市町村は、民間事業者との協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築します。
- 県は、物資の調達、輸送に加え、物資の保管、集配についても、民間団体が有する拠点や専門的なノウハウの活用が重要となるため、協定の更なる充実や物資拠点の把握とリスト化などを進めます。
- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

【主な事業】

1 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

- 市町村は、計画的に飲料水や生活用水を確保するとともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や水、食料、生活必需物資の備蓄を進めます。県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資の備蓄を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害救助基金の適正な運用に努めるとともに、災害救助基金の一部として備蓄している物資及び保管場所の適正管理を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、緊急時の水の確保のため、市町村の依頼に基づき、防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否を検査します。 [関係局]
- 県は、市町村等への支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]
- 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的に実施し、連携の強化を図ります。 [企業庁]

2 高齢者、障害者等への配慮

- 市町村は、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

3 物資の供給体制の整備

- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]
- 県は、物資の受援体制を強化するため、民間の物資拠点や輸送・集配のノウハウが活用できるよう、協定の充実のほか、災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者等が連携した研究会などを通じて、関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。

[くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]

- 県と市町村は、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努めます。

[くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局、地域県政総合センター]

- 県は、市町村や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。

[くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

- 県は、災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。

[くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

資料

地震編	3-8-(1)	食料・飲料水備蓄状況一覧表
"	3-8-(2)	衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表
"	3-8-(3)	応急対策・生活用資機材備蓄状況一覧表
"	3-8-(4)	配水池数量及び有効容量一覧表
"	3-8-(5)	水道事業者別応急給水用資機材整備状況一覧表
"	3-8-(6)	市町村別応急給水用資機材整備状況一覧表
"	3-8-(7)	飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況一覧表
"	3-8-(8)	耐震性受水槽設置状況一覧表
"	3-8-(9)	配水池設置状況一覧表
"	3-8-(10)	鋼板プール設置状況一覧表
"	3-8-(11)	ろ水機(単独)配置状況一覧表
"	3-8-(12)	災害救助用備蓄物資一覧表
"	3-8-(13)	井戸水検査状況一覧表
"	3-8-(14)	生活必需物資の災害時調達先一覧表
"	3-8-(15)	応急食料の調達協定締結先一覧
"	3-8-(16)	応急食料の調達協力企業等一覧

第9節 医療・救護・防疫対策

【現状】

- 県では、大規模風水害等の災害が発生した場合に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、保健医療救護計画を定めるとともに、災害時には、災害対策本部保健医療部の機能として、保健医療調整本部を設置し、保健医療救護に関する窓口の一元化を図っています。
- 保健医療調整本部には、保健医療調整本部長の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。
- 県では、平常時には災害時医療救護に関する活動・訓練のあり方等の検討を行い、災害発生時にはその地域における医療救護活動の本部機能を担う地域災害医療対策会議を原則として二次保健医療圏ごとに設置しています。
また、地域災害医療対策会議には、必要とされる医療支援が被災地（地域）へ迅速かつ的確に提供されるよう神奈川県地域災害医療コーディネーターを設置しています。
- 政令指定都市及び藤沢市、茅ヶ崎市は、管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する専門家を配置します。
- 県では、災害時に負傷者の受入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的な役割を担う施設として災害拠点病院を指定しています。また、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、医療救護活動へ協力する病院として災害協力病院を指定しています。
- 県では、災害の急性期（概ね災害発生後 48 時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T）を編成する「神奈川DMA T 指定病院」を指定しています。また、県内で発生した災害に対応するための専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T-L）を編成する「神奈川DMA T-L 指定病院」を指定しています。
- 県では、被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわD P A T）を整備しています。
- 医療機関の被害状況など、医療救護活動に必要な情報を医療機関や行政機関等で把握することができる厚生労働省の「広域災害・救急医療情報システム（以下、「EM I S」という。）（注）」を活用しています。
- 各県立病院では、医薬品の在庫を確保し、患者用非常食を概ね 7 日分備蓄するとともに、災害用医療資材や折りたたみベッドなどを整備し、災害時の負傷者の受入れに備えています。
また、救護所などに派遣される救護班用として応急衛生材料セットを備蓄し、救護班を派遣できる体制を整えています。
- 県立病院を災害拠点病院や周辺地域の医療救護を行う病院として整備を行っています。
また、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう、水は受水槽等に通常使用の約 0.5 日～1.5 日分を確保するとともに、井戸や造水機を設置しています。さらに、非常用自家発電設備の改修や分散型電源の導入、移動式小型発電機の配備などを行い、ライフライン系統の不測の事態に備え、水及び電力等の確保に努めています。
- 県保健福祉事務所の機能を充実・強化するために、防災倉庫を設置し、災害用医療資材、テント、折りたたみベッド、造水機、発電機、簡易トイレ、食料などを備蓄しています。
- 県では、災害発時における円滑な医薬品等の確保・供給を図るため、県医薬品卸業協会と協定を締結して、共同で迅速な在庫の把握・出荷を可能とする体制を整備しています。
また、救護活動に必要な医薬品等を優先的に供給するため、県医薬品卸業協会等と、血液製剤については、日本赤十字社神奈川県支部と協定を締結しています。

(注) 広域災害・救急医療情報システム（EM I S）とは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。

- 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班などの派遣を、神奈川DMA T指定病院に神奈川DMA T、神奈川DMA T-L指定病院に神奈川DMA T-Lの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣を要請します。

また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、県助産師会、かながわ鍼灸マッサージ推進協議会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。

なお、県は、救護班等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては神奈川県地域災害医療コーディネーターを活用するものとします。その際、救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めます。

- 神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」を行い、相互応援体制を確立しています。
- 近隣都県等との相互応援協力について、九都県市災害・救急医療連絡会（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）において、「広域医療連携マニュアル」を作成し、具体的方策も含めた体制を整えています。
- 防疫対策としては、日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、県は市町村との連携のもとに感染症に罹患した患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒、接触者の健康診断や疫学調査などの予防措置を迅速・的確に講じています。また、原則、入院治療が必要な感染症に関して、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（中東呼吸器症候群（MERS）、ポリオ等）及び新型インフルエンザ等感染症については都道府県単位で指定する第一種感染症指定医療機関で入院治療を行い、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については二次保健医療圏単位で指定する第二種感染症指定医療機関で入院治療等を行うことにより、医療体制の確保を図っています。

【課題】

- 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。
 - さらに、迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。
 - 災害拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実が必要です。
 - 大規模風水害等の災害時には病院の機能低下が懸念されます。そのため、緊急に手術等を必要とする重篤患者等を被災地外の医療機関に搬送するため、国の「広域医療搬送計画」と連携した県内の体制の確立が必要です。
 - 各二次保健医療圏の医療機関及び災害時に設置される救護所の体制づくりが重要です。
 - 大規模風水害等の災害時の保健医療救護の内容は、災害時は外科系が主であり、3日目以降は感染症などの疾患が増加します。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや精神的なダメージを訴える被災者が目立ち、精神科系の医療や環境の悪化に起因する疾患や持病の悪化などの慢性期の医療を必要とするようになります。
- このことから、救護班等の派遣や医薬品の供給などにも被災者のニーズに合わせた医療救護活動

体制が重要になります。

また、被災地における医療機関の機能の保全と速やかな復旧のための準備が必要です。

- 災害時においては、感染症が発生しないよう、市町村と連携し、予防のための消毒などを実施する体制づくりが必要です。

また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することも必要です。

- 大規模風水害等の災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

【取組の方向】

- 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県保健医療救護計画」を推進します。
- 県は、医療救護活動を円滑に実施するため、県保健福祉事務所を医療救護支援の拠点として機能強化を図ります。
- 県は、災害時の電話回線の不通、輻輳等に備え、災害拠点病院等関係機関との間の通信手段の多重化を推進します。
- 県は、EMI Sを活用して、災害時の医療救護活動に必要な医療機関の情報を迅速に収集します。
- 県は、災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院の機能強化に向けて取り組むとともに、医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。
- また、災害拠点病院の災害医療機能の充実を図るため、施設等の整備を促進するとともに拠点病院間のネットワーク化を推進します。
- 県は、重篤患者等の被災地外への広域医療搬送が円滑に行えるよう、航空搬送拠点・ヘリコプター臨時離着陸場の確保、同乗医師の確保、搬送機関等との連携など具体的な対応方策を検討します。
- 県は、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。
- 県は、感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、県保健福祉事務所等を拠点として被災地内の関係機関の協力を得て、迅速な医療体制の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。
- 病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。

【主な事業】

1 情報伝達手段の整備

- 県は、災害拠点病院等関係機関に整備したMCA無線装置の維持・管理及び定期的な情報伝達訓練を行います。 [健康医療局]

2 災害拠点病院の機能強化等

- 県は、災害拠点病院の災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備に対して助成します。また、災害拠点病院の情報の共有化、ネットワーク化を進めます。 [健康医療局]
- 県及び（地独）神奈川県立病院機構は、県立病院の水、電気、燃料などのライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の改修などを計画的に進めます。また、災害時医療資材の更新を進めます。 [健康医療局]
- 県は、災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院の機能強化に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。

[健康医療局]

3 医療機関相互の連携強化

- 県は、EMI Sの円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。
[健康医療局]
- 県は、広域医療搬送関係機関と連携方策について協議を進めるとともに、情報の共有化、訓練の実施により具体的対応の習熟に努めます。また、近隣都県と相互応援協力の具体的方策について協議を進めます。
[健康医療局]
- 県は、医療従事者を対象とした災害時医療に関する研修会を開催し、災害時に的確に対応できる知識や技能の習熟を図ります。また、啓発資料の配布等により訓練実施などの病院内での実践的な防災対策の取組を促進します。
[健康医療局]
- 県は、大規模風水害等の災害時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する医療救護活動訓練や救出救助訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練（ビッグレスキューかながわ）を実施します。
[くらし安全防災局ほか関係局]

4 保健福祉事務所機能の強化

- 県は、災害時における県保健福祉事務所機能を強化し、地域災害医療対策会議を設置して、市町村、関係団体等との連携を図りながら、救護班や医療ボランティア等の受入れ調整などの医療救護に関するコーディネート機能を備えるとともに、医療救護活動に必要な医療情報の収集・提供、被災者に対する健康管理、防疫活動、食中毒予防等の拠点として体制の整備を進めます。
[健康医療局]
- 県は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。
[健康医療局]

5 災害用医薬品等の確保対策の推進

- 災害時用の医薬品の備蓄については市町村が行いますが、県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。
[健康医療局]
- 県は、医療用ガス、医療機器及び歯科用品を確保するため、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、県医療機器販売業協会及び県歯科用品商協同組合と連携し、医療用ガス、医療機器及び歯科用品の適正な供給体制の整備を進めます。

また、災害時、県と県薬剤師会、県医薬品卸業協会及び協会員との間の迅速・適切な情報伝達手段を確保し、医薬品等の円滑な供給を可能とするために整備したMCA無線装置の維持・管理等を行います。
[健康医療局]

6 広域火葬体制の強化

- 市町村は、災害時における遺体対策を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。

[健康医療局]

資料

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 地震編 | 3-9-(1) 医薬品等の供給に関する協定先一覧 |
| " | 3-9-(2) 血液製剤の供給血液センター及び供給地域一覧表 |
| " | 3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表 |
| " | 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関 |

- // 3-9-(5) 災害拠点病院一覧表
- // 3-9-(6) 災害時の医療救護活動についての協定書
- // 3-9-(7) 公益社団法人神奈川県医師会救護隊規程
- // 3-9-(8) 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第10節 文教対策

【現状】

- 県教育委員会では、県地域防災計画に基づき、風水害時における児童・生徒等の生命・身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策等について、「学校防災活動マニュアルの作成指針」を定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。
- また、県では、私立学校の防災計画等の作成のため、国や県教育委員会の取組等について情報提供しています。
- 県立学校が作成する学校防災計画等では、災害時における学校及び教職員の果たす役割を明確にするとともに、学校における対策本部の設置、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講じることとしています。
- また、県教育委員会では、防災教育指導資料を作成し、市町村教育委員会や県立学校に配布しています。
- この他、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。

【課題】

- 災害に対する日頃からの大切さと地域の防災リスクに基づいた防災に関する正しい知識などについて学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。
- 児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性の確保が必要です。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導が求められます。
- 避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公立学校は、防災教育の充実や家庭・地域と連携した防災訓練を推進します。
- 公立学校は、通学路の安全点検を推進します。
- 公立学校は、学校における防災体制の充実を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行います。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校の防災計画等の充実を促進します。

【主な事業】

1 学校における防災体制の整備

- 公立学校は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練を実施します。 [教育局]
- 公立学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。 [教育局]
- 公立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 [教育局]

- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒の食料の備蓄及び更新を行います。
[教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。
[福祉子どもみらい局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。

2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。
[教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。
[福祉子どもみらい局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。
[くらし安全防災局]

3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。
[くらし安全防災局、教育局]
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。
[くらし安全防災局、教育局]

4 文化財の保護

- 県教育委員会は、行政と所有者等との文化財情報の共有化を進め、地震・津波・浸水対策も含めた文化財の防災意識の啓発を図るため、「文化財防災マップ」を作成し、公表しました。
[教育局]
- 県教育委員会は、大規模風水害等の災害への事前の備えや、被災後の復旧対策を進めるために設置された、県教育委員会及び市町村教育委員会で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議に基づき、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成しました。
[教育局]
- 県教育委員会は、被災時における文化財レスキュー活動の対応等について検討を進めます。
[教育局]

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

- 災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入れ港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。
 - 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する394路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。
 - また、神奈川県警察及び神奈川県公安委員会では、救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路指定想定路線として選定しており、災害時、指定します。大規模風水害等の災害時には、被災状況等を勘案のうえ、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。
- このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになります。
- 道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命じることになります。
 - 海上輸送として、県内で9つの物資受入れ港（港湾及び漁港）を指定し、海上からの緊急輸送が可能になるように備えています。
 - ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を發揮します。県及び市町村は、大規模風水害等の災害時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの効果的な運用ができるよう努めています。
 - 県警察は、県全域においてヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しています。
 - 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft 背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。
 - 国は、令和3年4月の踏切道改良促進法等の改正において、国が指定した踏切道において、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度や都道府県が市町村管理道路の啓開・災害復旧を代行できる制度等を創設しました。

【課題】

- 大規模風水害等の災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要となります。
 - 現在の緊急交通路の指定想定路や緊急輸送道路は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等との連携を考慮して指定していますが、今後は、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要があります。
 - 災害時には、船舶による海上からの大量輸送が重要であるため、岸壁など港湾施設の波浪等に対する安全性の確保が課題となります。
 - ヘリコプターの緊急輸送は、災害時初期にはその機動力で大きな威力を發揮しますが、そのためには、ヘリコプター臨時離着陸場の整備、拡充や燃料の確保が必要となっています。
- 特に、大型ヘリコプターによる緊急輸送の場合、かなりの広いスペースが必要であり、市街化の著しい地域ではその確保が難しく、確保できた場合でも、そこに多くの避難者がいる場合も考えておく必要があります。

また、県及び市町村は、地域の実情を踏まえ、消防へり、警察へり、ドクターへりなど、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ協議しておく必要があります。

- 被災状況により国や関係機関と連携し、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の実施により、交通及び輸送機能の早期回復を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、緊急交通路について的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行（輸送）車両の事前届出制の運用などにより災害時の交通規制の円滑化を図ります。
- 県警察は、災害時における大幅な交通規制を迅速に行うため、規制、検問用の資機材の整備に努めます。
- 県、市町村及び道路管理者は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。
- 県及び市町村は、緊急輸送の確保を早期に確実に図るため、主要な市街地と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図ります。
- 県は、災害時に、港湾、ヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分に発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、施設の利用計画について管理者と事前調整を図るとともに、平常時からの施設整備や円滑な航行の確保に努めます。
- 県及び市町村は、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等などにより、運用方法等の検証を図ります。
- 県及び県警察は、緊急交通路を迅速に確保できるように、交通規制、検問用資機材等の改良に努めます。
- 鉄道事業者・道路管理者は、災害時の踏切道の管理方法として、関係機関との災害時の連絡体制や長時間の通行遮断の解消に向けた手順、情報提供の仕組みなどの検討を進めます。
- 関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混亂の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント^{※1}及び交通需要マネジメント^{※2}からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織するものとします。
- 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとします。
- 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力をを行うものとします。
- 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとします。

※1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

【主な事業】

1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備

- 県、市町村及び道路管理者は、一般道と高速道や鉄道の立体交差地点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めていますが、あわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

[県土整備局]

2 緊急交通路等の機能確保のための施設整備

- 県警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。
- [警察本部]

3 緊急通行（輸送）車両の事前届出

- 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用に努めます。
- [くらし安全防災局、警察本部]

4 ヘリポート等の整備

- 県及び市町村は、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めています。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。

[関係局]

5 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

- 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有を図ります。

また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。

[くらし安全防災局、県土整備局、警察本部]

6 燃料の確保

- 県は、大規模風水害等の災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、神奈川県石油業協同組合と協定を締結し、燃料の確保対策を進めています。
- [くらし安全防災局]

資料

- | | | |
|-----|-----------|------------------------------|
| 地震編 | 3-11-(1) | 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領 |
| " | 3-11-(2) | 物資受入れ港 |
| " | 3-11-(3) | 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表 |
| " | 3-11-(4) | 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表 |
| " | 3-11-(5) | 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積 |
| " | 3-11-(6) | 防災対応離着陸場選定基準 |
| " | 3-11-(7) | 神奈川県県土整備局災害対応車両保有台数一覧表 |
| " | 3-11-(8) | 仮設橋保有数量及び連絡先一覧表 |
| " | 3-11-(9) | 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表 |
| " | 3-11-(10) | 緊急交通路指定想定路一覧 |
| " | 3-11-(11) | 緊急輸送道路一覧表 |
| " | 3-11-(12) | 緊急輸送道路ネットワーク計画図 |

第12節 ライフラインの応急復旧対策

【現状】

- 県では、災害が発生した場合に、県民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復するため、各施設の安全強化対策と併せて、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を進めてきました。

また、ライフライン協議会を平成11年6月1日に設置し、情報連絡体制等を検討し、衛星電話や県防災行政通信網等を活用した情報連絡体制を確保しました。
- 上水道については、台風等による電力供給停止に伴う長時間の停電に備え、浄水場に非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を行っています。また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めています。

また、県営水道では、災害用指定配水池の指定と緊急遮断弁の設置、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定の締結、応急復旧用資機材の整備などを進めてきました。
- 下水道については、災害を未然に防ぐため、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改良に努めています。

ポンプ場及び処理場においては、災害による停電に備え、自家発電式設備等の設置や可搬式ポンプ等の資機材の備蓄を行っています。
- 電気については、東京電力パワーグリッド㈱において他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。

なお、ヘリコプター、船舶については、非常時緊急出動用として社外と委託契約を締結し、対応可能となっています。
- 都市ガスについては、東京ガスネットワーク㈱において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。

液化石油ガスについても（公社）神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。
- 通信サービスについては、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。NTTコミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。NTTドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDIにおいては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社ともに通信サービスの輻輳時（電話や通信の繋がりにくい状態）における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。

また、災害発生直後は電話回線が輻輳し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

【課題】

- 大規模風水害等の災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道などのライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することが予想されるため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化など応急復旧の迅速化に向けた対策を進める必要があります。

- ライフライン事業者が個々に進める対策のほか、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、ライフライン停止時の情報提供や応急復旧活動における連携方策等についての検討が必要です。

【取組の方向】

- 県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設が県民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めていますが、災害が発生した場合には、被害が生じることも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、大規模風水害等の災害発生に備えて、応急復旧における連携や県民への情報提供等、防災対策の推進に関する課題の解決に向けた取組を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、ビッグレスキューなどライフラインの応急復旧のための実働訓練を実施し、応急復旧体制の充実に努めます。

【主な事業】

1 上水道対策

- 県営水道では、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。
また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。 [企業庁]

2 下水道対策

- 県及び市町村は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。 [県土整備局]

3 電気及びガス対策

- 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。
- 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めます。

4 通信サービス対策

- NTT東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。また、NTTドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。

通信設備を収容するNTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのビルは、通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・マルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。

災害時には、防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利

用制限等を行います。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくいく状況（輻輳）になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、N T T 東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

資料

地震編 3-13-(1) ライフライン事業者の応急復旧活動拠点一覧表

" 3-13-(2) 県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会要綱

第13節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

- 県では、災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を平成29年3月にそれぞれ策定しました。
- 市町村においても、災害廃棄物等処理計画を策定するなど、対策を進めています。

【課題】

- 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行いますが、一部の市町村では、その基本となる災害廃棄物処理計画が未策定です。また、処理計画の実効性を確保するためには策定済の自治体においても継続的な見直しを図る必要があります。
- 大規模風水害等の災害発生時など、市町村単独での対応が困難な場合を想定し、市町村域を越えた広域的な災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。
- がれきなど、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物が多く発生することが想定され、産業廃棄物処理事業者などの民間事業者との連携体制を構築する必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、災害廃棄物の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画を策定することなどにより、災害時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備に努めます。
- 県は、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する県及び市町村等の担当者の対応力向上を図るとともに、自衛隊を含めた担当者間の顔の見える関係を築くことで、災害時の災害廃棄物処理体制を速やかに確立できるよう備えます。

【主な事業】

1 協力体制の構築

- 県及び市町村は、市町村における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。 [環境農政局]
- 県は、県域を越えた広域的な処理体制の構築を推進します。 [環境農政局]

2 市町村等に対する技術的支援

- 市町村は、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。
- 県は、市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。 [環境農政局]

3 職員の教育訓練

- 県は、県及び市町村等の職員を対象に、災害廃棄物に関する講習会や研修会を実施します。 [環境農政局]
- 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。 [環境農政局]

4 一般廃棄物処理施設の災害対策等への支援

- 市町村等は、既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。

- 県は、一般廃棄物処理施設の整備に関する国の交付金等についての助言その他支援を行います。
[環境農政局]

資料

地震編 3-14 神奈川県災害廃棄物処理計画

第14節 広域応援体制等の拡充

【現状】

- 県は、災害時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛隊、海上保安庁等との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、緊急通行車両の事前届出の推進、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。
- 国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための短期的な応援職員派遣の仕組みとしては「応急対策職員派遣制度」を、中長期的な応援職員派遣の仕組みとしては「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」等を整備しています。
- 九都県市は、各都県市単独では対応が困難な大規模風水害等の災害が発生した場合に備えて、九都県市が共同で取り組むべき災害時及び平常時の活動を定めた九都県市広域防災プランを定めています。
- 全国知事会及び関東地方知事会では、災害時の相互応援に関する協定を締結しています。
- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 県は、大規模風水害等の災害時において県内の消防広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県内消防広域応援実施計画」を策定しています。
- 県は、大規模風水害等の災害時において、県外からの消防の広域応援が円滑に進むよう、受入れのための手順を定めた「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」を策定しています。
- 県は、大規模風水害等の災害時において、警察、消防、自衛隊等の広域的な応援や他の自治体からの応援が円滑に進むよう、受入れのための手順を定めた「神奈川県災害時広域受援計画」を策定しています。
- また、県は、平成20年に在日米陸軍司令部及び海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する覚書」を締結し、在日米軍との相互応援体制の強化・向上を図っています。
- 県は、厚木市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の待機場所として活用することとしており、その分散、補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を小田原市の小田原合同庁舎、茅ヶ崎市の衛生研究所、横須賀市の鎌倉三浦地域児童相談所に設置しています。

また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内153箇所（令和2年3月1日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。

さらに、国等から供給される物資を受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための広域物資輸送拠点を指定するとともに、発災後、民間等の物資拠点から同拠点を確保できるよう、防災協定を締結しています。

- 市町村においても、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

【課題】

- 災害時における広域的な応援は、救援・救護、応急・復興対策に多大に貢献するものと期待されています。しかし、広域応援が効率的に機能するためには、応援職員を受け入れる体制（的確な現地情報の提供や寝食を賄う施設の整備等）が重要な要素となります。
- 特に、大規模風水害等の災害時には、各関係機関による「救助・救急・消火」、「医療・救護」、「支援物資」等の多岐にわたる支援が実施されます。関係機関の応援は、発災直後から実施され、被災自治体は混乱の中で、応援機関・部隊との調整等が必要となるため、県と市町村が連携した被災地

域への応援体制の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に多機関からの応援を受け入れる受援体制を整備する必要があります。

また、長期にわたる応援が実施された場合に備えて、その活動を支えるための後方支援を充実させる必要があります。

- 国によるプッシュ型支援、平成30年3月に制度化された国の応急対策職員派遣制度が定着しています。こうした支援を円滑に受け入れるためには、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速に対応する必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ、県は、資源配分計画に基づき、県域全体で公平に物資等の供給が実施できるよう、広域的な観点から調整を行う必要があります。そのため、災害対策本部における資源配分調整体制、現地災害対策本部を通じた情報収集体制など、総合調整機能を高める体制整備を進める必要があります。
- 自衛隊、海上保安庁等が円滑に応援活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図つておくことが必要です。
- 広域応援活動が円滑に進むためには、応援の拠点となる施設について、その役割に応じた機能の充実が必要であるとともに、あらかじめ、災害時における連携方策を構築しておく必要があります。
- 防災対策の推進に当たっては、防災関係機関との一層の連携強化が必要であるとともに、より幅広い連携が必要となっています。

【取組の方向】

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県及び市町村は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化を図ります。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模風水害等の災害による同時被災の観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します。
- 県は、応援機関とともに訓練を実施し、計画の検証を行っていきます。
- 県及び市町村は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進めます。また、他県等への支援の経験を活かして本県の広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図ります。
- 県は、市町村への支援を強化するため、災害対策本部の活動を補完する現地災害対策本部の機能を確保する観点から、職員の配備体制の実効性の確保や、職員の対応力強化などに取り組みます。
- 県は、災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑な運営を確保するため、救助実施市や関係機関と連携して、運用マニュアルの作成や研修、訓練の充実に取り組みます。
- 県は、平時から、市町村や防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図ります。
- 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めます。
- 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努めます。

【主な事業】

1 広域応援の受入体制等の強化

- 県は、被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、災害活動中央基地としての役割を担う県総合防災センターを運営するとともに、その機能の充実を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊及び神奈川県消防広域応援隊の活動環境の整備を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上にヘリサインとして施設名を表示します。また、市町村も同様に施設名の表示に努めるものとし、県は、市町村の取組を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材

の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。

[くらし安全防災局]

- 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むほか、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

- 九都県市等は、九都県市広域防災プランに基づく広域応援・受援が円滑に行えるよう、災害時における実際の行動内容を整理した各種マニュアルの整備を進めます。

[くらし安全防災局]

- 市町村は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。
- 県は、保健医療調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMA T、神奈川DMA T-L、かながわD P A Tの派遣、活動の調整、全国から災害派遣医療チーム（DMA T）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受け入れることができるような体制を整備していきます。 [健康医療局]

- 県は、迅速、的確に避難所における神奈川D W A T等の派遣、活動の調整、全国からの応援D W A T等の受入れができるような体制を整備していきます。 [福祉子どもみらい局]

2 応援機関との連携の強化

- 県は、各応援機関等と連携して、図上訓練等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を明確化し、担当業務への精通を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連携体制を充実し、具体的要請内容を想定した実践的訓練を実施します。 [くらし安全防災局]
- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防災訓練などを実施します。 [政策局、くらし安全防災局]
- 県は、九都県市域の相互応援を円滑に行うため、平常時から、応援受入体制の整備や情報の共有を行います。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、平常時から、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図ります。 [くらし安全防災局]

3 市町村との応援体制の強化

- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]
- 県は、大規模風水害等の災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組みます。 [くらし安全防災局]
- 県は、被災市町村への支援体制を強化するため、救助実施市との連携体制の充実に取り組みます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

資料

地震編 3-15-(1) 神奈川県内消防広域応援実施計画

- 〃 3-15-(2) 総合防災センター・消防学校の概要
- 〃 3-15-(3) 神奈川県広域防災活動拠点運営要綱
- 〃 3-15-(4) 神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱
- 〃 3-15-(5) 広域応援活動拠点指定状況一覧
- 〃 3-15-(6) 県西部地震対策応急資機材倉庫一覧
- 〃 3-15-(7) 県西部地震対策応急資機材倉庫防災資機材一覧

第15節 県民の自主防災活動の拡充強化

【現状】

- 県内には、令和3年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が77,623組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。
- 特に、企業防災組織としての自衛消防組織は76,556組織あります。
- 県は、市町村が行う自主防災組織の育成、活性化に向けた取組を支援するため、自主防災組織リーダー等研修会などの人材育成や資機材整備への財政支援に取り組んでいます。
- 平成25年の災害対策基本法の一部改正により、市町村内の一定の地区内の住民や事業者が、地区における防災力の向上を図るため、訓練や物資の備蓄などの自発的な防災活動に関する計画を、地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案することが可能となりました。
- 県は、消防団の担い手の確保を図るため、かながわ消防フェアの開催やかながわ消防団応援の店の普及などに取り組んでいます。

【課題】

- 大規模風水害等の災害時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 災害時においては、火災予防活動、消火、被災者に対する救援活動などに県民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が確認されていますが、本県の場合、これらの組織が未設置の地域があったり、組織の高齢化あるいは被雇用者が多いなど、その活動力の低下が懸念されています。
- 地域の人々の呼びかけは、住民の避難を促進するために重要であることから、地域の防災リーダー等の育成が必要です。一方で、住民の避難誘導を行う消防団員等が災害に巻き込まれるおそれがあるため、活動時における安全確保が課題となっています。
- 自主防災組織については、担い手の高齢化が進み、若年層を含めた担い手の育成が課題であり、あらゆる年代層を対象に自主防災活動への理解の促進や、防災意識の向上を図る必要があります。
- 就労環境の変化により、消防団員の被雇用者の割合が増加しており、消防団員の活動や確保に関して、雇用者である事業者の理解と協力が必要です。また、消防学校における団員教育の受講者確保も困難になってきており、団員の災害対応力の強化も課題です。

【取組の方向】

- 県民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は市町村とともに、こうした自主防災意識の向上及び自主防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 県及び市町村は、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。
- 県は、自主防災組織の担い手の育成や活動の促進を図る方策の検討に取り組みます。
- 県は、地域防災の要となる消防団員の確保や災害対応力の強化に努めます。
- 県及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとします。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとします。

【主な事業】

1 県民への周知等

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、ブロック塀の倒壊防止等の実施、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

[くらし安全防災局]

- 県、市町村、自主防災組織等は、大規模風水害等の災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帶意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

[くらし安全防災局]

2 自主防災組織の育成

- 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

[くらし安全防災局]

- 県は、総合防災センターの研修の動画配信などにより、研修機会の拡大を図るほか、積極的な自主防災活動事例のホームページでの紹介などにより、自主防災組織の活動促進を図ります。

[くらし安全防災局]

- 市町村は、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めます。また、一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認めるときは、市町村地域防災計画の中に位置づけます。

3 消防団の機能強化

- 県は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、市町村と協力し、県民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。

[くらし安全防災局]

- 県は、国の消防団協力事業所表示制度について、県内認定事業所を県のホームページで紹介するなど、事業所の消防団活動への理解促進に努めます。

[くらし安全防災局]

- 市町村は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。

- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、WEBでの団員基礎教育講座の動画配信など、教育機会の確保を図ります。

[くらし安全防災局]

- 県は、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に取り組む市町村を支援します。

[くらし安全防災局]

4 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には各企業において災害時に重要業務を継

続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。

- 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（B C P）の作成に努めます。
- 県は、災害時における来客、従業員の安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画（B C P）の作成、施設及び設備の機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施について、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスを行います。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。

[くらし安全防災局、産業労働局]

資料

- | | |
|-----|-------------------------|
| 地震編 | 3-16-(1) 自主防災組織育成基本方針 |
| " | 3-16-(2) 市町村自主防災組織状況一覧表 |

第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化

【現状】

- 県内では、大規模風水害等の災害の発生に備えて、「特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が活動しています。
- 県は、災害時には、かながわ県民活動サポートセンターに「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア活動に必要な支援を行うこととしており、平常時からボランティア活動や関係機関との連携の強化に努めています。
また、災害時において、災害救援ボランティアがニーズに即した活動を効果的に展開することができるよう、平常時から災害救援ボランティアコーディネーター等の人材育成に取り組んでいます。

【課題】

- 大規模風水害等の災害時には、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけますが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化、育成したボランティアの活用、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等が課題となります。
- ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要です。

【取組の方向】

- 県は、市町村等による災害ボランティアセンターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握のための行政機関と民間機関が連携した情報収集・発信の仕組みづくりを進めます。
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア、様々な分野のNPO等との連携強化や情報通信、物資調達運搬など企業等が持つ専門性を生かした支援活動との協力体制の構築を進めます。
- 県は、各種ボランティア養成講座等により育成した災害救援ボランティアコーディネーター等の人材のネットワーク化を進めます。
- 市町村は、地域の実情に応じて、平常時から災害救援ボランティア団体や地域住民等との連携の促進を図ります。
- 県及び市町村は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。
- 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。

【主な事業】

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。
- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセン

ターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。 [政策局]

- 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に関する支援に努めます。 [政策局、くらし安全防災局]

2 ネットワークづくりの推進

- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。 [政策局、くらし安全防災局]
- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティニアーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関と連携しボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。 [政策局]
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのネットワークづくりを進めます。 [政策局、関係局]
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。 [政策局、関係局]
- 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、災害時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用

- 県は、大規模風水害等の災害の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時におけるボランティア活動を支援する人材を養成するため、かながわコミュニティカレッジ等において講座を開催し、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組み、コーディネートを担う人材の養成につなげます。
さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。 [政策局]
- 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等

- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等を作成します。 [政策局]
- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。 [政策局、くらし安全防災局]

資料

- 地震編 3-17-(1) 神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル
3-17-(2) 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営等に関する協定書
3-17-(3) 災害時における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定
3-17-(4) 災害時相互協力協定

第17節 防災知識の普及

【現状】

- 県及び市町村は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種広報媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、県民に対する防災知識の普及を図っています。
- 県は、県総合防災センターにおける各種災害の疑似体験や防災関連の展示、防災関係情報の提供、防災研修などの実施や、温泉地学研究所における火山活動等に関する学習コーナーの設置など、防災知識の普及啓発に努めています。
- 県内事業者等に対しては、自衛消防組織等の整備など、企業防災についての啓発を行ってきました。

【課題】

- 大規模風水害等の災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、県は、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、県民の防災意識の向上を図ることが必要です。
- 避難情報について、周知徹底を図る必要があります。
- また、避難生活を行うまでの健康管理に関する知識の普及啓発も必要です。
- 首都圏では、ターミナル駅周辺などで多数の帰宅困難者が発生することが予想されます。こうした帰宅困難者の発生を抑制するためには、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知と、従業員が会社にとどまるための環境整備が必要です。
- 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する計画的かつ継続的な研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図ることが必要です。
- 企業の自主防災の徹底を図るとともに、社会福祉施設、医療施設など防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図ることが必要です。
- 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るために、一人一人が確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があります。

【取組の方向】

- 県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は、あらゆる機会を通じ、こうした自主防災意識の向上に市町村とともに努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の周知徹底を図ります。
- 県及び市町村は、企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、福祉や医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。
- 県及び市町村は、高齢者等避難など、避難情報の意味について、周知徹底を図ります。
- 県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。
- 県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとします。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。

- 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。
- 市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図ります。
- 県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進します。

【主な事業】

1 県民等への防災知識の普及

(1) 県民への防災知識の普及

- 県は、かながわけんみん防災カード、かながわキッズ防災カードなどを活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、県民の防災意識の向上を図るため、県の広報番組などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。 [くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局]
- 県は、県総合防災センターにおいて、各種災害を疑似体験できる各種体験コーナーや防災情報の展示、啓発イベントの実施、各種イベントへの出展、パンフレット・リーフレットの配布などにより、県民の防災意識の向上を図るとともに、防災情報・体験フロアの充実及び設備の改善を行います。 [くらし安全防災局]
- 県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、分かりやすく発信します。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。また、国土地理院関東地方測量部と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。 [くらし安全防災局]
- 県や市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図ります
 - ア 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
 - オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと
 - カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 水防、土砂災害防止、道路災害防止、地下街等災害防止に関する総合的な知識の普及を図るため、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「水防月間」（5月1日～5月31日）、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）等を通じ、県、市町村及び防災関係機関が協力して各種講演

会、イベント等を実施します。

[県土整備局]

- 県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策等について、普及啓発を図ります。 [県土整備局]

- 市町村は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進します。

(2) 家庭における身近な防災対策等の普及

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

[くらし安全防災局、県土整備局]

- 県は、災害時に被災者の健康に直結するトイレ対策として、家庭や避難所におけるトイレの備蓄の促進や、在宅避難時のトイレ確保に関する普及啓発などに取り組みます。
- 県及び市町村は、横浜地方気象台と連携して竜巻等の突風災害について、竜巻注意情報等の意味や内容、被害の特徴、身の守り方などの普及・啓発を行います。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメント^(注)を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

なお、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう努めます。

(3) 高層建築物における防災対策の周知

- 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、ガラスの飛散防止やエレベーター停止による閉じ込め、孤立化や在宅避難に備えた備蓄、自主防災の仕組みづくりなどの防災対策について、普及啓発を行います。

[くらし安全防災局]

(4) 帰宅困難者に関する普及啓発

- 県及び市町村は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を県民、企業、学校、関係団体などへ周知し、対応の徹底を促します。 [くらし安全防災局]
- 九都県市では、帰宅困難者対策リーフレットやポスターを作成し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等について周知を図ります。

[くらし安全防災局]

注) 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のことです。

(5) 自主的な防災活動の普及

- 災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、県、市町村、防災関係機関及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。 [関係局]

2 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。
- 県は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成、施設及び設備の機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスを行います。
また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。

[くらし安全防災局、産業労働局]

3 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県立学校は災害図上訓練（DIG）等の生徒参画型の実践的な防災教育を進めます。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [くらし安全防災局]
- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、風水害等災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。 [福祉子どもみらい局、健康医療局]

4 職員に対する研修

- 県及び市町村は、職員に対する災害対策本部配備要員必携カードや職員配備表等の配布、職員向けホームページの作成を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。 [関係局]
- 県及び市町村は、災害時に感染症等が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。 [健康医療局]

資料

風水害編 2-2-14 風水害の防災知識の普及事項

第18節 防災訓練の実施

【現状】

- 県は、毎年、県民、市町村、県警察、自衛隊、防災関係機関等と協調して、大規模風水害等の災害の発生を想定した県・市町村合同総合防災訓練や広域的応援についての九都県市合同防災訓練、緊急消防援助隊県内合同訓練等を実施しています。
- 県は、災害時に備え、多様な主体と連携し、災害多言語支援センターの設置運営訓練を毎年実施しています。
- 県は、市町村、防災関係機関と協調して、気象予報・警報等災害情報の受伝達、災害時の被害情報の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう、通信訓練を実施しています。
- また、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防月間（毎年5月）にあわせて、水防団員、関係機関等と協調して水防工法等の水防訓練を隔年実施しています。
- 県警察は、災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施しています。
- 市町村は、防災週間に中心に、自主防災組織や県警察、防災関係機関等と連携し、地域密着型の防災訓練を実施しています。

【課題】

- 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、NPO・ボランティア等の連携による防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。
- 国のプッシュ型支援や応急対策職員派遣制度の定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源分配計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、現地災害対策本部の新たな役割を踏まえた訓練や、災害対策本部の運営訓練の充実により、対応力を強化する必要があります。
- 複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。
また、各種防災訓練の成果を着実に蓄積するには、訓練目的の明確化や目的達成に必要な具体的な訓練実施項目の設定など、適切な訓練の管理を行うとともに、災害対策本部と現地災害対策本部、市町村災害対策本部との連携を図ることも大切になります。
- 大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには、県民、企業の防災意識の向上等を図るため、大規模風水害等の災害を想定した防災訓練を実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。
- 県及び市町村は、夜間等様々な条件を想定し、地域や職場、学校等と協調した、きめ細やかな訓練を定期的に実施するとともに、関係機関の訓練とも協調し、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- 県及び市町村は、災害時における迅速、的確な災害対策本部活動を実施するため、その意思決定から現地での救助・救援など、一連の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施します。
また、過去の災害対応の教訓の共有を図り、各地域における発生の可能性が高い災害を想定した訓練、地域防災計画、各種マニュアル、応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とし

た訓練など、実践的な訓練の実施により地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。

- 県及び市町村は、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的達成のための実践的・合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積により防災力の向上を図ります。

【主な事業】

1 多様な訓練の実施

- 県及び市町村は、地域の実情を踏まえ、大規模風水害等の災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施します。
また、地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等の防災訓練、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県、市町村及び防災関係機関は、様々な場面を想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を重ね、非常時に臨機応変に対応できるようにします。

[くらし安全防災局]

- 県は、災害対策本部を補完する現地災害対策本部との連携強化を図るための訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した、資源配分連絡調整チームの運営訓練などを実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県は、災害対策本部が設置される災害時を想定し、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するため、やさしい日本語及び多言語による情報提供や、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応の役割を果たす事ができるよう、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施します。

[国際文化観光局]

2 実践的な訓練の実施

- 県、市町村及び防災関係機関は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、避難所設置訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。
また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の見直しを行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めます。

[くらし安全防災局ほか関係局]

3 広域応援機関と連携した訓練の実施

- 県は、各応援機関等と連携して、災害活動中央基地（県総合防災センター）や広域防災活動拠点等において緊急参集訓練や広域応援活動訓練を実施し、応援機関等の受け入れについて習熟を図ります。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

- 県は、市町村と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施します。

[くらし安全防災局]

- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的な要請内容を想定した訓練を実施します。

[くらし安全防災局、健康医療局]

- 県は、大規模風水害等の災害発生時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する医療救護活動訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練（ビッグレスキューかながわ）を実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防災訓練などを実施します。

[政策局、くらし安全防災局]

4 地域特性に応じた訓練の実施

- 県及び市町村水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団員等の動員、水防工法等の水防訓練を実施します。 [県土整備局]
- 県警察は、災害時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 [警察本部]
- 県及び市町村は、避難訓練、海上からの救出・救助訓練等を、県警察、自衛隊、第三管区海上保安本部や民間の救護組織と連携して実施します。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。 [くらし安全防災局]
- 県は、中山間地における災害発生を想定した訓練を実施します。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、消防活動が円滑に行えるよう、消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施します。
- 市町村は、特に、災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

5 関係機関の訓練への参加

- 県警察及び第三管区海上保安本部は、各種災害訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めます。 [警察本部]

第19節 災害救助実施体制の充実

【現状】

- 避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には市町村が主体となって実施しますが、被害が複数市町村にまたがるような大規模風水害等の災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、県が救助の実施主体となり、市町村は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、市町村が救助を実施する体制となります。
- 災害時に市町村と連携して円滑に災害救助が実施できるよう、平成30年11月に、市町村への事務委任に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしました。

[災害救助事務の委任に関する事前の取決め]

救助の内容	実施機関
1 避難所の設置	市町村
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村
4 飲料水の供給	市町村
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村
6 医療、助産	県・市町村
7 被災者の救出	市町村
8 被災した住宅の応急修理	市町村
9 学用品の供与	市町村
10 埋葬	市町村
11 死体の搜索	市町村
12 障害物の除去	市町村

※上記を基本に、災害の規模・態様及び地域の特性等により、委任する事務の範囲を調整する。

- 平成30年6月、災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により、政令指定都市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の3つの政令指定都市は、平成31年4月、救助実施市に指定されました。
- 救助の実施主体が複数になることで、県内で公平な救助を実施することが課題となるため、同法改正で、適切で円滑な救助を実施するため、県が救助実施市や関係機関との広域調整を行うことが明記されました。本県では、この法改正を受け、平成30年12月に、県の広域調整の下で災害救助を実施するための資源配分計画を、全国に先駆けて策定し、本計画に基づき災害救助を実施することに関して、3政令指定都市と覚書を締結しました。
- 資源配分計画では、県の地震被害想定に基づく資源配分の目安や、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置して配分調整を行うこと、災害救助に係る連絡会議を設置し、平時から関係機関の連携を確保することなどを定めています。
- なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分のための個別計画がある分野は、それぞれの計画に従い対応します。応急仮設住宅に関しては、平成30年12月に、応急仮設住宅に関する資源配分計画を策定しています。
- 応急仮設住宅に関する資源配分計画では、資源配分の対象、資源の事前配分、建設型応急住宅の

設置計画の事務オペレーション、特別基準の協議などについて定めています。

- 建設型応急住宅の事前配分では、発災後速やかに建設に着手するため、関係団体において発災1ヵ月後までに供給可能な建設戸数について、人口割合に応じた配分戸数を設定しています。
- 令和3年5月、災害救助法が改正され、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになりました。

【課題】

- 大規模風水害等の災害時に円滑に災害救助を実施するためには、資源配分計画に基づき、県の広域調整権のもとで、救助実施市や国、物資の供給や輸送、保管などを担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平時から確保しておく必要があります。
- 救助実施市以外の市町村に対しては、事務委任の事前の取決めに基づく救助の実施体制を確保するほか、県と救助実施市が連携して市町村を支援する体制を整える必要があります。
- 市町村支援の体制強化として、市町村の被災状況や支援ニーズを迅速に把握し、県内外からの応援につなげるための県の体制を充実させる必要があります。
- 災害救助の実務について、県、市町村職員の対応力を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 災害救助に係る連絡会議等を通じて、国や救助実施市、物資や応急仮設住宅の供給、輸送、保管を担う事業者、医療関係団体などとの顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの運営や市町村への応援活動が円滑にいくよう、運営マニュアルの整備・充実を図り、研修や訓練を充実させます。
- 県は、被災市町村に近い現地災害対策本部が災害対策本部を補完することで一元的に情報収集を行う体制の充実を進めます。
- 災害救助の実務や各救助内容の専門的な知識やノウハウの習得を図るための県・市町村職員向けの研修の充実を図ります。

【主な事業】

1 災害救助の実施体制の確保

- 県と救助実施市は、災害救助法の規定に従い、災害救助基金の整備と運用を図るほか、災害救助の実施体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 災害救助基金を活用した毛布を、二俣川に設置した災害救助用の倉庫のほか、県内複数個所に分散備蓄し、災害時の円滑な供給に備えます。 [くらし安全防災局]

2 関係機関との連携確保

- 市町村への支援を円滑に行うため、物資等の供給や輸送、保管等に関して、民間団体との協定の充実を進めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者が連携した研究会を通じて関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

3 災害救助の運用体制の充実

- 資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 災害救助の事務手続きや、避難所や物資拠点の運営など、災害救助の実務に関する研修を実施し、県や市町村職員の対応力強化を図ります。 [くらし安全防災局]

資料

地震編 3-20-(1) 災害救助に係る神奈川県資源配分計画

地震編 3-20-(2) 応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

第3章 災害時の応急活動計画

- 風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要です。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要です。
- 風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、気象庁等からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動など、災害発生直前の対策が重要です。
- 災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- また、県民や企業等が適切な行動をとるためには、災害に関する情報や交通情報等の情報が必要となります。そのため、県では、市町村や関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努めます。
- なお、災害対策本部が設置された際には、職員の2割以上が出勤できない状況を一つの目安として、同本部が神奈川県業務継続計画の発動を決定します。
- 応急対策活動の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。
特に、発災当初72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分します。
- また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。
- ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間的経過に沿った対策を進めます。

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市町村、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要です。その際、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮するとともに県民にとってもわかりやすい情報伝達に努めます。また、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促します。

1 警戒及び注意の喚起

- (1) 横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて気象警報又は気象注意報を発表し、県民や防災関係機関の警戒や注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

○ 気象警報及び気象注意報

1 警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び運用の概要是、次のとおりです。

特別警報は、予想される気象等の現象が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれがあるときに発表します。警報は、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表します。また注意報は、災害が起こるおそれがある場合に発表します。

特別警報の種類は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、波浪及び高潮です。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、波浪警報及び高潮警報です。

なお、大雨警報（土砂災害）発表後において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう県と横浜地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表しています。

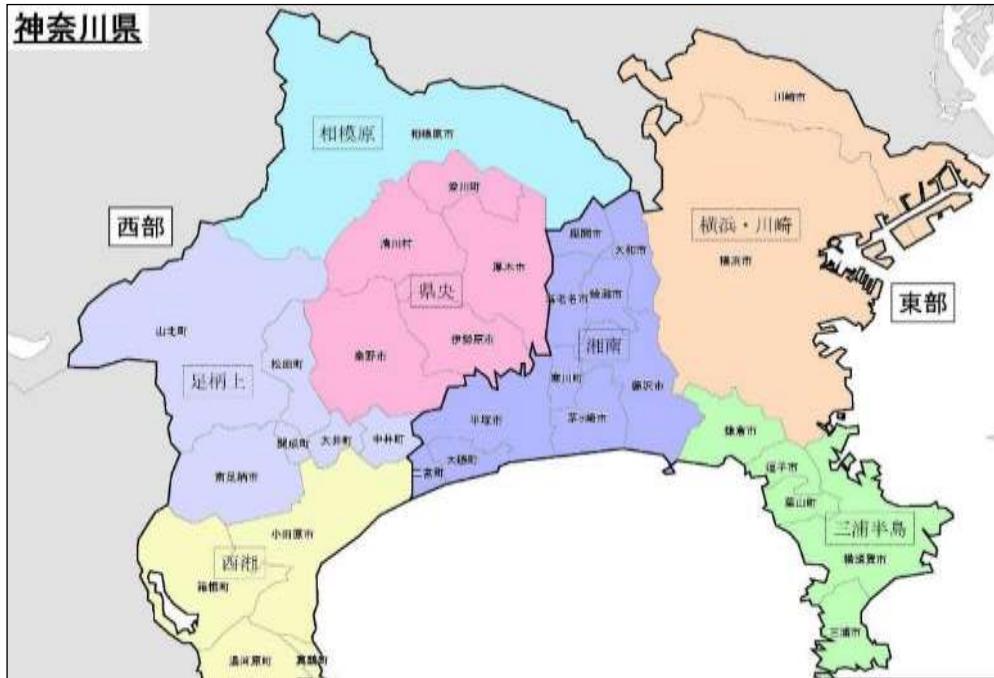
注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、なだれ注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報及び高潮注意報です。

2 警報・注意報の地域細分

一般の利用のための警報・注意報は、二次細分区域単位に発表します。（県の沿岸約37km以内の海域を含みます。）

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

[警報・注意報の地域細分図]



3 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮の現象により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報・注意報は、1の大雨警報・注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報・注意報は、1の洪水及び高潮に関する警報・注意報の発表をもって代えます。

4 多摩川・相模川・鶴見川・酒匂川洪水予報（水防活動用）

多摩川（万年橋から海までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、国土交通省関東地方整備局と気象庁は、多摩川洪水予報として、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表します。

相模川下流（神川橋から海までの区間）と鶴見川（第三京浜道路橋から海までの区間）については、国土交通省京浜河川事務所と横浜地方気象台が相模川下流洪水予報及び鶴見川洪水予報として、両河川に対する洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表します。

相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）については、県と横浜地方気象台が、相模川中流洪水予報として、酒匂川（足柄橋から海までの区間）については、県と横浜地方気象台が酒匂川洪水予報として、それぞれ、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表します。

発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、県河港課、国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防災機関等に伝達します。

5 土砂災害警戒情報

県及び横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表します。また、県は、避難指示の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めます。

土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されたときに発表します。

土砂災害警戒情報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとします。ただし、無降雨

状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と横浜地方気象台が協議のうえ解除します。

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、県と横浜地方気象台は「神奈川県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき、基準を取扱うものとします。

発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台から関係機関に伝達します。市町村においては、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について定めることとします。

土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要があります。

6 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

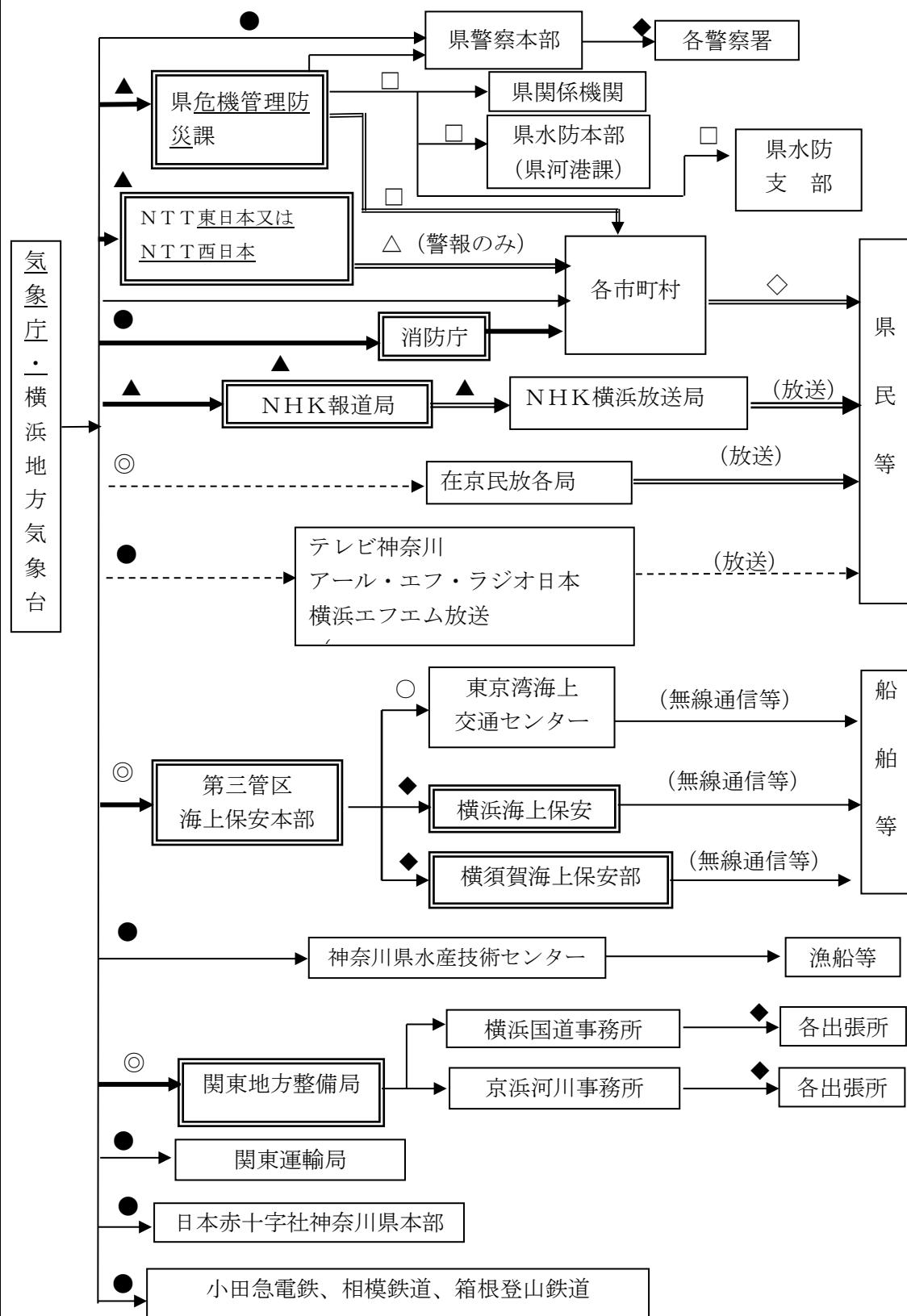
※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

7 地方海上警報

気象庁は、船舶の航行の安全に資するため、県の沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表します。

発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報します。

[警報、注意報の伝達系統図]



凡例

- 法令（気象業務法等）による警報事項の通知系統
- 法令（気象業務法等）による県民への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
- 特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ◎ 防災情報提供システム（専用線）
- 防災情報提供システム（インターネット）（注）
- ▲ オンライン
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- 県防災行政通信網
- ◇ 市町村防災無線
- ◆ 自営無線等
-  法令により、気象官署から警報を受領する機関

注：地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止、軽減により一層貢献するため、県を通じた情報伝達に加えて、県内の市町村や消防機関等にも提供しています。

8 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表します。

発表された情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達します。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日における時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。

気象予報については、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警報を呼びかけられる場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・

氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキックルで確認する必要があります。

(4) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間です。

9 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準によりに神奈川県知事に対して通報します。

ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがあります。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき

イ 陸上で毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき。実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。

県は、火災気象通報を市町村長に伝達します。

(2) 火災警報

市町村長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができます。

(2) 市町村は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、大雨などにより土砂災害が発生するそ
それがある土地の区域等について、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難でき
るよう努めます。

(3) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、
気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行
います。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努めます。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めます。

(4) 県は、台風接近時などに、気象庁と連携し、台風説明会の開催等を通じて、台風の進路や影響、
防災上の留意点などについて、関係機関との共有に努める他、ホームページやSNSなどを活用し、
県民の適切な避難行動に役立つリアルタイムの情報発信に努めます。

(5) 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達
に努めます。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ち
に住民等に伝達するものとします。

(6) 県は、台風等により交通機関の運行停止があらかじめ見込まれる場合に、必要に応じて、県民や
企業等に対し、安全確保のための情報提供を行います。

(7) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別
警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画
で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、
雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報
を提供するよう努めます。

- (8) 市町村は、市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。
- (9) 県は、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。
- (10) 国及び県は、市町村長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めます。

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができます。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町村内に設けます。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告します。
なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令することができます。
- (2) 市町村長は、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、高齢者等避難により、一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対し安全な場所への立ち退きの開始を求めます。次に、避難指示により、安全な場所への立ち退きの指示を行います。
- (3) 水防本部長又は水防管理者は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅滞なく水防本部長及び所轄警察署長に通知しなければなりません。
水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じるものとします。その主な内容は、次の事項を具備するものとします。
 - ア 避難場所及びその責任者並びに収容人員
 - イ 避難の経路及び誘導方法
 - ウ 避難場所への経路の標識及び照明設備
 - エ 給水、給食、休養等の設備
- (4) 市町村は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めます。
- (5) 市町村は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めます。
- (6) 市町村は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。
- (7) 住民への避難情報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めます。
- (8) 県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

3 指定避難所の開設

市町村長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ指定避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。
- (3) 水防上重大な関係を有する三保ダム等8ダムについては、当該ダムについて定められた規則、規程により操作します。
- (4) 水防管理者は、その区域内における農業用取水堰及び水閘門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとします。
- (5) 河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者及び下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うものとします。その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、関係市町村長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとします。
- (6) 県は、令和元年東日本台風の豪雨により、城山ダムにおいて運用開始以来、初めて異常洪水時防災操作（緊急放流）を実施しましたが、情報伝達に遅れが生じるなどの課題が明らかになったことを受け、令和2年6月に新たな情報共有の仕組みを構築したことから、この仕組みに基づき情報共有します。

5 広域避難

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に對して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めることがあります。

資料

- 風水害編 2-3-1-(1) 地域気象観測所一覧表
- " 2-3-1-(2) 気象業務法に基づく警報事項の通知
- " 2-3-1-(3) 東日本電信電話(株)回線による警報の伝達系統図
- " 2-3-1-(4) 地方海上警報の種別、海域及び伝達系統

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速に収集・連絡し、県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 警報の発表等に伴う配備体制

- (1) 県内に大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報若しくは特別警報のいずれかが横浜地方気象台より発表された場合、又はその他状況により必要がある場合には、県くらし安全防災局では指定された職員が警戒体制等に入るとともに、被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

○ 県職員の配備体制			
1 配備基準及び配備内容			
区分	配備体制	配備基準	配備内容
設置されていないとき	警戒態勢	(1) 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが横浜地方気象台より発表されたとき。	被害状況の把握に必要な人員を配備する。
	第1次応急体制	(1) 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが横浜地方気象台より発表され、災害が拡大するおそれがあるとくらし安全防災局長が判断したとき。 (2) その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制をとる。
災害対策本部が設置されたとき	第1次本部体制	(1) 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが横浜地方気象台より発表され、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが横浜地方気象台より発表される見込みがあるとき。 (3) 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが横浜地方気象台より発表されたとき。 (4) その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。
	第2次本部体制	(1) 県下全域にわたり、大規模な災害が発生したとき。 (2) その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を、全県的かつ原則として職員全員を配備する。

2 職員の配備体制

- (1) 指定された職員は、配備基準に該当する災害が発生、又は発生するおそれがある場合、直ちに配備体制につきます。
- (2) 災害対策本部長は、職員の配備内容を決定したときは、直ちに各局長及び各地域県政総合センター所長等に通知します。
- (3) 各局長及び各地域県政総合センター所長等は、災害対策本部長が職員の災害対策本部配備内容を決定したときは、あらかじめ定められた配備編成計画に基づく配備体制をとります。

3 配備人員

配備人員は、各局長及び各地域県政総合センター所長等が定める配備編成計画により、配備体制別に定めます。

4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに所属若しくはあらかじめ指定された場所に参集し配備につきます。

ただし、職員は、災害の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を実施します。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- (2) 県庁又は各地域県政総合センター
- (3) 県総合防災センター

- (2) 市町村及び防災関係機関においても、各機関等が定める配備計画等に基づき配備体制をとるとともに、被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

- (1) 県、市町村等は、災害発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
 - (2) 知事が必要と認める場合は、現地に神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣し、情報収集を行います。
 - (3) 市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等により県へ報告します。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告します。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとします。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告します。
 - (4) 人的被害の数（死者・行方不明者数等）については、県が一元的に集約、調整を行います。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとします。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、人的被害の情報について、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告します。
- また、県は、人的被害の情報について広報を行う際には、関係機関と密接に連携しながら適切に行います。

- (5) 県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表します。県の公表にあたって、市町村は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行います。
- (6) その他の防災関係機関においても各種の被害情報等を防災行政通信網により県へ連絡します。
- (7) 市町村その他防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めます。
- (8) 県は、市町村との情報の受伝達、災害応急対策の調整等のため、必要に応じて、市町村へ連絡員を派遣します。
- (9) 県は、防災行政通信網により、市町村及び防災関係機関の配備体制の把握を行うとともに、災害情報管理システム等による被害状況の収集・分析を行い、その結果を状況に応じて、知事、副知事へ連絡し、その指示により災害対策本部設置のための準備を進めます。
あわせて、「火災・災害等即報要領」等により、その結果を消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡します。
- (10) 市町村は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。
- (11) 市町村は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告します。

○ 消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりです。

- | | | |
|----------------|-----|---|
| (N T T回線) | 電話 | 03-5253-7527 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7777 (上記以外) |
| | FAX | 03-5253-7537 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7553 (上記以外) |
| (消防防災無線) | 電話 | 7-90-49013 (平日 9:30~18:15)
7-90-49101~2 (上記以外) |
| | FAX | 7-90-49033 (平日 9:30~18:15)
7-90-49036 (上記以外) |
| (地域衛星通信ネットワーク) | | |
| | 電話 | 9-048-500-90-49013 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49101~2 (上記以外) |
| | FAX | 9-048-500-90-49033 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49036 (上記以外) |

○ 消防庁災害対策本部等連絡先

- | | | |
|-----------------------------------|----|--|
| (N T T回線) | 電話 | 03-5253-7510 (長官・参謀室)
FAX 03-5253-7553 (宿直室) |
| (消防防災無線) | 電話 | 90-49101~49102
FAX 90-49036 |
| (地域衛星通信ネットワーク) | | |
| | 電話 | 9-048-500-90-49101~49102
FAX 9-048-500-90-49036 |
| (中央防災無線) 5017 (兼応急対策室) 5041 (FAX) | | |

- (12) 県警察は、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。
- (13) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を共有します。
- (14) 県は、収集した災害発生直後の情報を消防庁に報告するとともに必要に応じて市町村、他の都

道府県及び関係省庁に連絡します。また、県警察は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡します。

- (15) 市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡します。
- (16) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を隨時連絡し、国の非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡します。

3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

台風接近時に、国が対策本部を設置し、告示された所管区域に県が含まれる場合や、災害発生の恐れが高いと認める場合には、速やかに災害対策本部を設置し、市町村への支援を含めた応急体制を確保します。

なお、知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

- ・ 市町村長
- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ・ 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
- ・ 国土交通大臣
- ・ 隣接都県知事等

ウ 災害対策本部長に事故がある場合には、第1順位副知事がその職務を代行します。さらに、第1順位副知事に事故があるときは、第2、第3順位副知事、統制部長（くらし安全防災局長）等が順次その職務を代行します。

○ 災害対策本部



エ くらし安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。また、市町村の被災状況や応援要請の状況を踏まえ、連絡員や応援職員の派遣に係る調整に努めます。

オ 災害対策本部は、県庁西庁舎の災害対策本部室に設置しますが、被災等のため県庁舎での活動が不可能となった場合には、県総合防災センターに災害対策本部を設置します。

カ 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに、災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

(2) 現地災害対策本部等の設置

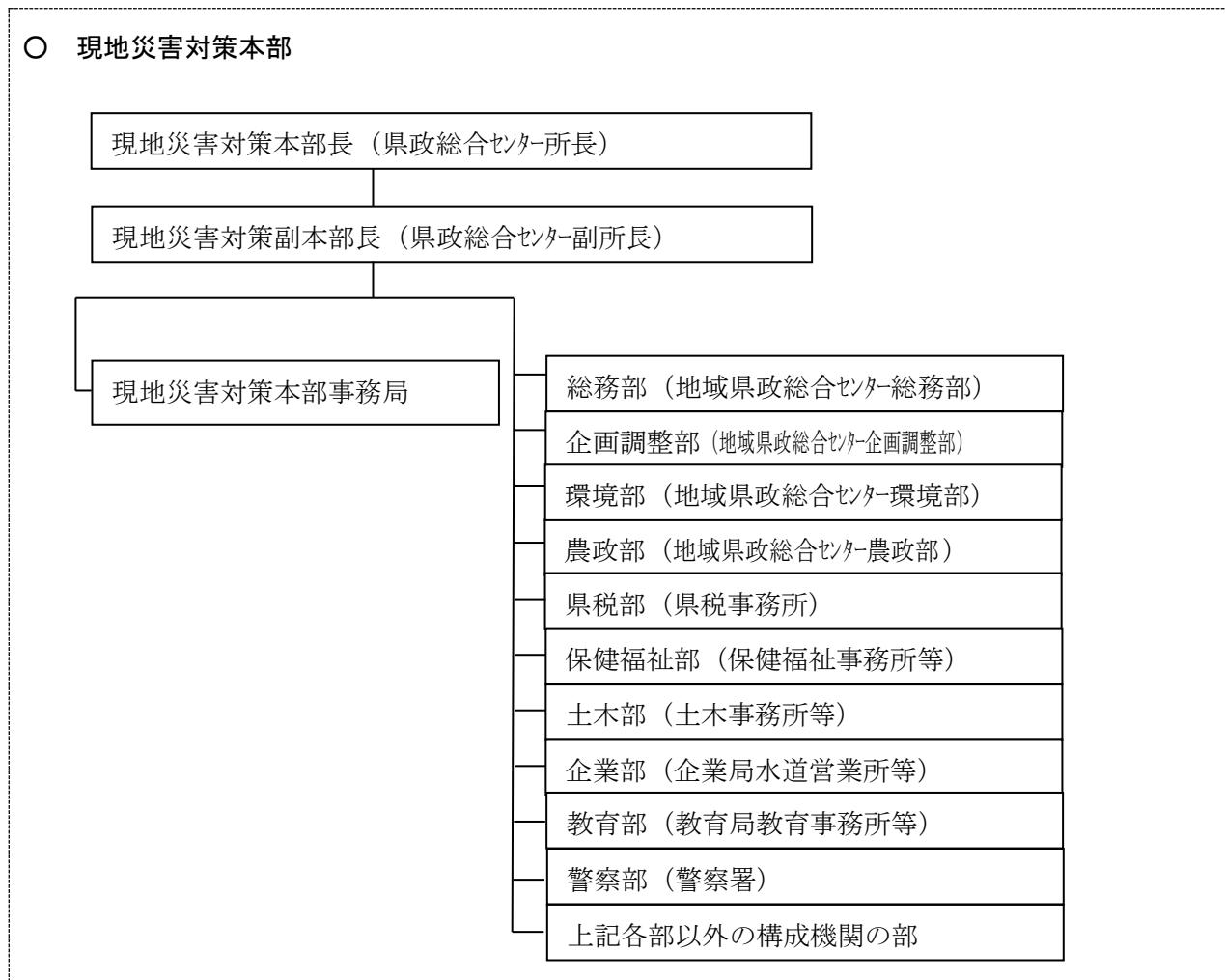
ア 災害対策本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、当該地域において災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止します。

イ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、県庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

○ 現地災害対策本部



(3) 関係県職員の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定められた連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(4) 市町村の災害対策本部

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該市町村域に係る災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき市町村災害対策本部を設置します。

(5) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

(6) 災害対策本部とその他災害対策組織との関係

災害対策本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織の運用を図ります。

また、国の現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図ります。

4 災害広報の実施

災害時には、被災地住民をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、

混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

県、市町村及び防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行います。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(1) 県の広報

ア 広報の内容

県は、流言飛語による社会混乱の防止のため、被災状況・応急対策の実施状況、県民のとるべき措置等について積極的に広報します。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられますが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

- (ア) 被災状況と応急対策の状況
- (イ) 避難の必要性の有無
- (ウ) 避難所の設置状況
- (エ) 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- (オ) 帰宅経路等に関する情報
- (カ) ライフラインの状況
- (キ) 医療機関の状況
- (ク) 防疫活動の実施状況
- (ケ) 食料、生活必需物資の供給状況
- (コ) 相談窓口の措置状況
- (サ) 被災者生活支援に関する情報
- (シ) 県民・企業等が当面とるべき対応等
- (ス) 流言飛語の防止に関すること
- (セ) その他県民生活に必要なこと(二次災害防止情報を含む)

イ 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

(ア) 放送機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送㈱に対して、広報を要請します。

また、県民への災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請します。

○ 要請の窓口

放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	045-211-0737 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	045-231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	045-681-7242 報道部
横浜エフエム放送㈱	—	045-223-2585 ニュース室 045-223-2562 マスター室(夜間) 045-224-1004 制作2部

(イ) 報道機関への要請

「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

○ 協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支社）

日本テレビ株、株東京放送、株フジテレビ、テレビ朝日株、株テレビ東京、株ニッポン放送、朝日新聞社株、株毎日新聞社、株読売新聞社、株産業経済新聞社、株東京新聞社、株日本経済新聞社、株日刊工業新聞社、株日本工業新聞社、社共同通信社、株時事通信社

(ウ) 一般広報

- a 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- b 市町村等の広報媒体を活用した広報
- c 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- d 必要に応じたヘリコプターによる広報
- e 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- f 新聞紙面購入による広報
- g ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

(2) 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 避難に関すること
- ウ 応急対策の活動状況に関すること
- エ その他住民生活に必要なこと

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請します。

5 災害対策本部における災害応急活動の決定

(1) 災害発生直後（初動期）

- ア 警戒体制等から移行して災害対策本部を設置した場合、災害情報管理システムにより収集した被害情報及び国、県機関、市町村、県警察、消防、公共機関等から入手した情報等により、各種災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。
- イ 県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターテレビあるいは両市の高所監視カメラ、県警察からの映像情報や県機関、市町村からの概括的な被害情報等から被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い、必要な措置を決定します。
- ウ 災害対策本部は、通信の途絶等により市町村等からの情報の入手が困難な場合は、イの映像情報や現地に派遣した職員からの情報等により被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い必要な措置を決定します。この場合、「かながわ減災プロジェクト」やアマチュア無線による現地情報の入手、県民、報道機関、企業、職員等からの情報の活用も視野に入れます

(2) 被害情報の収集等（被害情報収集期）

- ア 現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関は、災害対策本部に対して、各種の被害情報等を災害情報管理システム、防災行政通信網等により報告します。
- イ 現地災害対策本部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、衛星携帯電話等を活用して必要な情報の収集、伝達を行います。
- ウ 市町村、その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- エ 災害対策本部は、各種被害情報の分析を行い、本部員の現地派遣、緊急交通路及び緊急輸送道

路等の確保、関係機関への応援要請等の応急対策の方針を決定し、現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。

- オ 災害対策本部は、被害規模に関する情報等を消防防災無線により消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。
- カ 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部に連絡します。
- キ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地災害対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。
- ク 知事は、応急対策上必要があると認めるときには、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めます。同様に、市町村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。
- ケ 災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めます。
- コ 災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請します。

(3) 応急活動情報等の収集（応急活動情報の収集期）

- ア 地域において逐次把握した具体的な被害の内容、応急対策の活動状況は、現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関から災害対策本部に報告されます。
- イ 災害対策本部は、これらの情報をもとに必要な対策を検討し、自ら実施する応急対策を決定するとともに災害救助法の適用を検討します。
- ウ 災害対策本部は、迅速かつ公平に物資等の配分、供給を行うため、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼します。
- エ 災害対策本部は、自ら実施する応急対策の活動状況を必要に応じて現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。
- オ 災害対策本部は、国の防災関係機関に応急対策の活動状況を隨時連絡します。

6 通信手段の確保

県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(1) 災害時の通信連絡

- ア 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。

○ 県防災行政通信網の運用

1 災害時の通信連絡

気象予警報並びに災害時における災害情報の伝達及び被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等を県が行う際には、県主要機関、市町村及び防災関係機関に整備した県防災行政通信網により行います。

2 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」や「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。

(1) 通信の区分

ア 緊急通信 地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に行う緊急を要する通信

イ 一般通信 緊急通信以外の通信

(2) 通信の方法

ア 一斉指令通信 通信複数の通信局に対して、同時に一方的に行う通信

イ 個別通信 個別の通信局間で行う通信

(3) 通信の手段

ア 一斉指令通信 データ一斉指令（気象庁が配信する防災情報等のデータの通信）、
一斉指令（県が臨時に配信する防災情報等の通信）

イ 個別通信 音声、チャット、WEB会議

○ 災害情報管理システムの運用

1 被害情報の収集・伝達

災害情報管理システムは、市町村や県の各機関等と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで災害対策本部や他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。

これらの情報は、コンピュータ処理により必要な形に加工でき、こうした情報に基づき災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害情報管理システムの運用

災害情報管理システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行います。利用できる情報は次のとおりです。

(1) 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報）

(2) 被害情報、被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）

(3) 応援要請情報、応急措置情報（自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊派遣要請、各機関の応急措置）

(4) 災害状況資料（被害情報等を基に加工した災害状況資料）

イ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用します。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

○ NTT東日本の措置

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行います。

(2) 各種通信施設の利用

ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力をしています。

エ 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し連絡のための放送を要請します。

オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

資料

地震編	4-1-(2) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順
"	4-1-(3) 地震情報等の受理伝達系統図
"	4-1-(4) 被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
"	4-1-(5) 神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表
"	4-1-(6) 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）
"	4-1-(7) 暮らし安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領
"	4-1-(8) 神奈川県災害対策本部条例
"	4-1-(9) 神奈川県災害対策本部要綱
"	4-1-(10) 神奈川県災害対策本部要綱の運用について（通知）
"	4-1-(11) 火災・災害等即報要領
"	4-1-(12) 現地災害対策本部所管区域及び構成機関
"	4-1-(13) 災害時における放送要請に関する協定書
"	4-1-(15) 災害時等における報道協力に関する協定書
"	4-1-(16) 災害時の災害広報計画推移表
"	4-1-(17) 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定
"	4-1-(18) 神奈川県非常通信運用要領

参考

地震編	3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
"	3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
"	3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
"	3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書

第3節 水防対策

水防法第7条第1項の規定に基づき、県は水防事務の調整及びその円滑な実施のため、県水防協議会に諮り、県水防計画を定めています。

1 県水防計画の目的

県水防計画は、洪水、内水（水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと）、津波^(注)又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的としています。

2 水防責任

(1) 水防管理団体（市町村）の責任

水防管理団体は、その管轄区域内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、水防団・消防団の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに平常時における河川、海岸、下水道等の巡回及び水防時における適正な水防活動を実施する責任があります。

(2) 県の水防責任

水防事務の調整及び円滑な実施をはかるとともに、洪水予報の通知、水防警報の発表、水位到達情報の周知、洪水予報河川及び水位周知河川における浸水想定区域の指定、水防に必要な勧告及び助言、水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資器材の整備確保を実施する責任があります。

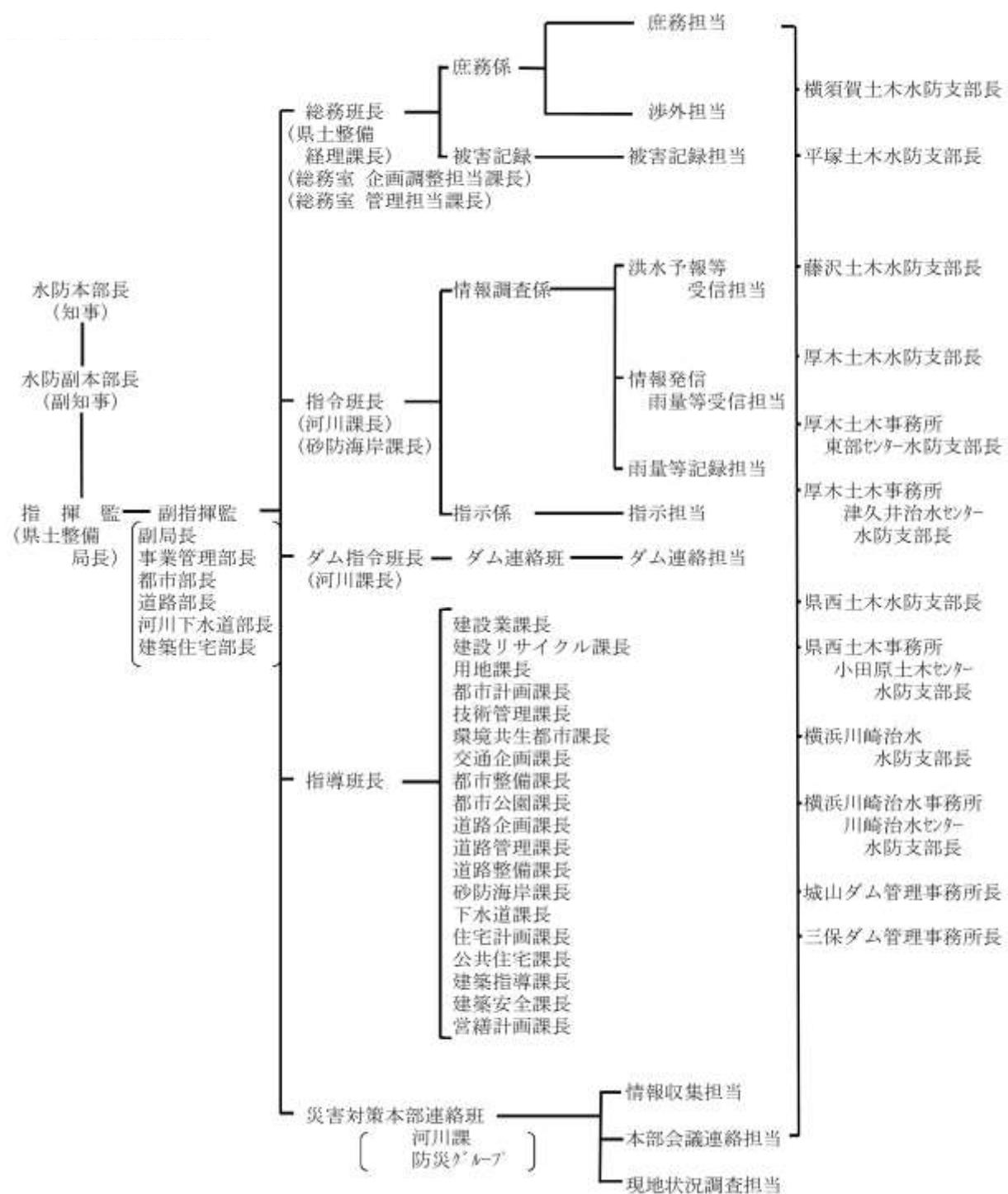
3 県の水防組織

県の水防組織は、水防本部、水防支部及び2つのダム管理事務所で構成しており、水防本部は知事を水防本部長として、総務班、指令班、ダム指令班、指導班及び災害対策本部連絡班の5班から構成しています。

また、土木事務所等に水防支部を置き、各水防支部実施要領に基づき水防活動を行います。

(注) 津波対策について、神奈川県地域防災計画では、地震災害対策計画において必要な対策を定めています。

○ 県の水防組織



(備考) 災害対策本部連絡班は、災害対策本部設置に至らない場合であっても、くらし安全防災局との連絡調整に努めるものとする。

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の国土整備部の組織として活動する。

4 水防管理団体

水防管理団体及び指定水防管理団体は次のとおりです。

(1) 水防管理団体

小田原市を除く 32 市町村

(2) 指定水防管理団体

小田原市（水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を知事が指定する。）

(3) 水防管理団体の組織

ア 指定水防管理団体は、その区域内の水防が十分行われるよう各水防支部長と協議のうえ、組織等の体制を定めて事務を処理します。

イ 他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて、組織等を定めます。

5 監視警戒及び重要水防区域

(1) 常時監視

水防管理者（市町村長）は、隨時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければなりません。

(2) 非常警戒

水防管理者（市町村長）は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければなりません。

(3) 河川の重要水防区域及び箇所

県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

県内では、重要水防区域として 967 箇所、総延長 272.7km を指定しています。また、それぞれの重要度に応じて A、B、要注意区間の 3 段階の区分を行っています。

(4) 海岸の重要水防区域及び箇所

県内の海岸のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

県内では、重要水防区域として 66 箇所、総延長 5,423m を指定しています。また、それぞれの重要度に応じて A、B、要注意区間の 3 段階の区分を行っています。

6 ダム・水閘門等及びその操作

(1) 分水路・遊水地等の操作

水防支部の管理する鳩川分水路等の 15 分水路等については、当該分水路等について定められた規則、要領等により操作します。

(2) ダムの操作

水防上重大な関係を有する三保ダム等の 8 ダムについては、当該ダムについて定められた規則、規程により操作します。

(3) 農業用取水堰及び水閘門の操作

水防上重大な関係を有する寒川取水堰等の 5 取水堰等については、当該取水堰等について定められた規程等により操作します。

7 通信連絡

県及び水防管理団体は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、通信連絡施設等を整備し「水防時における通信連絡基本系統図」を定めています。

8 洪水予報等

(1) 水防活動用の注意報、警報及び波浪警報の連絡

水防本部長及び水防支部長は、横浜地方気象台から水防活動用の注意報、警報及び 波浪注意報、警報の通知を受けたときは、これを「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡します。

(2) 多摩川・相模川下流・鶴見川の洪水予報

水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表する多摩川や京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する相模川下流・鶴見川の洪水予報（洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）、洪水注意報（氾濫注意情報））を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡します。

(3) 相模川中流及び酒匂川の洪水予報

水防本部長及び水防支部長は、県と横浜地方気象台が共同して発表する相模川中流洪水予報、酒匂川洪水予報を発表又は受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡します。

9 観測通報

各水防支部長は、その時の状況に応じて、雨量、水位等を水防管理者へ通報します。

10 水防警報

(1) 水防警報の発表者

国土交通大臣又は知事は、洪水又は高潮により水害を生ずるおそれのあると認めて認定した河川等について、水防警報を発しなければなりません。

ア 国土交通大臣が行うもの（6河川）

多摩川、鶴見川、矢上川、早瀬川、鳥山川、相模川

イ 知事が行うもの

108河川、12海岸(18地区海岸)、4港湾

・水防本部長が行う河川

相模川本川(国管理区間を除く)、酒匂川本川、河内川（三保ダム上流部を除く）、中津川

・水防支部長が行う河川

上記以外の河川

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解消する旨を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

11 水位情報の通知及び周知

(1) 国土交通省が行う河川（3河川）

矢上川、早瀬川、鳥山川

(2) 知事が行う河川（87河川）

鶴見川、境川、引地川等

12 水防配備

県の水防本部及び支部の配備基準（神奈川県水防計画第13章）は、次のとおりです。

神奈川県水防計画 第13章第1 県の水防配備基準				
県の水防体制 [水防本部・支部]				
配備区分	配備基準	配備要員		摘要
		本部	支部	
準備配備	1 大雨・洪水・高潮注意報が発せられたとき。 2. 多摩川洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。 3. 相模川下流及び中流洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。 4. 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。 5. 酒匂川洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。 6. 津波注意報が発せられたとき。 7. 大雨警報（土砂災害）が発せられたとき。	班長1名 班員2名 計 3名	班長1名 班員2名 計 3名	1 支部長（所長）は、注意報が発令されたときは、情報連絡要員として、職員を配備につかせるとともに本部に連絡させるものとする。 2 指揮監及び支部長は情報の判断により要員を増減することができる。 3 その他、状況により水防配備が必要と支部長（所長）が認めたときは、職員を配備につかせるとともに、本部に連絡させるものとする。
警戒配備	1. 大雨（浸水害）・洪水・高潮警報が発せられたとき。 2. 多摩川洪水予報（氾濫警戒情報）が発せられたとき。 3. 相模川下流及び中流洪水予報（氾濫警戒情報）が発せられたとき。 4. 鶴見川洪水予報（氾濫警戒情報）が発せられたとき。 5. 酒匂川洪水予報（氾濫警戒情報）が発せられたとき。 6. 津波警報が発せられたとき。	班長1名 班員5名 計 6名 (注)	班長1名 班員5名 計 6名	1 支部長は、警報が発せられたときは、警戒配備につくとともに、本部に連絡するものとする。 2 指揮監及び支部長は情報の判断により要員を増減することができる。 3 その他、状況により水防配備が必要と支部長が認めたときは、職員を配備につかせるとともに、本部に連絡させるものとする。
第 1 非常配備	1 大雨・洪水・高潮警報が発せられ被害が発生したとき。 2 大雨・高潮・波浪特別警報が発せられたとき 3 その他指揮監（県土整備局長）及び支部長が必要と認めたとき。	班長1名 班員 10名 計 11名	所長1名 副所長1名 部長1名 課長2名 課員12名 計 17名	1 指揮監及び支部長は情報の判断により要員を増減することができる。
第 2 非常配備	1 被害が県下全域に及びはじめたとき。 2 その他指揮監（県土整備局長）及び支部長が必要と認めたとき。	配 備 要員全員	全 員	1. 指揮監及び支部長は、業務継続等のため、一部の配備要員を自宅等で待機させることができる。

1 本部の警戒配備は警戒配備班の一班と準備配備班の一班をもってあて、順次交代する。

2 災害対策本部連絡係は災害対策本部事務局の活動開始と同時に配備につく。

3 地震時は災害対策本部県土整備部編成計画に基づき配備につく。

13 2以上の都県にわたる水防事務

県は同一水系の河川管理について万全を期すため、東京都、山梨県及び静岡県との間に水防事務に関する協定を締結しています。

14 地域防災計画と水防計画

地域防災計画は風水害や津波災害の発生に対する諸対策であるのに対して、水防計画は、洪水、内水、津波又は高潮に際し、警戒防御することを目的として定めたものです。災害対策本部が設置されると水防本部は、災害対策本部の国土整備部の組織として活動するものです。

資料

風水害編	2-1-4	海岸・河川・港湾図
"	2-1-6-(1)	放流警報施設位置図（相模川）
"	2-1-6-(2)	放流警報施設位置図（酒匂川）
"	2-1-6-(3)	放流警報施設位置図（中津川）
"	2-1-6-(4)	水防時における通信連絡基本系統図
"	2-3-3-(1)	水位（潮位）観測テレメータ局位置図
"	2-3-3-(2)	雨量観測テレメータ局位置図
"	2-3-3-(3)	水防用資機材保有状況一覧表

第4節 避難対策

市町村は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難の勧告又は指示が出された場合には、直ちに安全に十分配慮しながら避難します。また、自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難情報の発令等の措置を行います。

(1) 市町村長の措置

市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができます。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町村内に設けます。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告します。

また、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めるこことや、自主的な避難を呼びかけます。災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。

市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとします。

(2) 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において市町村長が避難のため立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）、又は市町村長から要求があったときは、立ち退きの指示、緊急安全確保措置及び警戒区域の設定をすることができます。この場合、その旨を市町村長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合せた者に対して避難の措置を講じることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市町村長（若しくはその委任を受けた吏員）又は市町村長からの要求により、市町村長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これらの避難措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員、若しくは水防管理者は、洪水、雨水出水、高潮又は地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難情報の発令、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。

県、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言します。

なお、県は、時機を失すことなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとします。

2 避難の指示の内容

市町村長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。その際、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫するなど、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達し、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

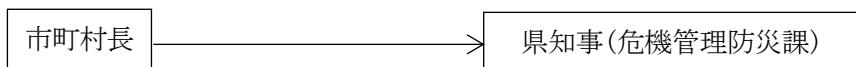
- ・ 警戒レベル
- ・ 避難を要する理由
- ・ 避難指示の対象地域
- ・ 避難先とその場所
- ・ 避難経路
- ・ 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

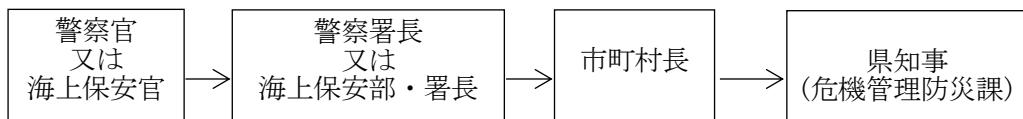
避難の指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

- 市町村長の措置

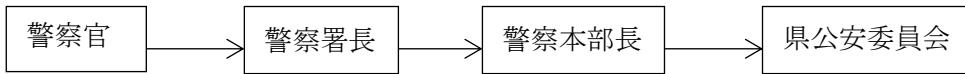


- 警察官又は海上保安官の措置

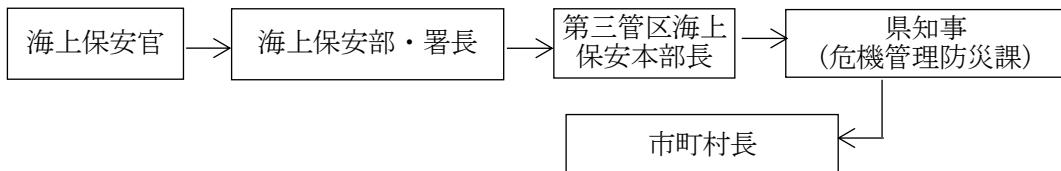
（災害対策基本法に基づく措置）



（警察官職務執行法に基づく措置）



（職権に基づく措置）



- 自衛官の措置

（自衛隊法に基づく措置）



(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により県民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

市町村は、避難情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

4 指定避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市町村は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 県は、市町村の要請に応じて被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村が行う避難所の設置、運営管理に協力します。

ウ 市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努めます。また、妊産婦、母子等の要配慮者のためのスペースの確保に努めるとともに、男女ペアによる巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。

さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。

エ 市町村は、関係省庁等と連携し、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回など、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。

オ 市町村は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

カ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受け入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

キ 市町村は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。

- ク 市町村は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成します。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られるこのないよう、個人情報の管理を徹底します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップします。
- ケ 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。
- コ 害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とします。
- サ 市町村は、避難所における避難者が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。

また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者への対応

(1) 県及び市町村の対応

- ア 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- イ 市町村は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行います。また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。
- ウ 県は、市町村の要請等を受けて、施設管理者と調整のうえ駅周辺の県有施設を帰宅困難者用一時滞在施設として開設し、帰宅困難者に対して飲料水等の提供をします。
- エ 県は、帰宅困難者が発生した場合、市町村等と協力して一時滞在施設等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。また、徒歩帰宅が困難な要配慮者の一時滞在施設内のスペース確保や輸送対策等に努めます。
- オ 県は、協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求めます。
- カ 県は、災害時帰宅支援ステーションについて、平時には広報物等を活用し、また、災害時に協定事業者が当該ステーションを開設した際には、ホームページやSNSを活用し、周知を図ります。

(2) 企業・事業所等の対応

- ア 企業・事業所は、災害時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底します。
- イ 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者

は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとします。

ウ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の指定避難所等を案内するものとします。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

7 広域一時滞在

市町村は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めるすることができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つことまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に對して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外への市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

8 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

また、県は、改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定します。また、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行います。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、県の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」に基づき、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者等に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適用されたときは、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。

9 ペット対策

県は、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。

10 要配慮者への配慮

- (1) 県及び市町村は、避難誘導、指定避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては要配慮者に十分配慮します。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮します。
- (2) 市町村は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。
- (3) 市町村は、指定避難所の運営に当たって、高齢者、障害者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。
- (4) 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、外国人に十分配慮します。
- (5) 市町村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。
- (6) 県や市町村等は、災害時に身体障害者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れることとします。

11 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子どもに対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めます。
- (3) 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないよう、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。

資料

- 地震編 4-3-(1) 災害時における応急仮設住宅建設等についての協定書
" 4-3-(2) 災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等
に関する協定書 ((公社)全日本不動産協会神奈川県本部)

第5節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

河川、砂防、海岸、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、県民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被災状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとします。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとします。

1 橋りょう被害対策活動

被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期架橋を実施するものとします。

2 浸水被害対策活動

河川や海岸等が被災し、流水や海水が浸水し大きな被害を与え、又はそのおそれがある場合には、仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施するものとします。

3 土砂災害対策活動

- (1) 地盤のゆるみにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとします。
- (2) 地すべりなどの二次災害の危険性の有無について迅速・的確に判断を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、防災アドバイザーリスト制度を活用するものとします。
- (3) 国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を住民への避難指示の判断に資するために、市町村に通知するとともに、住民等への周知を行うものとします。

第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生後、県民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。なお、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行うとともに、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

- ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努めます。
- イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、災害時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

- ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施しますが、消防の投入に当たっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図ります。
- イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもとEMISを活用して、広域的な救急活動を実施します。
- ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急性度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。
- エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。
- オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。
- カ 市町村は、大規模風水害等の災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMA T、D P A T等による医療救護活動の応援要請
- ・ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ・ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害拠点病院は中核的役割を果たします。また、（独）国立病院機構及び日本赤十字社神奈川支部は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害拠点病院等に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院に対して神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣を要請します。
- エ 県は、原則として、被災市町村等からの要請や統括D P A Tの判断に基づき、かながわD P A Tの構成員である医療機関等にかながわD P A Tの派遣を要請します。
- オ 県では、原則として被災市町村の要請等に基づき、その構成員の主体である協定先である福祉関係団体に神奈川DWATの派遣を要請します。
- カ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- キ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEMISにより、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- ク 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- ケ 県は、国（自衛隊等）、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- コ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じ、ライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
- サ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川DMA Tを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。なお、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。
- イ 知事は、市町村長の要請に基づき、必要に応じ国（緊急）災害対策本部等に対し、救護

班の派遣要請を行います。

○ 医療救護活動体制

1 医療救護活動

(1) 県

- ア 県は、風水害等の災害発生後、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、県庁内に保健医療調整本部を設置します。
- イ 県は、市町村等から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、災害拠点病院等から救護班を、特に災害発生直後においては神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院から神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの派遣を要請するとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請します。
- ウ 県は、被災市町村からの要請や統括D P A Tの判断により、かながわD P A Tを派遣するとともに、必要に応じて関係機関等に協力を要請します。

エ 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- (ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- (エ) 助産
- (オ) 死亡の確認
- (カ) 遺体の検案

オ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害拠点病院、災害協力病院の被災状況を迅速に把握し、その後の医療需要推定に即した対応に努めます。

(2) 市町村

- ア 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて郡市医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行います。
また、市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請します。
- イ 市町村は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対し迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(3) 指定地方行政機関等

ア 独立行政法人国立病院機構

- (ア) (独) 国立病院機構は、県の要請に基づき国立病院機構病院の救護班を派遣して救護活動を行います。
- (イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

イ 独立行政法人神奈川県立病院機構

- (ア) (地独) 神奈川県立病院機構は、県の要請に基づき、その運営する県立病院の救護班を派遣して救護活動を行います。

- (イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

ウ 県内の災害拠点病院

- (ア) 県内の災害拠点病院は、県の要請に基づき、神奈川DMA T及び救護班を派遣して救護活動を行います。

- (イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによるものとします。

- (ウ) 神奈川DMA Tの業務内容は、神奈川DMA T運営要綱によるものとします。

エ 神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院

- (ア) 神奈川DMA T指定病院は、県の要請に基づき、神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lを派遣してDMA T活動を行います。

(イ) 神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの業務内容は、神奈川DMA T運営要綱、神奈川DMA T-L運営要綱によるものとします。

オ 日本赤十字社神奈川県支部

(ア) 日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき救護班を派遣して救護活動を行うものとします。

(イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによるものとします。

(ウ) 近隣都県支部からの応援の業務等については、県支部と同様の取扱いとします。

カ 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会

(ア) 神奈川県医師会、神奈川県病院協会及び神奈川県歯科医師会は、県又は市町村からの協力要請若しくは自らその必要を認めたときは、都市医師会・地区病院協会等に救護活動を要請します。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

キ 神奈川県薬剤師会

神奈川県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

ク 神奈川県看護協会

神奈川県看護協会は、県又は市町村から医療救護活動に必要な看護の協力要請があった場合には、救護班の一員として、看護の実施に努めます。

(4) 重症者等の搬送方法

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施します。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び救護班等で確保した車両により搬送します。

イ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により実施します。

ウ 傷病者等が多数発生する場合は、海上自衛隊厚木航空基地を航空搬送拠点として確保し、県外への医療搬送拠点となる航空医療搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit 略してSCU）を設置します。SCUの設置後、県は医療機関等とも連携し、航空機等による傷病者の医療搬送を行います。

2 医薬品等の確保

(1) 市町村

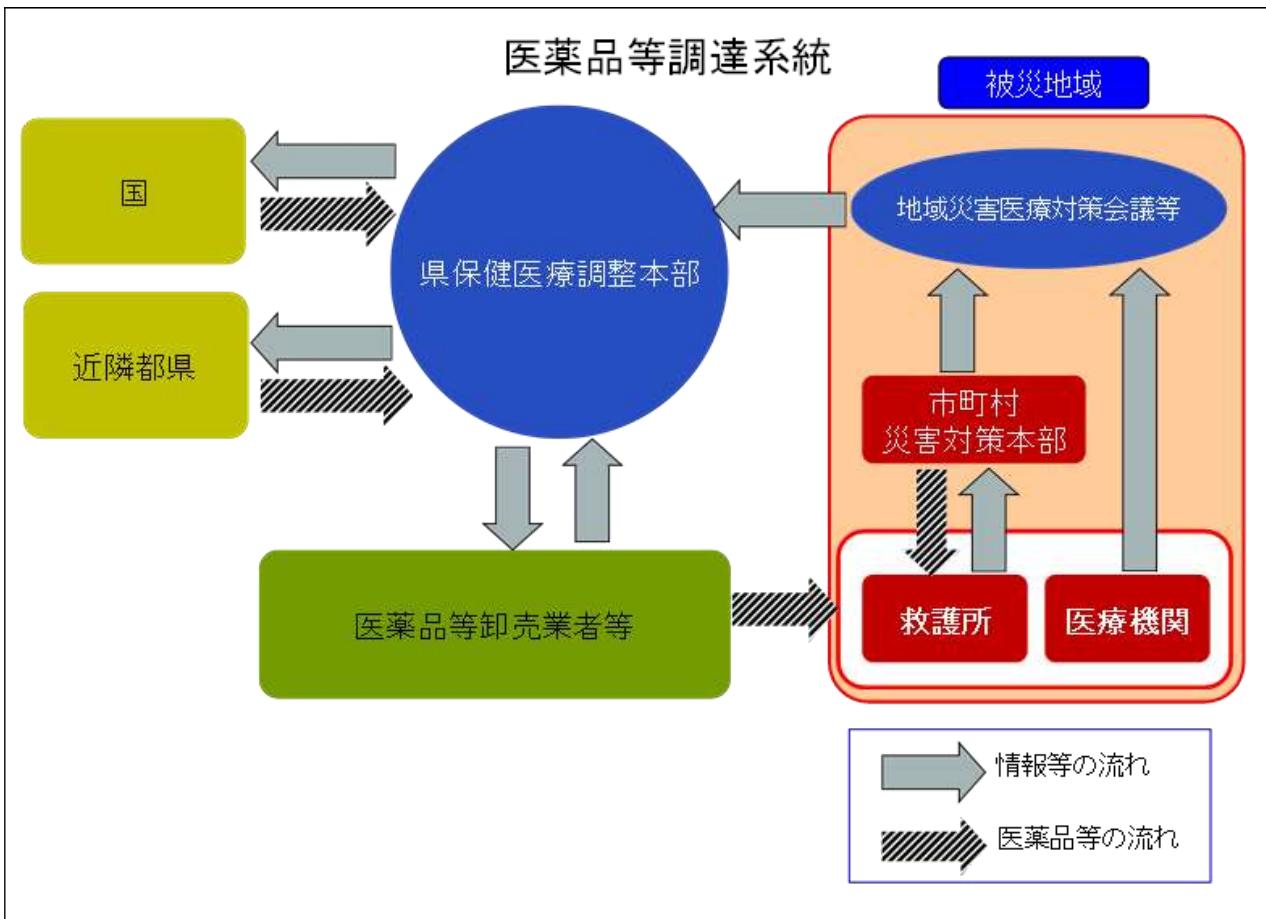
市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達しますが、不足が生じるときは、県に応援を要請します。

(2) 県

ア 県は、市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、「医薬品等の供給に関する協定書」に基づき調達します。

イ 県は、災害時に速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努めます。

[医薬品等調達系統]

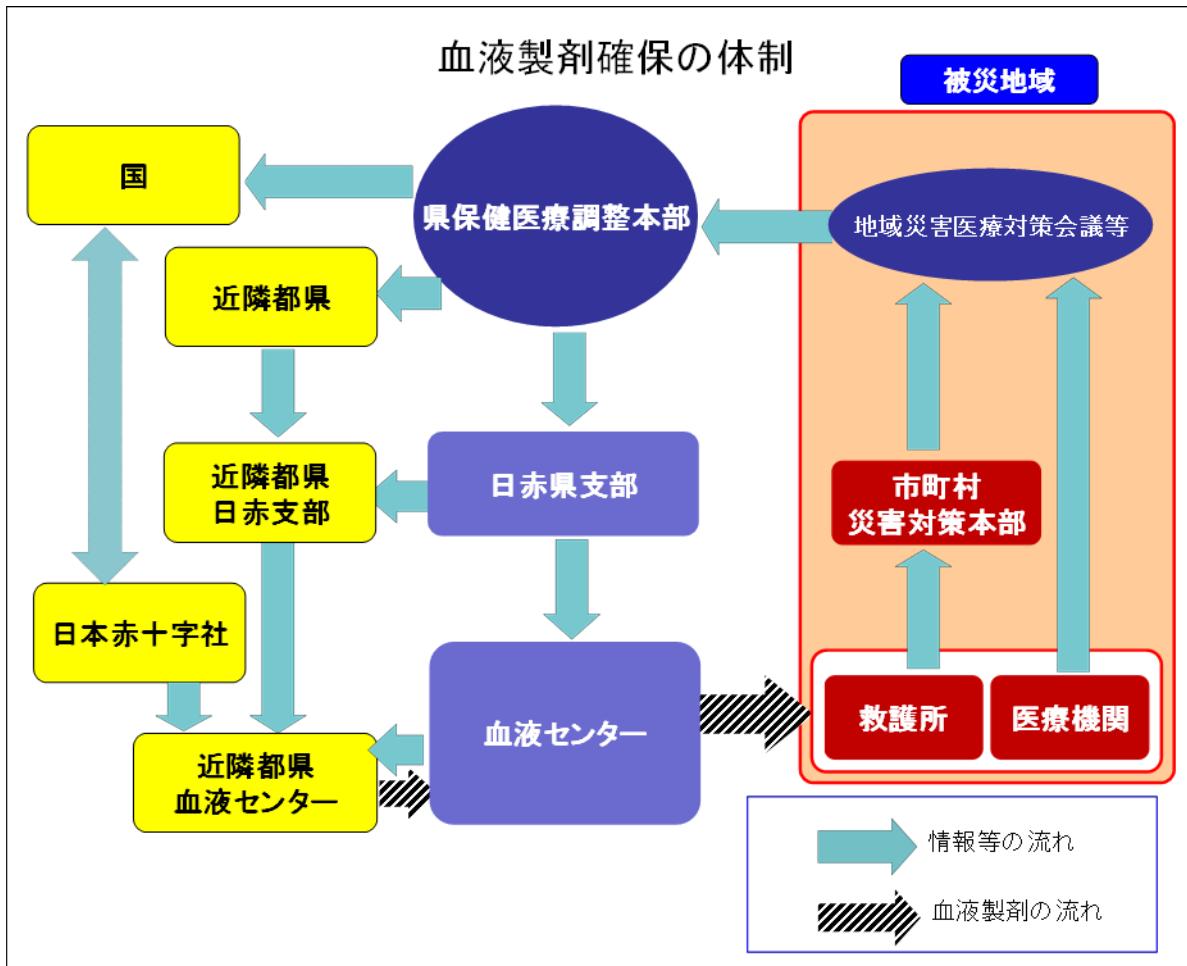


3 血液製剤の確保

県は、災害時に速やかに県内血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社神奈川県支部を中心として、状況に応じた血液製剤の確保を図るため次のことを行います。

- (1) 被害の軽微な地域に採血車の出動を要請し、県民からの献血を受けます。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社都県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の円滑な導入を図ります。
- (3) 血液製剤輸送にヘリコプターを必要とする場合には、自衛隊、消防機関等に対し派遣を要請します。

[血液製剤確保の体制]



4 広域的救護活動の調整

県は、災害時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合、県内他地域又は県外からの応援など広域的な調整を図り、医師等の確保及び医薬品等の調達に努めます。

資料

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 地震編 | 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定 |
| " | 4-2-(2) 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領 |
| " | 4-2-(3) 東京湾消防相互応援協定書 |
| " | 4-2-(4) 神奈川県消防広域応援体制に係る航空機応援実施要領 |

第7節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

被災者の健康保持のため、県及び市町村は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
 - (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
 - (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
 - (4) 県及び市町村は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわD P A Tや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。
- さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じて的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に規定された感染症について、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（中東呼吸器症候群（M E R S）、急性灰白髄炎等）又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があるときは、当該者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与
- (4) 県及び保健所設置市は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と密接な連絡をとり、実情に即した防疫活動の推進を図ります。所轄保健所は、被災地等において積極的疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行います。
- (5) 県は、被災市町村に対し、必要に応じて薬品、器具等の調達をあっせんします。

○ 防疫実施の方法

1 防疫体制の確立

県及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図ります。

2 感染症指定医療機関の確認

県は、災害の発生による感染症患者、又は保菌者等の多発に備え、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図ります。

3 治療勧告及び入院措置

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市町村に指示します。

4 就業制限

県は、感染症患者等が発生した場合には、感染症法に基づき、当該者に対して、感染症を公衆にまん延させるおそれがあるとして政令で定められている業務に従事することを制限します。

5 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、県又は市町村は、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施します。

6 積極的疫学調査

- (1) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と緊密な連絡をとり、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
- (2) 所轄保健所は、災害の規模に応じて1班あるいは数班の疫学調査班を設け、被災地並びに避難所等における疫学調査を行います。調査の結果必要があるときは、健康診断を実施します。
- (3) 疫学調査班は保健師等をもって編成し、調査に当たっては調査班の稼働能力を考慮のうえ、緊急度に応じて計画的に実施します。
- (4) 所轄保健所のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力により班を編成します。

7 清潔方法及び消毒方法の指示

県は、感染症予防上必要と認めた場合、市町村に対し、清潔方法及び消毒方法の指示をします。

(1) 清潔方法

- ア 市町村は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行います。
- イ 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市町村は的確な指導あるいは指示を行います。
- ウ 市町村は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物の焼却埋没等、衛生的に適切な処分をします。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。

(2) 消毒方法

- ア 市町村は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行います。
- イ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置します。

8 ねずみ族、昆虫の駆除

- (1) 県は、必要と認めた場合には、法令の定めるところにより、ねずみ族、昆虫の駆除について、その実施を市町村に指示します。
- (2) 県及び市町村は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

9 予防接種の実施

- (1) 県は、感染症予防上必要と認められたときは、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を市町村に対し指示します。
- (2) 市町村は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失しないように措置します。

3 遺体対策等

市町村は、遺体対策については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

○ 遺体対策

1 広報

市町村及び被災地を管轄する警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに被災地を管轄する警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市町村は、遺体を取り扱った場合には被災地を管轄する警察署に通報します。

3 検視、調査等

被災地を管轄する警察署は、遺体の検視、調査等を行います。

4 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。なお、検案後、市町村は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

市町村は、被災地を管轄する警察署と協議し、あらかじめ適當と認められる公共施設のうち、遺体の検視、検案及び遺族などへの引渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。市町村は捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市町村は、被災地を管轄する警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引渡し

被災地を管轄する警察署は、検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになつた遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引き渡します。

この際、市町村と被災地を管轄する警察署は、遺体引き渡し作業を協力して行います。

8 身元不明遺体の対応

市町村は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬又は火葬を行います。

資料

- 地震編 4-4-(1) 神奈川県広域火葬計画
" 4-4-(2) 多数遺体収容施設一覧表

参考

- 地震編 3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表
" 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、市町村は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

また、避難所以外で避難所生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努めます。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

県及び市町村は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3ℓの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 県は、水道事業者等に対して、飲料水の確保を指示します。

イ 市町村は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。

ウ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

(ア) 市町村は、給水班を組織し、県及び市町村の水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、市町村は、給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣は水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請します。

(イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。

飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。

(ウ) 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的に実施し、連携の強化を図ります。

また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会及び協定締結事業者（他水道事業者等）に支援要請を行います。

イ 応急復旧

水道事業者は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

市町村は、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。

(2) 食料の調達・供給活動

ア 市町村の対策

(ア) 備蓄食料等を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。

(イ) 必要な食料品等の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請します。

イ 県の対策

(ア) 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施します。

(イ) 応急物資の取扱いに関する協定を締結している卸売業者、小売業者及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、在庫米の売り渡しの要請をします。

(ウ) 農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、政府所有米の放出を要請します。

(エ) パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食料についても、応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業、団体及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、売り渡しの要請をします。

(オ) なお、塩については、災害が起きた場合、災害救助法適用地域を対象として、県の申請に基づき塩事業センターから提供されます。

(カ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは農林水産省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。

また、これらの活動を実施するため、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関で相互に情報交換を行い、体制の整備に努めます。

(キ) 県は、必要に応じて自衛隊に炊飯等を要請します。

(ク) 県は、必要に応じて指定（地方）行政機関に対し、物資・資材の供給について要請します。

(ケ) 県は、被災のため市町村からの要請が困難な場合などの必要に応じて、その要請を待たずに救援物資等の被災地への迅速な供給を行います。ただし、需要と供給に過不足が生じないよう、可能な範囲で被災地のニーズ把握に努めます。

(コ) 県は、国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めます。

○ 応急物資の調達に係る協定

県は、食料の調達の円滑を期するため、関係者と「災害救助法が発動された場合の応急物資の取扱いに関する協定書」等を締結しています。

県が協定を締結している食料：米、食パン、粉ミルク、味噌、醤油、梅干、沢庵、福神漬、即席麺、野菜ジュース、生鮮食料品等

○ 協定締結先一覧

神奈川県主食卸商組合	神奈川県漬物工業協同組合
神奈川県パン協同組合連合会	雪印ビーンスターク(株)
日清食品ホールディングス(株)	(株)明治
東洋水産(株)	森永乳業(株)
神奈川・埼玉味噌工業協同組合	カゴメ(株)
中央醤油工業協同組合	神奈川県青果物卸売市場連合会

(令和3年4月1日現在)

○ 応急食料の調達協力企業・団体一覧

農林水産省	敷島製パン(株)
山崎製パン(株)	(株)ミツハシ
(株)中村屋	(株)ジャンボリア
フジパン(株)	(一社)神奈川県乳業協会
第一屋製パン(株)	

(令和3年4月1日現在)

(3) 調達食料等の集配と配分

ア 県

主要食料等は、広域受援計画に基づき、広域物資輸送拠点を経由し、市町村の地域内輸送拠点や避難所等へ配達します。ただし、拠点が開設できない場合や効率化のために拠点経由を省略できる場合等は、適宜拠点を経ないで避難所に輸送する等、柔軟に対応します。

なお、必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し、運送すべき物資、場所、期日を示し、物資の運送を要請又は指示します。

イ 市町村

主要食料等を受け入れ、被災者等に対して応急給食を実施します。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

県及び市町村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 市町村の対策

(ア) 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資等を被災者に供給します

(イ) 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

イ 県の対策

- (ア) 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施します。
- (イ) 生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及び液化石油ガスの調達に関する協定を締結している（公社）神奈川県LPGガス協会に対して、生活必需物資及び液化石油ガスの調達を要請します。
- (ウ) 県は、生活必需物資の調達及び安定供給を行うため、災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している神奈川県生活協同組合連合会に対して、情報の提供及び必要な要請を行います。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助用備蓄物資保管倉庫等にある毛布を供給します。
- (オ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは経済産業省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関で相互に情報交換を行い、体制の整備に努めます。
- (カ) 県は、国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めます。

○ 協定締結先一覧

㈱高島屋横浜店 ㈱横浜岡田屋 ㈱さいかい屋 ㈱そごう・西武そごう横浜店 ㈱ダイエー ㈱東急ストア ㈱京急ストア ユニー(㈱)関東営業部 ㈱イトーヨーカ堂 相鉄ローゼン(㈱)	㈱ケーヨー ㈱田原屋 イオンリテール(㈱)南関東カンパニー (同)西友 ㈱小田原百貨店 マックスバリュ東海(㈱) ㈱ヨークマート 富士シティオ(㈱) ウエルシア薬局(㈱) ヤオマサ(㈱) ㈱カインズ 生活協同組合ユーヨープ 協/横浜総合卸センター 協/横浜マーチャンダイジングセンター	(協)川崎卸センター 小田原卸商業団地(協) ㈱セブン-イレブン・ジャパン ㈱ローソン ㈱スリーエフ ㈱ファミリーマート
---	---	---

(令和2年4月1日現在)

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

ア 県

生活必需物資等は、広域受援計画に基づき、市町村の地域内輸送拠点や避難所等へ直接配達します。ただし、直接配達できない場合には、県が設置する広域物資輸送拠点等に生活必需物資等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

生活必需物資等を受け入れ、被災者に対して配分します。

資料

- 地震編 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
" 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)
" 4-5-(3) 応急物資の取扱いに関する協定書
" 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
" 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
" 4-5-(6) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
" 4-5-(7) 神奈川県災害対策支援本部要綱
" 4-5-(8) 生活必需物資の調達に関する協定書
" 4-5-(9) 生活必需物資(LPG)の調達に関する協定書
" 4-5-(10) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

第9節 文教対策

風水害については、天気予報や気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となります。登校前に、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童・生徒等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とします。また、児童・生徒等の在校時における下校の判断は、様々な情報を踏まえ、早い段階で決定し、実施します。

災害時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

県教育委員会では、児童・生徒等保護対策及び学校等における避難場所の開設について、原則として次のとおりとっています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。

1 児童・生徒等保護対策

校長は、災害時においては、避難実施計画に基づき児童・生徒等の保護に努めます。

(1) 公立学校の対応

- ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。
- イ 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。
- ウ ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。
- エ なお、学校種に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。
- オ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。
- カ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行います。

(2) 公立学校教職員の対処、指導基準

- ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。
- イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。
- ウ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。
- エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たります。

(3) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた応急活動を実施します。

2 学校等における避難場所の開設

- (1) 避難場所に指定された県立学校等は、市町村と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図ります。
- (2) 避難場所に指定されていない県立学校等においても、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村と連携して対応します。

3 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(3) 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用します。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図ります。

この場合、県は関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ります。

(4) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。

ア 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとします。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高・特別支援学校）に参集します。

(ア) 参集教員の確認

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握します。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(ウ) 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会（教育事務所を通じ）に対し教員の配置等を適宜指示連絡します。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を行います。

(5) 学用品の確保のための調査

ア 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査します。

イ 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。

(6) 児童・生徒等の心的症状の対応

校長は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、校内相談を実施します。

(7) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、速やかに児童・生徒等及び施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、公立学校の応急教育対策を参考に各学校の状況に応じた応急教育を実施するものとします。

(8) 大学の協力

大学の設置者は、その施設機能、人的資源を活用し、応急教育活動を支援します。

第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期段階においては、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期段階では、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行います。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 國土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じてう回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

(イ) 中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施します。

- a 県、市町村及び防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。
- b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報します。
- c 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努めます。
- d 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力します。

(ウ) 首都高速道路㈱

首都高速道路㈱は、災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図ります。

- a 災害が発生したときは、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報します。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧に努めます。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じます。
- e 県、市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち、相互協力を行います。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。

さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行います。

具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。

復旧状況については、速やかに災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。

ウ 市町村

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。

エ その他

- (ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。
- (イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路の障害物除去

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

イ 関東地方整備局は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

ウ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。また、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。なお、非常災害時において港湾管理者からの要請があった場合、国土交通大臣により港湾施設の管理を実施します。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(6) 海上交通安全の確保

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保します。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び市町村は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

(9) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、災害対策本部等に報告するとともに、応急復旧等を行います。また、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとします。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保します。

ア 車両の確保

(ア) 県保有車両の利用

(イ) 「緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あっせん依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

イ 船舶の確保

(ア) 関東運輸局長に対する調達・あっせん依頼

(イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

(ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請

(エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

ウ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

(ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請します。

オ 燃料の確保

県は、災害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給を行うために神奈川県石油業協同組合に対し協力を要請します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、当該応急対策の実施に必要な物資、資材の運送を行うことを要請又は指示をします。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとします。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等
初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。

- ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（災害対策課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。
- イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行います。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

- ア 市町村は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。
- イ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して、道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。
- ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

- 災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、概ね次の場合とします。
- ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
 - ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管します。

- なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。
- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
 - イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
 - ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てます。
- イ 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施します。

(ア) 建設業協会等との提携

県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会支部との協定に基づき、資機材等を確保します。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

県（県土整備局）は、応急復旧のための資機材の生産及び販売業者との資機材の優先提供に関する協定に基づき、調達の確保を図ります。

(ウ) 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所

県（土木事務所）と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所は、各土木事務所とします。

また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示します。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じます。

資料

- 〃 4-7-(1) 県土整備局職員の行動マニュアル
 - 〃 4-7-(2) 各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定
 - 〃 4-7-(3) 地震等の災害応急活動に関する協定書
 - 〃 4-7-(4) 建設資機材等の調達に関する協定書
 - 〃 4-7-(5) 地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定書
 - 〃 4-7-(6) 鉄道事業者の応急対策(地震災害)
 - 〃 4-7-(7) 緊急輸送道路管理マニュアル(抜粋)
 - 〃 4-7-(8) 緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書
 - 〃 4-7-(9) 災害等における物資の輸送等に関する協定(一般社団法人神奈川県トラック協会)
 - 〃 4-7-(10) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書
 - 〃 4-7-(11) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等
 - 〃 4-7-(12) 大規模災害発生時等の交通規制計画等の改正について
 - 〃 4-7-(13) 陸上自衛隊航空機の能力基準
 - 〃 4-7-(14) 陸上自衛隊施設器材関係の能力基準
 - 〃 4-7-(15) 海上自衛隊艦艇・航空機の能力等
 - 〃 4-7-(16) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準
 - 〃 4-7-(17) 神奈川県トラック協会地区支部別車両保有台数一覧表
 - 〃 4-7-(18) 災害時等における石油類燃料供給に関する協定
- 風水害編 2-3-10 鉄道事業者の応急対策(風水害等)

参考

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 地震編 | 3-11-(2) 物資受入れ港 |
| 〃 | 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表 |
| 〃 | 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表 |

第11節 警備・救助対策

1 陸上における警備・救助対策

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

- ア 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、各警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。
- イ 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 陸上の災害応急対策

県警察は、災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

ア 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行います。

また、当該警報等の緊急性、市町村の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市町村の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力します。

イ 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

ウ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市町村及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施します。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と隨時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

エ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

オ 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

キ ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

ク 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、台風等の災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たります。

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

(3) 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

(5) 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるとときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」(平成18年1月31日国土交通省令第4号)に基づき、災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与します。

(7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。

(8) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

(9) 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

(12) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。

第12節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインについては、発災後、直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、連携を図りながら復旧するよう調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設について、電気事業者に早期の復旧を促すものとします。

1 上水道施設（上水道事業者）

- (1) あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- (2) 施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、県、市町村及び県民等に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- (5) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設します。

2 下水道施設（下水道管理者）

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき、要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。
- (2) 流域下水道では、県と関連市町が連携して、被害状況の調査、施設の点検を行います。
- (3) 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。
- (4) 施設の被害状況及び復旧見込み等について、県、市町村及び県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド株）

- (1) 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。
- (3) 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 災害時における復旧資材を次により確保します。
 - ア 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要と

する資材は可及的速やかに確保します。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図ります。

ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。

(5) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガスネットワーク株は、風水害等による非常事態が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。
- (2) 東京ガスネットワーク株は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。
- (3) 東京ガスネットワーク株は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 東京ガスネットワーク株は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方公共団体等の関係機関とも連携を図ります。
- (5) その他の都市ガス事業者（厚木瓦斯株、秦野瓦斯株、小田原瓦斯株及び湯河原瓦斯株）は、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じます。
- (6) 液化石油ガス事業者は、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

5 電話（通信）施設（NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI株）

(1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。

- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先します。
- (3) 災害復旧の実施に当たっては、原則として、治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。

資料

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 地震編 | 4-9-(1) | 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書 |
| " | 4-9-(2) | 神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定 |
| " | 4-9-(3) | 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書 |
| " | 4-9-(4) | 香川県広域水道企業団と神奈川県企業庁との災害時等の相互応援に関する協定書 |
| " | 4-9-(5) | 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール |
| " | 4-9-(6) | 東京電力パワーグリッド株の応急活動対策 |

風水害編 2-3-12-(1) 東京ガスネットワーク(株)の応急活動体制（風水害等）

" 2-3-12-(2) 東日本電信電話(株)の応急活動体制（風水害等）

参 考

地震編 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)

" 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

風水害編 11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第13節 災害廃棄物等の処理対策

県及び市町村は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、連携してし尿処理施設及び生活ごみ処理施設等の被災状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

県及び市町村は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、相互間及び自衛隊との連絡体制を確立します。

2 被害情報の収集等

市町村は、発災後速やかにし尿処理施設及びごみ処理施設等の被災状況を把握し、県へ報告します。

県は、市町村の被害情報や災害廃棄物の発生状況を把握し、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

3 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

市町村は、し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

県は、市町村の仮設トイレの設置状況及び市町村が推計したし尿の発生量を把握し、取りまとめます。

(2) し尿の収集・処理

市町村は、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

県は、市町村の収集・処理状況等を把握します。

(3) 支援要請

市町村は、仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、把握した情報をもとに支援の必要性を検討するとともに、市町村から支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

4 生活ごみ処理

(1) 収集・処理体制の整備

市町村は、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

(2) 避難所ごみへの対応

市町村は、発災後、速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

(3) 支援要請

市町村は、収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村の処理状況等を把握し、支援の必要性を検討するとともに、支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や他都道府県等に支援を要請します。

5 災害廃棄物処理

(1) 発生量等の推計

県及び市町村は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計します。

(2) 仮置場の設置

市町村は、推計した発生量をもとに、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置します。

県は、市町村の仮置場の設置状況を把握するとともに、市町村からの要請に応じて、県有地の仮置場利用について調整します。

資料

地震編 3-14 神奈川県災害廃棄物処理計画

第14節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

1 被災者等への情報提供

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、県民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、県民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めます。

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部

ア 災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等にも配慮した伝達を行います。

(ア) 気象、被害の状況

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況

(オ) 医療機関などの生活関連情報

(カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制等に関する情報

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 報道機関のためのプレスルームを設置し、報道機関へ知事談話などの放送を要請するとともに、経時変化する情報を速やかに情報提供します。

エ インターネット等を利用して24時間情報を提供する体制を整備します。

(2) 市町村

ア 住民等に対して、風水害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行います。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

(3) 集配郵便局等

住民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施します。

(5) 県、市町村及び防災関係機関

情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行います。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

ア 県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、災害相談について市町村と協力するとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。その際には、女性、外国人等が相談しやすいよう、配慮します。

また、災害多言語支援センターにおいて外国人が相談しやすい専門の窓口を設置します。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 応急金融対策の実施

(1) 民間金融機関に係る措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

ウ 金融機関の業務運営の確保

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。また、災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行います。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の

迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、預金者であることを確認して払戻に応じること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応じること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。

(エ) 汚損銀行券に関する措置

汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

オ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(2) 日本郵便株の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いを行います。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行います。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講じること。

(イ) 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講じること。

(イ) 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

(ウ) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講じること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他の措置

顧客への対応について十分配意すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需物資の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

資料

風水害編 2-3-13 放送機関の応急対策（風水害等）

第15節 広域的応援体制

県は、被害の規模に応じて、迅速・的確に国や他都道府県及び関係機関に応援を求める、被災地域における被害の軽減や被災者の支援など広域的な応援体制をとります。

大規模風水害等の災害が発生した場合は、外部からの複数の多様な応援を円滑に受け入れ、効果的に展開する必要があることから、県は、神奈川県災害時広域受援計画に基づき、速やかに応援を受け入れ効果的な災害応急対策を実施します。

1 広域的な応援体制

(1) 広域的な応援要請

ア 市町村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

他市町村長へ応援要請を行うに当たり、県は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

イ 市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、市町村長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知します。

ウ 市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合は、部隊等を派遣します。

なお、市町村長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知します。

エ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対して応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対して被災市町村を応援するよう指示します。

オ 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対して広域応援の要請を行います。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請 [警察法第60条]

(イ) 消防庁長官への要請 (他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等) [消防組織法第44条]

(ウ) 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援

(エ) 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(オ) 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

なお、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や応援の指示又は要求を行っても不十分な場合など地方公共団体間の応援の要求等のみによつては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合は、他の都道府県が本県又は県内市町村を応援することを求めるよう、国に対して要求します。

カ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

キ 知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。同様に、市

町村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

- ・ 派遣を要請（あっせん）する理由
- ・ 派遣を要請（あっせん）する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して、災害派遣を要請します（詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます）。

＜参考：補足＞

- ・ 3要件（緊急性・非代替性・公共性）を的確に把握し、自衛隊に伝えることが、円滑な災害派遣に繋がる。
- ・ 3要件とは、差し迫った必要性があること（緊急性）、部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと（非代替性）、公共の秩序を維持する観点において妥当性があること（公共性）のことをいう。
- ・ 市町村長の災害派遣要請の要求を待たず、知事の判断で派遣要請することもある。（災害対策基本法第68条の2により市町村長の災害派遣要請の要求を認めているが、自衛隊法第83条第1項により要請権は知事が有しているため）

要請範囲は概ね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- ・ 遭難者等の捜索活動
- ・ 水防活動
- ・ 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- ・ 応急医療・救護・防疫
- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T電話／防災行政通信網
県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291/閉域スマートフォン 3800・IP 電話 2809 内線(448/402)
	第1師団長	東京都練馬区北町4-1-1 03(3933)1161 IP電話 2807、2808 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線(2256)

- ・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T電話／防災行政通信網
県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500/IP電話 2814 内線(2222/2223) 046(823)1009（直通）
県内海岸地域 主として航空機を 必要とする場合	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/閉域スマートフォン 3803・IP 電話 2815 内線(2245/2246)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

ヶ 知事は、必要があると認めるときは、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請します。

コ 県が応急対策職員派遣制度に基づく応援要請を行うに当たり、国は関係団体と協議の上、総務省及び関係団体で構成する確保調整本部を設置し、応援職員の派遣に関し総合調整を行います。また、必要に応じて現地調整会議を設置します。

サ 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うに当たり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行います。

シ ライフライン事業者等は、必要に応じて応急対策に関する広域的応援体制をとるように努めるものとします。

ス 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとします。

(2) 広域応援の受入れ

県は、大規模風水害等の災害が発生し、災害対策本部が設置された場合又は本部設置に至らなくても必要があると認めるときには、直ちに県総合防災センターに災害活動中央基地を設置するとともに、災害活動中央基地の分散、補完施設である広域防災活動備蓄拠点及び地域の救援等の前線基地として応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を開設します。また、市町村は、県内 151 箇所（平成 30 年 4 月 1 日現在）の県立高等学校等を指定した広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整えます。

県は、広域応援部隊に対して、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供します。

県及び市町村は、これら拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

実施する対策は次のとおりです。

ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整

イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整

ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整

エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整

オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整

カ その他必要な災害応急活動

(3) 広域応援活動の調整

県は、被害状況と市町村からの応援要請に基づき、広域応援部隊の運用（配分）を決定した上で、広域応援部隊に対して進出拠点・活動拠点の確保、通信・連絡体制の構築、進入ルートをはじめとした活動に必要な情報提供を行うとともに、被災状況や活動状況に応じた部隊や資機材の再配分などの広域応援活動の調整を行います。

(4) 部隊間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を実行する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動します。

(5) 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとします。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行います。また、必要に応じて自衛隊による局地情報提供に関する調整を行います。

2 自治体間の人的支援

ア 県は、災害発生後、市町村の人的支援のニーズ等の速やかな把握に努めます。

イ 市町村から職員の応援要請があった場合、又は県が職員の応援が必要だと判断した場合で、県内の自治体間の応援では対応できない場合は、次の事項を総務省又は関東ブロックの幹事県に応援を

要請します。

- (ア) 災害対応業務に係る対口支援の実施
- (イ) 総括支援チームの派遣

3 海外からの支援の受入れ

県及び市町村は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

資料

地震編	4-12-(1)	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
"	4-12-(2)	緊急消防援助隊の運用に関する要綱
"	4-12-(3)	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
"	4-12-(4)	神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画
"	4-12-(5)	神奈川県緊急消防援助隊受援計画
"	4-12-(6)	神奈川県災害活動中央基地要領
"	4-12-(7)	神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱
"	4-12-(8)	神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表
"	4-12-(9)	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
"	4-12-(10)	災害発生時における物資の保管等に関する協定(神奈川倉庫協会)

参考

地震編	4-5-(4)	九都県市災害時相互応援に関する協定
"	4-5-(5)	震災時等の相互応援に関する協定
"	4-5-(6)	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

第16節 災害救援ボランティアの支援活動

大規模風水害等の災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県及び市町村等は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する市町村災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティニアーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めます。

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置

県は、災害対策本部を設置したときは、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。

○ 県災害救援ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターの主な役割

1 県災害救援ボランティア支援センターの主な役割

- ・災害救援ボランティアに関する情報収集・発信
- ・被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援
- ・市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・災害救援ボランティア活動への支援

2 市町村災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地・被災者のボランティニアーズ情報の収集・発信
- ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 情報の収集・発信

(1) 発災直後における被災地情報等の収集

県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティニアーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信

県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。

(3) 登録ボランティア(個人・団体)に対する情報配信

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メールやファックス等の通信手段により、ボランティニアーズ等に関する情報の配信を行います。

3 災害救援ボランティアの受入れ

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるよ

うに配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。

4 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

(参考) 被害が甚大かつ広域に及ぶ場合、県は、被災地域の災害ボランティアセンターと協働又は連携して県災害救援ボランティア支援センター現地事務所を設置します。

第17節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合、知事又は救助実施市の長は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。

また、県民生活の安定のため、県及び市町村は、義援物資・義援金の受入れ等を行います。

災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資は、被災者の状況を慮った善意によるものです。しかし、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手や時間を要することや、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であることなど、多くの課題が指摘されています。

県及び市町村は、個人等から寄せられる小口の義援物資については原則として受け入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努めます。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

ア 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対してその旨要請します。

イ 知事又は救助実施市の長は、以下に掲げる適用基準に基づき、災害救助法を適用します。

○ 災害救助法適用基準

災害救助法の適用基準は、同法第2条第1項、第2項及び同法施行令第1条に定めるところによりますが、県における具体的な適用基準は次のとおりです。

- 1 市町村の区域(注1)内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が5の基準1号以上であること。
- 2 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で当該市町村の滅失世帯数が基準2号以上に達したとき。
- 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情(注2)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(注3)に該当するとき。
- 5 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。
- 6 市町村別の災害救助法適用基準は、次のとおりとなります。

【人口は、令和2年10月1日国勢調査結果に基づく】

市町村名	人口	世帯数		市町村名	人口	世帯数	
		1号	2号			1号	2号
横浜市	3,777,491	150	75	横須賀市	388,078	150	75
鶴見区	297,437	100	50	平塚市	258,422	100	50
神奈川区	247,267	100	50	鎌倉市	172,710	100	50
西区	104,935	100	50	藤沢市	436,905	150	75
中区	151,388	100	50	小田原市	188,856	100	50
南区	198,157	100	50	茅ヶ崎市	242,389	100	50
保土ヶ谷区	207,811	100	50	逗子市	57,060	80	40

(注1) 政令指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。

(注2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注3) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

市町村名	人口	世帯数		市町村名	人口	世帯数	
		1号	2号			1号	2号
磯子区	166,731	100	50	三浦市	42,069	60	30
金沢区	198,939	100	50	秦野市	162,439	100	50
港北区	358,530	150	75	厚木市	223,705	100	50
戸塚区	283,709	100	50	大和市	239,169	100	50
港南区	215,248	100	50	伊勢原市	101,780	100	50
旭区	245,174	100	50	海老名市	136,516	100	50
緑区	183,082	100	50	座間市	132,325	100	50
瀬谷区	122,623	100	50	南足柄市	40,841	60	30
栄区	120,194	100	50	綾瀬市	83,913	80	40
泉区	152,378	100	50	葉山町	31,665	60	30
青葉区	310,756	150	75	寒川町	48,348	60	30
都筑区	213,132	100	50	大磯町	31,634	60	30
川崎市	1,538,262	150	75	二宮町	27,564	50	25
川崎区	232,965	100	50	中井町	9,300	40	20
幸区	171,119	100	50	大井町	17,129	50	25
中原区	263,683	100	50	松田町	10,836	40	20
高津区	234,328	100	50	山北町	9,761	40	20
多摩区	221,734	100	50	開成町	18,329	50	25
宮前区	233,728	100	50	箱根町	11,293	40	20
麻生区	180,705	100	50	真鶴町	6,722	40	20
相模原市	725,493	150	75	湯河原町	23,426	50	25
緑区	170,207	100	50	愛川町	39,869	60	30
中央区	273,875	100	50	清川村	3,038	30	15
南区	281,411	100	50				

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

(2) 災害救助法の適用手続

- ア 災害に際し、市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、当該市町村長（救助実施市の長を除く。）は、直ちにその旨を知事に報告します。
- イ 救助実施市の長は、災害救助法を適用したときは、知事、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告します。
- ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。
- エ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、災害救助法による事務委任に係る事前の取決めに基づき、下記に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができます。この場合、救助の期間、内容を当該市町村長に通知します。
- オ 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び各部局に指示するとともに、救助実施市、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告します。

- 「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類
 - ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ・ 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
 - ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ・ 医療及び助産
 - ・ 被災者の救出
 - ・ 被災した住宅の応急修理
 - ・ 学用品の給与
 - ・ 埋葬
 - ・ 死体の搜索
 - ・ 死体の処理
 - ・ 障害物の除去
 - ・ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(3) 資源配分の連絡調整の実施

- ア 県が災害対策本部を設置し、災害救助法が適用され、物資等の配分に係る広域調整が必要と判断した場合、県は、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市に参集を要請するほか、必要に応じて、物資の供給、輸送、保管に係る民間団体に参集を要請します。
- イ 資源配分連絡調整チームは、市町村の被災状況や支援ニーズに応じた市町村への資源配分のための供給計画を定め、物資や輸送手段など、必要な手配を行います。

2 義援物資及び義援金

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 指針の策定

県は、義援物資、義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るための指針を策定します。

3 災害弔慰金等

- (1) 市町村長は、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。

- (2) 市町村長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。
- (3) 県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けます。
- (4) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付します。

資料

地震編 4-14 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書（日本赤十字社神奈川県支部）

第4章 復旧・復興対策

- 大規模な都市型災害は、県民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけではなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。災害後の県民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、県民、地域コミュニティやN P O、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。
- そこで本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。

なお、詳細な手順、手法等については、神奈川県震災復興対策マニュアルに準じて取り扱います。

- 復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、復興に関係する対策については、連携して進めます。
- また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画の促進に努めるとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めます。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第1節 復興体制の整備

大規模風水害等の災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）を庁内に設置します。また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間必要になります。したがって、被災職員による減員等もある中、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、それでもなお不足を補いきれない場合には、臨時職員等の雇用を行います。

また、復旧・復興に取り組む市町村への人的支援も県の重要な役割です。県職員の派遣のほか、県外の自治体への応援要請などにより、人的支援に努めます。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度、九都県市災害時相互応援に関する協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっせんの要請を行い、職員を受け入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供を求められることが予想されます。そこで、県は、「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して県又は市町村が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受け入れます。

また、県及び市町村は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

(3) 情報提供と県民相談の実施

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における幅広く多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

(4) 被災者支援体制の確保

被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。

資料

- 地震編 5-1 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書
地震編 5-1 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

本計画第2編第3章の「災害時の応急活動計画」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 被害状況調査

県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、また、防災関係機関等からの情報収集にも努め、被害状況等を取りまとめます。

市町村は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

(2) 法制度の適用に関する調査

県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討の上、決定します。

また、公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設などに関して、災害復旧事業に関する調査を実施し、財政的な援助につなげます。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

- 市町村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

- 市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成し、県に報告します。

県は、市町村で取りまとめた結果と被災者の実態をもとに、応急仮設住宅必要戸数、恒久的な住宅の必要量、その他必要となる住宅対策等について把握します。

- 市町村は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体に対して応援職員の派遣を要請します。

なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

(4) 生活再建支援に関する調査

ア 縱職者に関する調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

イ その他生活再建に関する調査

県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。また、県は、見回り活動等を通じて、被災者一人ひとりの生活再

建の状況や支援ニーズの把握に努めます。

(5) 地域経済復興支援に関する調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市町村は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行います。

県は、市町村と商工団体が共同で作成した事業継続力強化支援計画等に基づき収集した中小企業の被害状況について、速やかに把握します。

イ 地域経済影響調査

市町村は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

県及び市町村は、大規模風水害等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

(1) 復興計画策定体制

復興計画は、府内各局の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、府内各局との連携のもとで実施する必要があります。復興推進局と総合計画を所管する政策局を中心に、策定のための府内組織を整えます。また、専門家の知見を活かすための専門委員会、市町村の復興計画との整合を図るための連絡協議会などを活用します。

(2) 復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定します。

平成25年に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）により、都道府県が、政府の復興基本方針に即して都道府県復興方針を作成できるとされ、県の基本方針が法定化されました。同法により、市町村の復興計画は、都道府県復興方針に則して策定されるものとされており、県はなるべく早期に基本方針を定め、公表する必要があります。

(3) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるので、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

(4) 復興計画の策定

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。復興計画案について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。

復興計画策定に当たっては、県の総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・ 被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・ 復興施策の優先順位の明確化

また、策定に当たっては、市町村や関係機関、県民等の意見の反映に努めます。その際、県外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

復興計画の項目例は次のとおりです。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 分野別の復興施策の体系
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（令和3年3月）

(5) 復興計画策定のプロセス

- ア 復興計画の策定に当たっては、震災復興専門委員会（仮称）の意見聴取等を踏まえ、関係局において案を作成します。
- イ 復興計画に県民の意見を反映するとともに、市町村や関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画、市町村の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
- ウ 復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(6) 復興計画の公表

県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町村広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を国へ要望していきます。

4 市街地復興

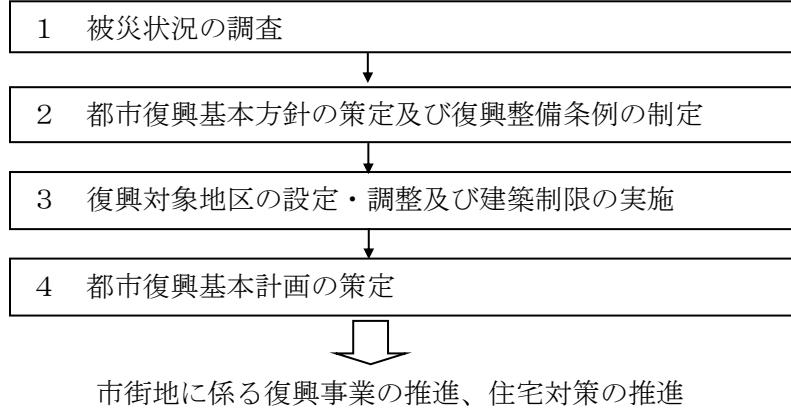
被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災機能の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

○ 市街地復興のフロー



(1) 都市復興基本方針の策定

県及び市町村は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市町村は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定します。条例には、市町村・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、県及び市町村は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

県及び市町村は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

県及び市町村は、県民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

市町村は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

県及び市町村は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び市町村は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、県及び市町村は恒久住宅への円滑な移行を進めます。

(8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

県は、被災市町村が、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等県民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧あるいは災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。

さらに、国や他の自治体による人的支援の調整を行います。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災機能を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は都道府県が代行できることが明記されました。

(1) 被災施設の復旧等

- ア 県は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、県管理の公共施設の復旧や被災市町村に対する人的、物的な支援を進めます。
- イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの防災機能の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化などを基本目標とします。

ア 道路施設

県及び市町村は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備します。

ウ 港湾・漁港施設

県は、港湾施設については、各港湾管理者と協力しながら被災状況を把握し、必要に応じて復興への支援を行います。各港湾管理者は、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化や中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討して基本方針を決定し、復旧工事を実施します。また、漁港施設についても同様の検討を行います。

エ ライフライン施設

県及び市町村は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災機能の向上に努めます。

オ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び市町村は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災機能の向上に努めます。

カ 災害廃棄物

がれきを始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、関係機関が緊密に連携し、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、円滑かつ迅速に処理を進める必要があります。

(ア) 災害廃棄物処理実行計画の策定

県及び市町村は、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国の災害廃棄物処理指針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

また、県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行います。

(イ) 災害廃棄物等の処理

可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

(ウ) 支援要請

市町村は、処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村から支援要請があった場合、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

(エ) 損壊家屋等の解体・撤去

市町村は、アスベスト調査を実施の上、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。

県は、市町村からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等に支援を要請します。

(オ) 仮設処理施設の設置

市町村は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて仮設処理施設を設置し、適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の設置や管理・運営について情報提供、技術的支援を行います。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、災害の前の状態に復元することが第一目標となります。心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、県民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対して、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要があります。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める必要があります。

(1) 被災者の経済的再建支援

県及び市町村は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう、市町村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けている被災者生活再建支援法人は、これを受け被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。なお、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設しました。

○ 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

3 支給金額

次の(1)及び(2)の支援金の額（世帯人数が1人の場合は、3/4の額）の合計額になります。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(2)アに該当)	解体 (2(2)イに該当)	長期避難 (2(2)ウに該当)	大規模半壊 (2(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (100万円)※	100万円 (50万円)※	50万円 (25万円)※

※ 中規模半壊世帯の場合

4 支給金の支給申請

(1) 申請窓口

市町村

(2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(3) 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 支援金の支給に係る事務手続き

- (1) 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。
- (2) 県は、発生した災害が同施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があると認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめのうえ、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。
- (3) 県は、市町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行います。

イ 災害援護資金

市町村は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。

ウ 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

エ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

オ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及

び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

カ 義援金の受入れ及び配分

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

キ 生活保護

県及び市町村は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

県及び市町村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税（種別割）、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

市町村は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(2) 雇用対策

ア 雇用状況の把握

県は、事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、神奈川労働局等の国の機関と連携を図り、雇用状況の把握に努めます。

イ 雇用の維持

県は、離職者ができるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に対して要請します。

ウ 離職者の再就職等の支援

県は、離職者が早期に再就職できるよう、雇用保険制度の適切な活用促進に向けた対応のほか、国の機関や経済・労働関係団体等の協力を得ながら、地域における求人情報等の収集・提供、各種公的支援制度の活用を図ります。また、復興過程で創出される求人の開拓に努めます。

エ 新たな支援制度の検討等

県は、雇用の維持、離職者の生活支援、離職者の再就職支援のために法制度等の活用促進を図るとともに、必要性が認められる場合、速やかに制度の検討・創設を行います。

また、既存の法制度では対応できない場合には、速やかに状況の調査・検討を行い、国に対して要請します。

(3) 精神的支援

ア 相談窓口の設置及び保健医療活動の実施

県及び市町村は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等で対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

イ 被災者の精神保健支援のための拠点の設置

県及び市町村は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るために、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

エ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

県及び市町村は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(4) 要配慮者等対策

ア 要配慮者等への支援の実施

県及び市町村は、高齢者、障害者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

県及び市町村は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、災害時通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明書、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

県は、(公財)かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターを設置し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

(5) 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援を行います。また、県及び(地独)神奈川県立病院機構は、県立病院の機能回復を早期に行います。

(6) 社会福祉施設等

県及び市町村は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

(7) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

県及び市町村は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

県及び市町村は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(8) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

県及び市町村は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成

します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学者選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないよう、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

(9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

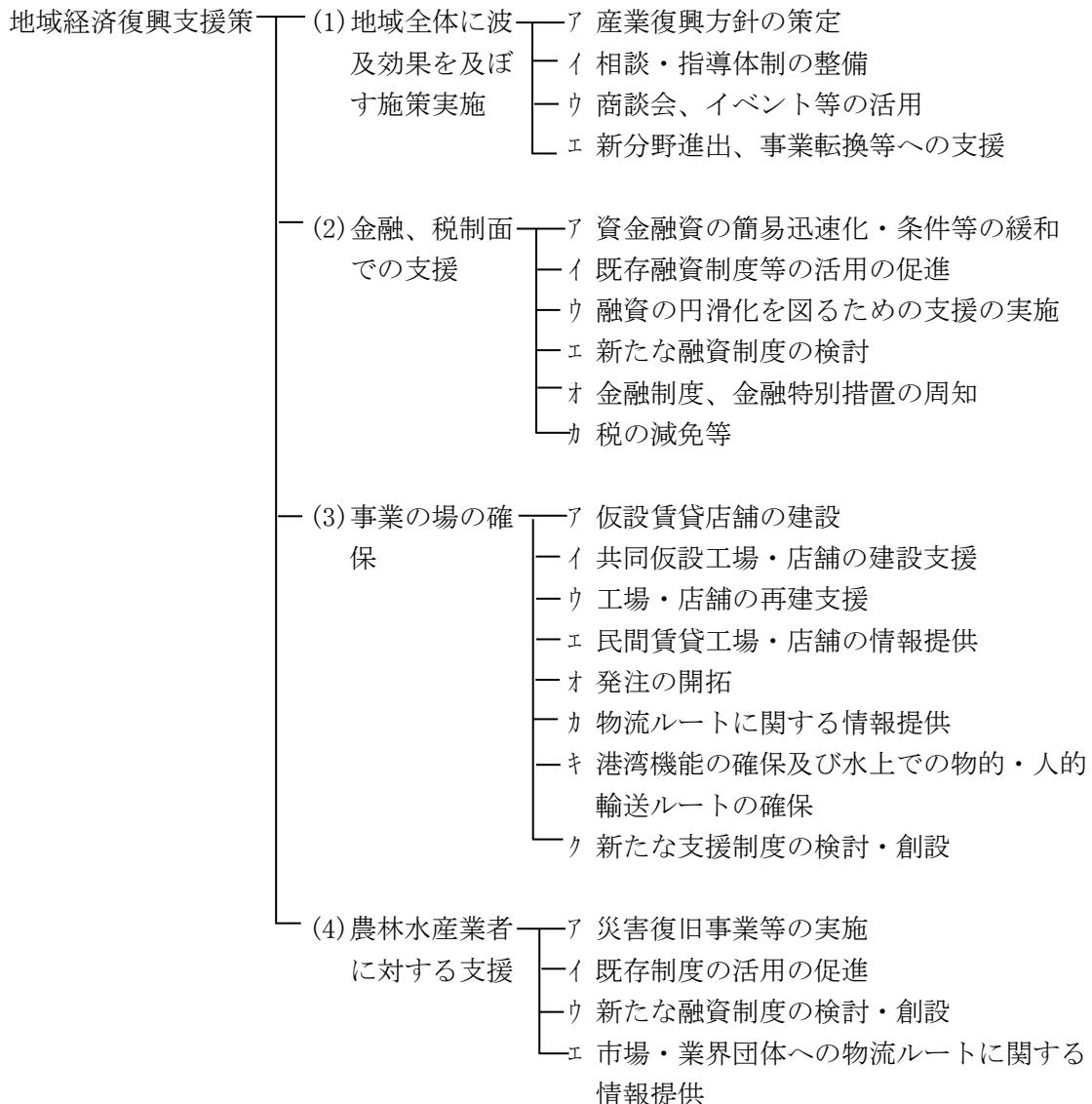
こうしたことから、県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

○ 地域経済の復興支援施策の体系



(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

県は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、市町村・関係団体等と協力して、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中心・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

イ 相談・指導体制の整備

県及び市町村は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

ウ 商談会、イベント等の活用

県は、被災により沈滞化した産業全体の復興の機運を盛り上げるため、販路拡大や消費者の誘致を目的とした商談会等を実施します。

また、県及び市町村は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致をめざします。

エ 新分野進出、事業転換等への支援

県は、成長分野の起業を促すとともに、既存産業の高度化を促進するため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援します。また、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、地域ニーズにあった創業に関する情報提供や相談・指導を行います。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、県及び市町村は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

イ 既存融資制度等の活用の促進

県及び市町村は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施

被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。県及び市町村は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

また、県は、資金需要の増加に伴う保証需要と信用保証協会の基本財産の現状を勘案して、基本財産の造成の必要性を検討します。基本財産の造成を行う場合は、市町村や金融機関に対して要請するとともに、市町村や金融機関との協議結果を踏まえ、財政措置を講じます。

エ 新たな融資制度の検討

県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討します。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

県及び市町村は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、(公財)神奈川産業振興センター等と連携を図りながら、相談に応じます。

カ 税の減免等

県及び市町村は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市町村は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市町村は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市町村は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈

川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市町村は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行います。

オ 発注の開拓

県及び市町村は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

カ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

キ 港湾機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

県及び市は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請します。また、県及び市町村は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上や河川を利用した輸送ルートについても活用します。

ク 新たな支援制度の検討・創設

県は、被害状況、資金需要予測、事業者等の意見を踏まえ、支援制度の拡充、創設等の必要性と可能性について検討します。

新たな支援制度を実施する場合、取扱機関や相談窓口等に対して制度の内容等について周知するとともに、マスコミ等を活用して事業者等に広報します。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

県及び市町村は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

イ 既存制度活用の促進

県及び市町村は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

ウ 新たな融資制度の検討・創設

県は、被害状況や農林水産業者等の意見を踏まえ、利子補給制度など新たな支援制度の拡充、創設等の必要性と可能性について検討します。

エ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

資料

- 地震編 5-2-(1) 災害時における住宅の早期再建に向けた協力に関する協定書
- " 5-2-(2) 災害時における住宅再建に係る相談業務等に関する協定書
- " 5-2-(3) 神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書
- " 5-2-(4) 神奈川県災害多言語支援センター設置運営に関する要領
- " 5-2-(5) 神奈川県災害多言語支援センター運営マニュアル

第3編 火山災害対策編

本県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項を定めます。

また、火山災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

なお、令和3年7月には、平時においては、相互応援を効果的に実施するための事前準備や火山災害の軽減に資する研究を実施すること、噴火時などの緊急時においては、応援県は、火山研究職員を派遣し、被災県の応急対策及び復旧対策のための観測、調査、活動評価などを支援することなどを内容とする火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定を山梨県と締結しました。

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火碎流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑などが押し寄せたほか、火碎流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑などが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化が進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模

な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約12,500回でした。また、平成31年4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増したことを受け、5月19日に噴火警戒レベルが1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9月以降、5月の地震活動化前の状態になり、10月7日にレベル1に引き下げられました。

2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km³、基底は直径約50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはディサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の3火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

1万1,000～8,000年前：山頂火口及び側火口から極めて多量な溶岩が流出

8,000～4,500年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4,500～3,000年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出

3,000～2,000年前：主として山頂火口から大規模なプリニ一式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火碎流と溶岩がこれに伴った。

2,000年前～1707年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニ一式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1万1,000～8,000年前、4,500～3,000年前、2,000年前～1707年の3時期であるとされています。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

3 想定される主な火山災害事象の解説

（1）溶岩流

高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度と言われています。

（2）噴石

噴火時に火口から放り出される直径数cm以上の岩の破片や軽石のことをいいます。小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね2～4km以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊されるなどの被害が発生します。

（3）降灰（こうはい）・火山灰

細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。

（4）火碎流

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を沿って流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十kmから百数十kmにも達するため、早めに避難する必要があります。

(5) 土石流

山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。特に厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがあります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。

(6) 火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地などのガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要です。

出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山への登山のそなえ（内閣府・気象庁）」

第1章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

- 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第三章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。
- 国、県及び市町村は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者、観光客等に伝達する体制を整備します。

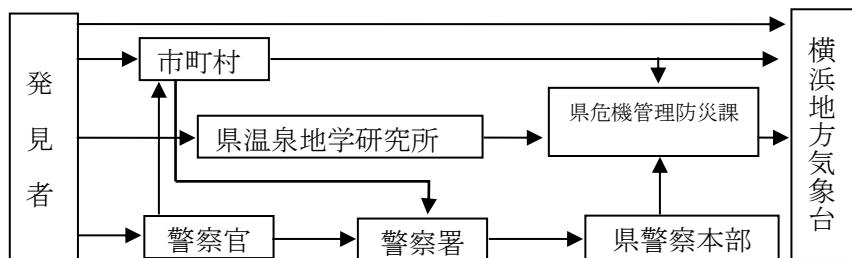
1 異常現象発見の通報義務

活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達します。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流(熱雲)) 及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での湧泉の新生又は潤渴、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象の通報系統図



2 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

- ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(イ) 火山の状況に関する解説情報等

a 火山の状況に関する解説情報

国（気象庁）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表します。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表します。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

[噴火警戒レベル表]

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(エ) 富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） <p>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</p> <p>【その他の噴火事例】 貞觀噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火碎流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） <p>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ</p>
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） <p>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加</p>
噴火警報（火口周辺）	火口からくまで広い範囲の居住地域近	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり <p>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</p>
	火口周辺れた所までの少し火離	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 <p>【過去事例】 該当する記録なし</p>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であること)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

(注)・ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定さ

れておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

・火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

平成 21 年 3 月 31 日運用開始
平成 29 年 6 月 14 日改正

箱根山の噴火警戒レベル

名称	範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火碎流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <p>【過去事例】 3,000 年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火碎流発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、火口から約 2 km 以内に大きな噴石（注）飛散、火碎サージ発生 <p>【過去事例】 12~13 世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火碎サージ発生 </p>
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	<p>警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <p>【過去事例】 2015 年 6 月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化 </p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <p>【過去事例】 2001 年 6 月～10 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化 </p>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加 <p>【過去事例】 1966 年 6 月～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006 年 9 月～11 月：一時的な地震の増加 2013 年 1 ～ 2 月：一時的な地震の増加</p>

(注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5~10分程度*)で発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表します。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20~30分程度*で発表します。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

イ 降灰予報

* 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ちに入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

県は、国（気象庁）から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請を行います。

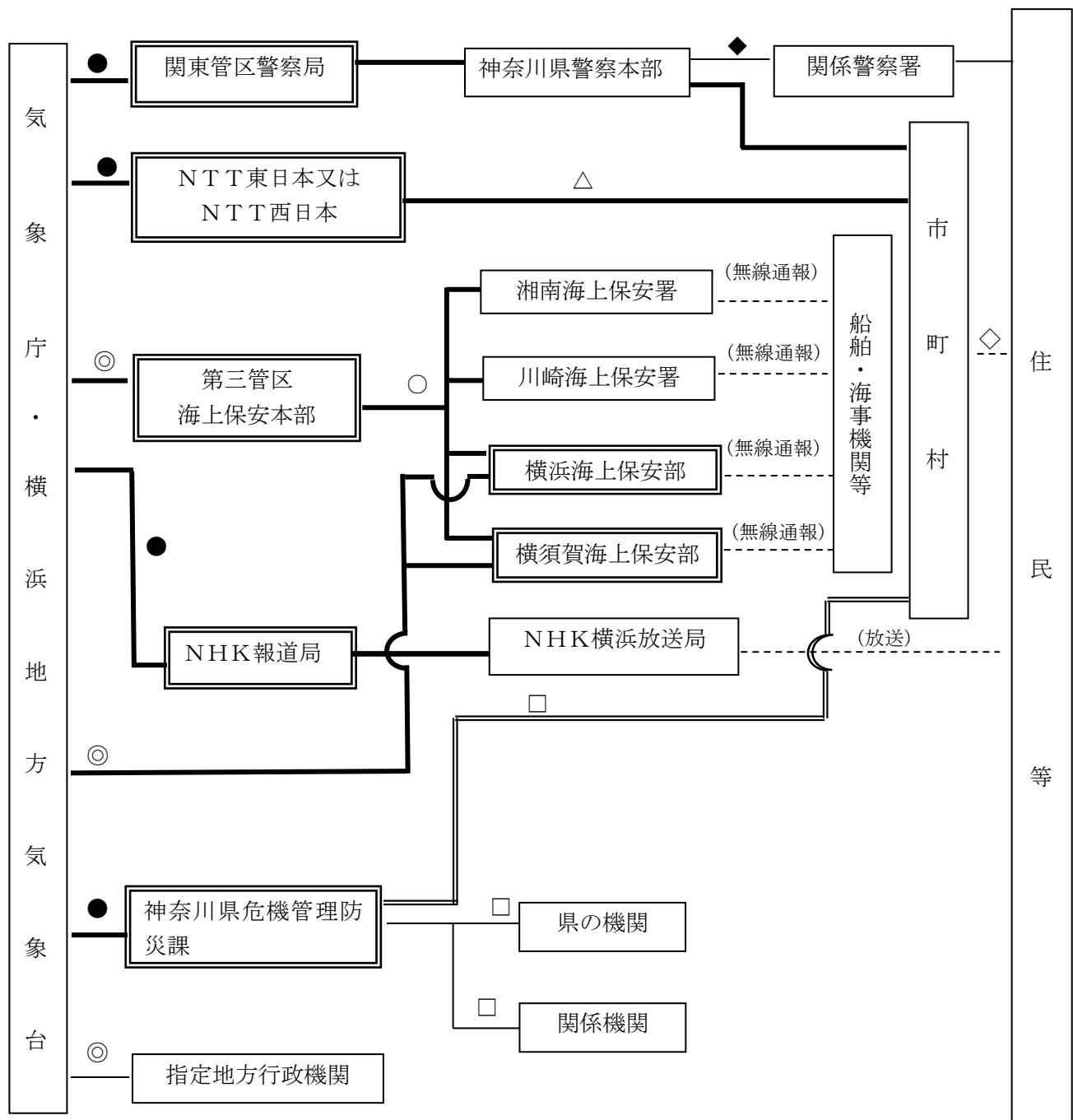
市町村は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者、観光客等へ伝達します。

市町村は、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等へ伝達します。

放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者、観光客等への伝達に努めます。

噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとします。

[噴火警報等の伝達系統図]



凡例

— 法令（気象業務法等）による通知系統

---- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統

—— 地域防災計画、行政協定
その他による伝達系統

二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

● オンライン

◎ 防災情報提供システム (専用線)

○ 専用電話・FAX

△ 加入電話・FAX

□ 県防災行政通信網等

◇ 市町村防災行政無線等

◆ 自営無線等

■ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。県や国は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援します。

3 監視・観測等

(1) 監視・観測の実施

県温泉地学研究所では、箱根山火山活動の監視・観測を行うため微小地震計による地震活動の観測のほか、山体の変化をいち早く正確に把握するために傾斜計、光波測量装置、G N S Sによる観測や表面現象を把握するため、地温、火山ガスの観測を行っています。また、観測した結果は、ホームページを通して一般の方々にも広く公開しています。

(2) 観測・調査の強化

県温泉地学研究所では、箱根山火山の観測を強化するため、強震計の設置を行うほか、老朽化し観測精度が劣化した観測施設について更新・強化に努めます。また、機動的観測・研究を積極的に行うことによって箱根山火山の活動メカニズムの解明に努めます。

(3) 緊急時対応

県温泉地学研究所では、1時間に10回以上の微小地震が観測されたときなど、一定規模以上の活動が確認された場合には、所員を参集させ、観測データの解析、速報の作成を行うとともに、くらし安全防災局、横浜地方気象台、箱根町等関係機関に連絡を行い、緊急時の対応を行います。

(4) 火山噴火予知連絡会等との連携

県温泉地学研究所では、箱根山火山でまとまって微小地震が発生した場合や地殻変動が観測された場合には、火山噴火予知連絡会等に資料等の提供・報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行います。

(5) 他県との連携

神奈川県、山梨県、静岡県は、富士山火山防災対策に関する協定に基づき、富士山噴火災害に関する応急・復旧対策のための必要な連携を行います。

第2節 災害応急対策への備え

- 県及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されたときは、火山防災協議会を組織します。火山防災協議会は、県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えます。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備します。火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとします。
- 県は、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難・救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。
- 火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要のあるものについて、これらの施設の名称および所在地を定めます。市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設（以下「避難促進施設」という。）について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めます。
- 県及び火山災害警戒地域に指定された市町村は、火山防災協議会での検討を踏まえ、噴火警戒レベルを設定し、地域防災計画に位置づけます。市町村は、噴火警戒レベルに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を地域防災計画に位置づけます。
- 県及び市町村は、火山災害警戒地域に指定されたときは、地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとします。
- 火山災害警戒地域に指定された市町村の長は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民や登山者、観光客等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を附加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じます。
- 県及び市町村は、退避壕・退避舎等の整備を推進します。また、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討します。

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

- ア 県は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
 - イ 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
 - ウ 国、県、市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図ります。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めます。 [くらし安全防災局、関係局]
 - エ 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (2) 被災者支援に関する情報システムの構築等**
- ア 市町村は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。
 - イ 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [くらし安全防災局、健康医療局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]
- イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [健康医療局]

3 避難誘導

市町村は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山広域避難計画や箱根山（大涌谷）火山避難計画に従い住民、登山者、観光客等の避難誘導を行います。

- (1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路及び避難促進施設をあらかじめ指定し、日頃から住民、登山者、観光客等への周知徹底に努めます。
 - (2) 市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載します。
- 市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。
- (3) 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近

隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

- (4) 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。また、県は、必要に応じて協定の促進に努めます。

[福祉子どもみらい局]

- (5) 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表や、同計画に基づく避難訓練を実施します。作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果については、市町村長に報告します。

- (6) 市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めます。

- (7) 県及び市町村は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討します。また、降灰が広範囲に及んだ場合に、広域的に火山灰処理を行うため、火山灰仮置き場や火山灰処分場の設置場所の選定を検討し、確保に努めます。

4 降灰等対策

県は、国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。

[関係局]

5 防災知識の普及

(1) 県民等への防災知識の普及

ア 県は、国及び市町村と連携して、火山災害について県民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

[くらし安全防災局]

イ 県は、県温泉地学研究所における火山活動の観測や調査研究の成果等を分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。

[くらし安全防災局]

ウ 火山災害警戒地域に指定された市町村の長は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を附加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じます。

[くらし安全防災局]

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市町村は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

[国際文化観光局]

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

[教育局]

(参考) 降灰による影響

- (1) 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害のおそれがあります。
- (2) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。
- (3) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。
- (4) 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。
- (5) 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や渓流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

6 火山防災協議会による協議等

(1) 箱根山火山災害対策

ア 箱根山火山防災協議会

県、箱根町、横浜地方気象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議します。 [くらし安全防災局]

(2) 富士山火山災害対策

ア 富士山火山防災対策協議会

(ア) 県は、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。 [くらし安全防災局]

(イ) 県は、関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。 [くらし安全防災局]

(ウ) 県は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、関係機関と連携して検討を行います。 [くらし安全防災局]

イ 災害対策山静神連絡会議

県は、災害対策山静神連絡会議における火山災害を含む広域的災害対策に関する調査研究や、合同防災訓練の実施、災害対策関連情報の交換などを山梨県及び静岡県と連携して行います。

[くらし安全防災局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- イ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じてヘリコプター・テレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- ウ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプター・テレビ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁及び近隣県（静岡県、山梨県）に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。
- (3) NTT東日本は、電気通信設備の被災により疎通に著しく支障がある場合は、被災地からの疎通を優先させます。また、緊急通話の疎通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。

3 各種通信設備の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

(2) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、箱根山、富士山に関する火口周辺警報が発表された場合等、状況に応じて速やかに警戒体制に入り、広域災害時情報収集先遣隊を派遣する等して火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、箱根山、富士山に関する噴火警報が発表された場合や、その他状況により必要があるときには、第1次応急体制や第2次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 現地災害対策本部等の設置

ア 災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

イ 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに、災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(4) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。

現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定など必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

4 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請
 - a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援
 - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - オ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

5 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、県民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

- ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。
- イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災後の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、災害時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

- ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施します。
- イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもとEMI Sを活用して、広域的な救急活動を実施します。
- ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急性や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。
- エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。
- オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。
- カ 市町村は、大規模風水害等の災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMA T、D P A T等による医療救護活動の応援要請
- ・ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ・ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害拠点病院は中核的役割を果たします。また、(独) 国立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害拠点病院等に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院に対して神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの派遣を要請します。
- エ 県は、原則として被災市町村等からの要請や統括D P A Tの判断に基づき、かながわD P A Tの構成員である医療機関等にかながわD P A Tの派遣を要請します。
- オ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- カ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEM I Sにより、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- キ 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地以外の医療機関等に協力を求めます。
- ク 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- ケ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
- コ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川DMA Tを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。なお、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。
- イ 知事は、市町村の要請に基づき、必要に応じ国の非常(緊急)災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

第4節 避難対策

市町村は、災害発生後、人命の安全を第一に住民、登山者、観光客等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路、災害危険箇所、避難促進施設等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合には直ちに安全に十分配慮しながら避難します。また、自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るために必要があると認められるときは、危険地域の住民、登山者、観光客等に対し、市町村長、警察官、自衛官、知事等が避難実施のために必要な指示を行います。

なお、その際、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に対応して、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとります。

2 避難の指示の内容

市町村長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難指示の対象地域
- (3) 避難先とその場所
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の指示を行った者は、必要な事項を関係機関へ報告（通知・連絡）します。

(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民、登山者、観光客等への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

4 指定避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市町村は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、指定避難所等の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村長が行う避難所の設置運営に協力します。

市町村は、関係省庁等の支援と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう消防職員及び警察官の協力を得て、避難先への誘導に努めます。

また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- (2) 県及び市町村は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (3) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (4) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとします。
- (5) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の指定避難所等を案内するものとします。

7 多様な視点への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第5節 箱根山及び富士山の個別対策

1 箱根山の避難対策

活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。

県及び箱根町は、箱根山火山防災協議会が策定した箱根山（大涌谷）火山避難計画に基づいて、避難対策を実施します。

箱根町は、突発的な噴火又は噴火警戒レベルの引き上げに伴い、住民、登山者、観光客等が避難を要する地域を指定し、伝達方法、避難方法、避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所等を定めます。

(1) 突発的な噴火に伴う避難

ア 一次避難

住民等は、突発的な噴火が発生した場合、一次避難行動をとり、身の安全を確保します。

施設の従業員等は、施設の利用者や観光客等を誘導します。

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で避難指示の発令を伝達します。

イ 二次避難開始指示

箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難行動の開始を防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で伝達します。

ウ 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難します。

エ 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集結した住民等を、町が用意するバス等で避難所又は鉄道駅へ移動させます。

(2) 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難

ア 二次避難開始指示

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達します。

イ 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとります。

住民以外の者は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱します。

ウ 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所へ移動させます。

(3) 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動し、交通規制等の防災対応を執る場合には、各レベルにおいてあらかじめ確認されている影響範囲を踏まえ、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の

責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等について次とおりです。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設又は居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側（想定火口域の中心から 2.1km 以遠）	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等避難)			
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺（想定火口域から 700m 程度まで）	姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア	・県道（姥子～早雲山）
2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺（想定火口域の中心から半径 530m・440m の楕円内）	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口
1 (活火山であることに留意)	火口内等（想定火口域内的一部地域）		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道

(4) 指定避難所の指定等

箱根町は、噴火の状況に応じた避難のため、町内に指定避難所等をあらかじめ指定するほか、避難の手段・経路を指定します。また、町内で避難者を収容できない場合は、県が他の市町村と調整し避難所を確保します。

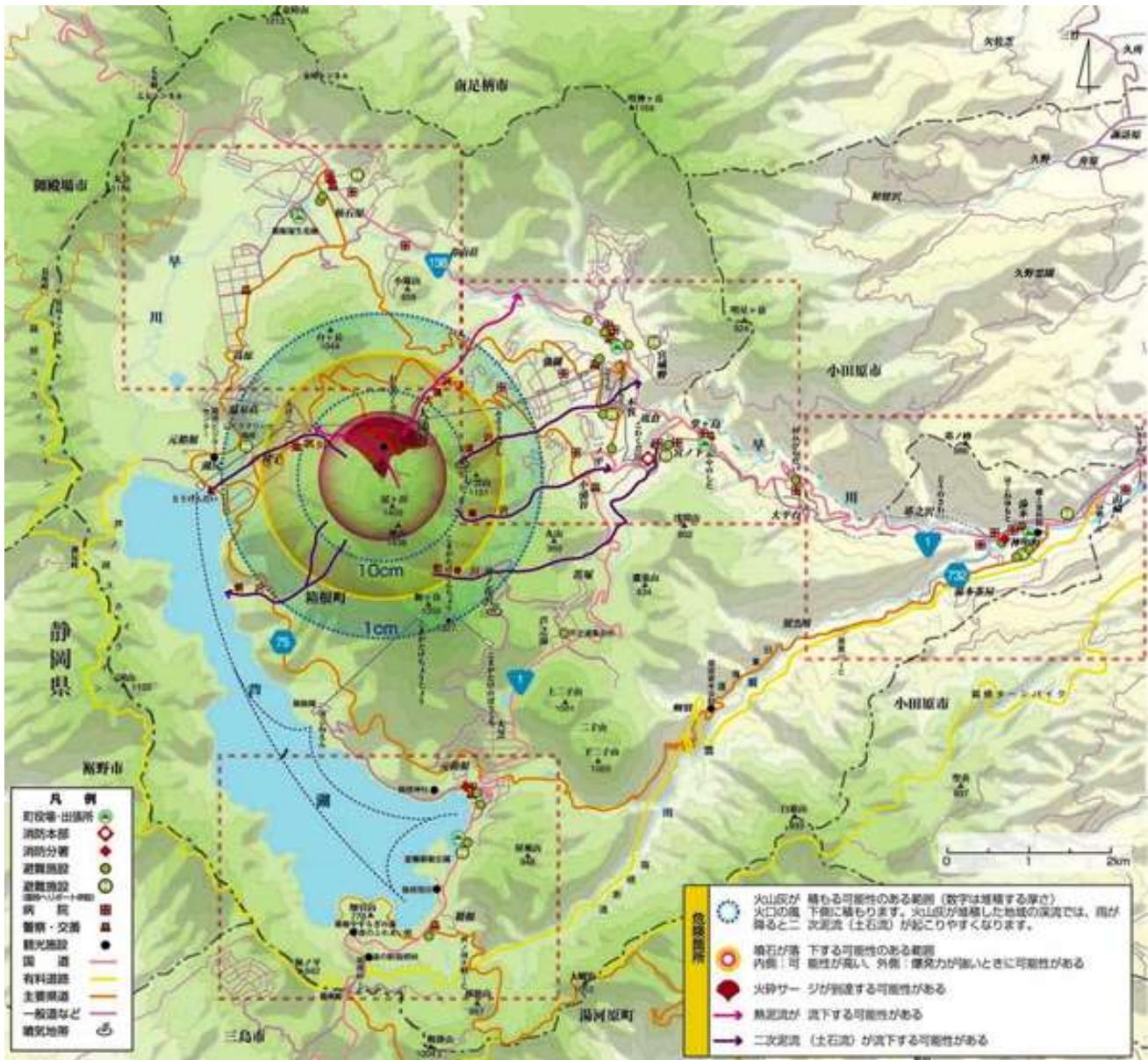
(5) 避難確保計画の策定及び訓練の実施

箱根町が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表及び避難訓練等を実施し、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について箱根町長に報告します。箱根町長は、避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めます。

(6) 旧火口のリスク評価

近年の調査で所在が確認された旧火口について、最新の科学的知見に基づきリスク評価等を行い、防災（ハザード）マップの策定等を検討します。

(7) 箱根山火山防災マップ



2 富士山の避難対策

富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。

また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付で神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。

さらに、同協議会では、ハザードマップの改定を踏まえ、富士山火山広域避難計画を、富士山火山避難基本計画に改め、火山の噴火からの避難の基本的事項を取りまとめました。

県及び市町村は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。

市町村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避

難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。

(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

市町村は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて 30cm 以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2 cm 以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。

(2) 溶岩流等からの避難の考え方

富士・箱根火山対策連絡会議における溶岩流ワーキンググループを構成する県及び市町は、富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山避難基本計画を踏まえ、溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順等を、神奈川県富士山火山広域避難指針としてとりまとめました。市町は指針を参考に具体的な避難計画の検討を進め、県はそれを支援します。また、噴火発生時には、県と市町は、指針を基に、円滑な広域避難の調整等を進めます。

(3) 指定避難所の指定等

富士山火山災害警戒地域内の市町は、火山の活動状況に応じた避難のため、避難の手段・経路を指定するほか、指定避難所等の指定をあらかじめ検討します。

なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき住民、観光客等に対して避難の指示を行うものとします。

(4) 広域避難の調整

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、火山活動の状況、ハザードマップ、地理的要因や市町村から協議の要求や要望があった場合は、他の都道府県と協議を行い、山梨県及び静岡県と連携し、県内への避難者の受入れを調整します。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(5) 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルを踏まえ、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

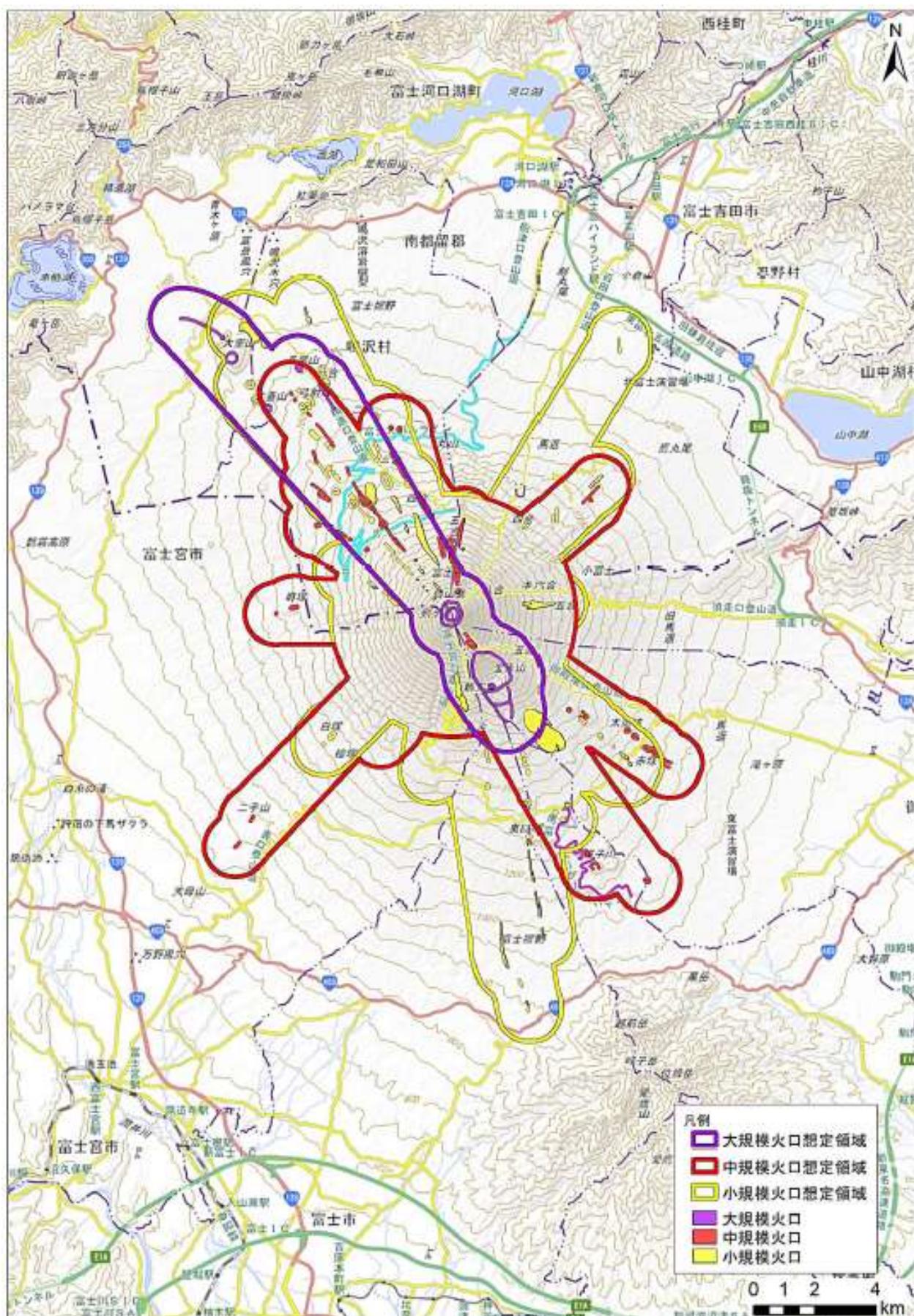
(6) 避難確保計画の策定及び訓練の実施

火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められ、火山災害警戒地域内の市町が個別に指定した避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表及び避難訓練等を実施し、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練

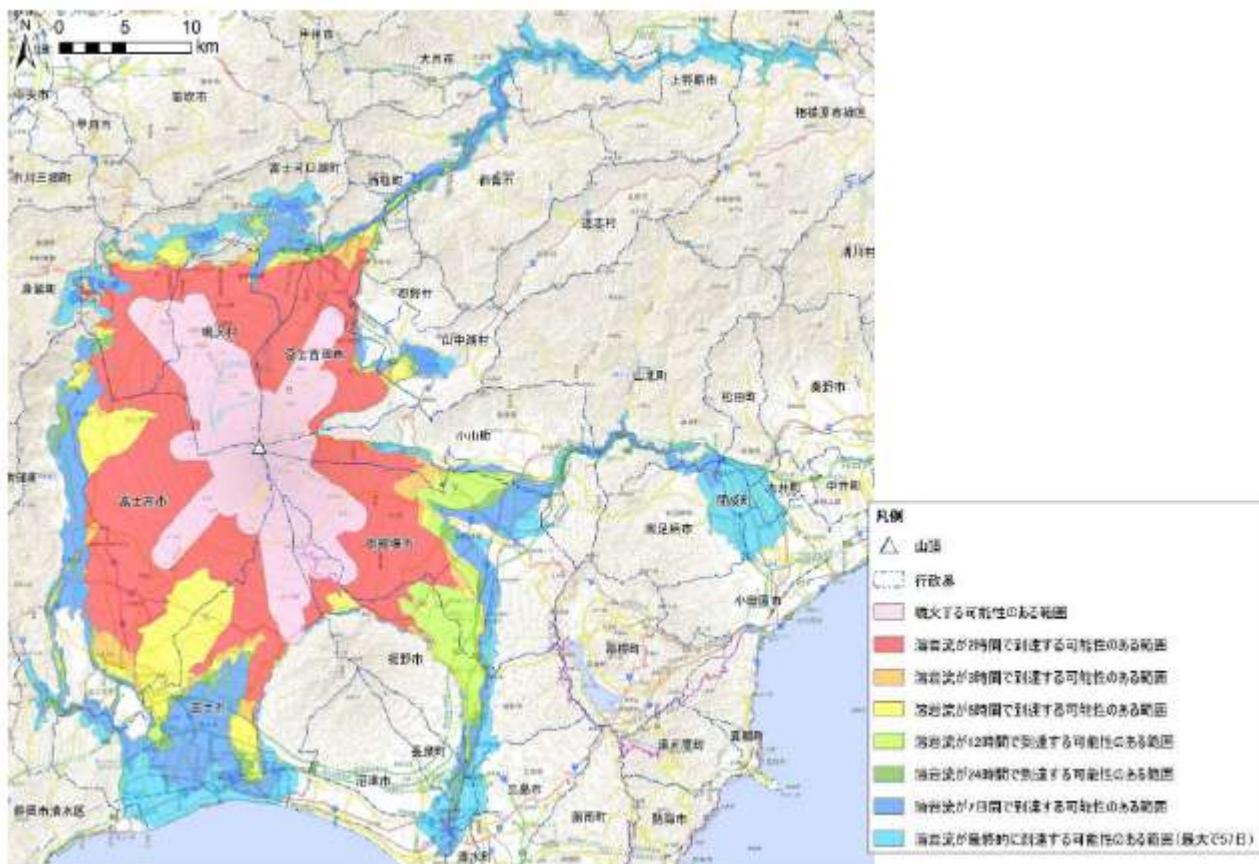
の結果について当該市町村長に報告します。報告を受けた市町村長は、避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めます。

(7) 想定される主な火山現象等

ア ハザードマップ（想定火口範囲）



イ ハザードマップ（溶岩流可能性マップ）



ウ ハザードマップ（降灰可能性マップ）



第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当官は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、除灰作業や応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、火山灰等の火山碎屑物の除去のほか障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物等の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路等の障害物除去

ア 港湾や漁港管理者は所管区域の航路について、海底火山の噴火等で発生した軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告したうえで、軽石除去による航路啓開に努めます。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第7節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

1 被災者等への情報提供

(1) 県及び市町村

県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 報道機関との連携

情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

(3) 集配郵便局等

被災者等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、被災者や利用者への広報を実施します。

2 災害相談の実施

(1) 相談活動の実施

ア 県及び市町村は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、相互に連携して、臨時相談所を開設して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。

イ 相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、女性や外国人等への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需物資の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

第4編 雪害対策編

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

なお、雪害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。 [関係局]
- (2) 県警察は、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図ります。 [関係局]

2 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、関係機関等との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (5) 市町村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。
- (6) 県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。 [くらし安全防災局]

3 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

- (1) 横浜地方気象台は、県内が大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒又は注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。
- (2) 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めます。なお、市町村は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達します。

2 警報の発表に伴う配備体制

- (1) 県は、横浜地方気象台から県内に大雪警報、暴風雪警報が発表された場合、警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。
- (2) 県警察は、大雪に関する警報等が発表された場合、所要の警備体制を確立して、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置をとります。
- (3) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。

(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、被害規模の早期把握のため、天候の状況を勘案しながら必要に応じて、ヘリコプター・テレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

ウ 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプター・テレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概略的情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ隨時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

3 各種通信施設の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

(2) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

- (イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
- (エ) 国土交通大臣
- (オ) 隣接都県知事等

(3) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(4) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

- a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援
- エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

4 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、雪害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 除雪の実施、災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

1 除雪の実施

国、県、市町村及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。
なお、県管理道路については、凍雪害対策実施要領に基づき実施します。

2 災害の拡大防止

国、県及び市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

3 二次災害の防止活動

国、県及び市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

資料

風水害編 4-2-4 凍雪害対策実施要領

第5節 救助・救急活動

1 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

2 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

3 被災地以外の市町村及び県の役割

被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

4 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

第6節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市町村長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- (2) 市町村は、避難誘導に当たって、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- (3) 市町村は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。
- (4) 市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。
- (5) 市町村は、避難の情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。
県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発時の交通規制等

災害発時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。

その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

エ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して、道路外の場所へ移動すること等の措置を命じることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。

(4) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省関東運輸局に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

被災者への情報伝達活動

- 1 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。
- 2 情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

第5編 船舶災害対策編

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、船舶対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 関東運輸局は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 関東運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 関東運輸局は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- (1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- (2) 港湾における航行制限
- (3) 港内における工事・作業等についての規制
- (4) 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 県は、第三管区海上保安本部との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。[くらし安全防災局]
- (3) 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。[警察本部]
- (4) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[政策局、くらし安全防災局]

- (5) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 捜索、救助・救急活動

ア 第三管区海上保安本部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関して専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

イ 県警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 沿岸市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [健康医療局]

3 訓練の実施

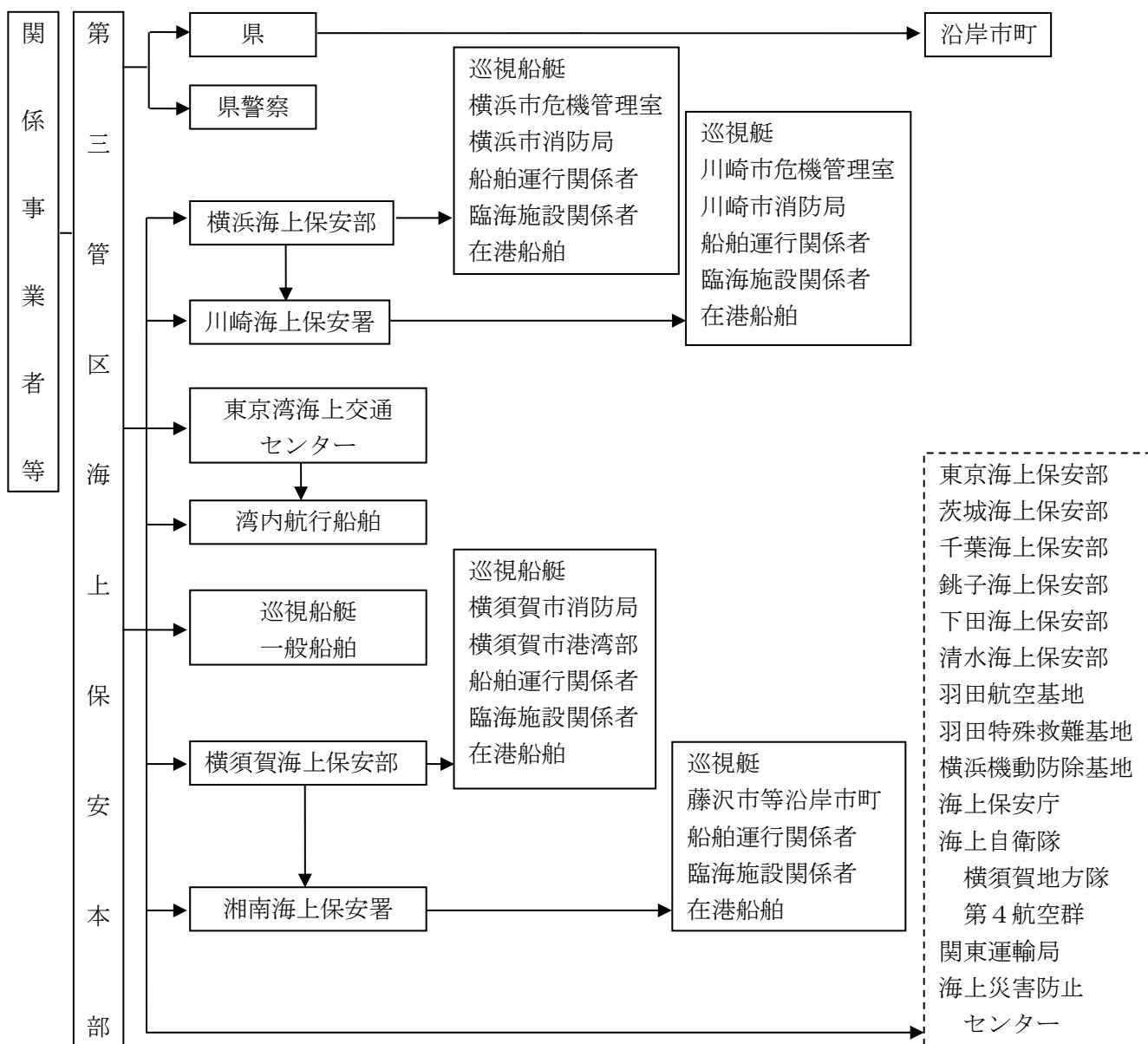
第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 船舶事故情報の連絡

【船舶等の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 関係事業者等は、大規模な船舶事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合、事故情報を県及び関係機関へ連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、関係沿岸市町、関係機関等へ連絡します。

2 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 沿岸市町は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、船舶災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、沿岸市町等からの情報を収集するとともに、映像情報による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策等の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ隨時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センター（横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域）に、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

- (1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町災害対策本部を設置します。
- (3) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

- (1) 沿岸市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

- イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (4) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 捜索活動

第三管区海上保安本部、県警察、消防機関等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施します。

2 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

3 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、船舶の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、協力してその機能を發揮し、消火活動を最も効果的に行います。

4 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市町の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資料

風水害編 5-2-3 海上保安部と消防機関との業務協定

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止します。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第7節 その他第三管区海上保安本部の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成18年1月31日国土交通省令第4号)に基づき、災害救助用物品を被害者に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援します。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第8節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第6編 油流出等海上災害対策編

船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、油流出等海上災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 関東運輸局は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 関東運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 関東運輸局は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部は、関係者及び国民に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- ・ 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- ・ 港湾における航行制限
- ・ 港内における工事・作業等についての規制
- ・ 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 県は、第三管区海上保安本部や石油コンビナート事業者等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局]
- (3) 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]
- (4) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システ

ムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[政策局、くらし安全防災局]

- (5) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

- ア 第三管区海上保安本部は、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。
 イ 県警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び沿岸市町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]
 イ 沿岸市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
 ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [健康医療局]

3 防除資機材の整備

- (1) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3に定める船舶所有者及び船舶の係留施設の管理者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備します。
 (2) 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに防除資機材の充実に努めます。
 (3) 県は、相模湾対策を含めて防除資機材の充実に努めます。 [くらし安全防災局]

4 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携をもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

5 東京湾排出油等防除協議会等の措置

- (1) 東京湾排出油等防除協議会は、東京湾において大規模な排出油等事故が発生した場合、官民一体となって防除活動の総合的な調整を行うとともに、次の業務を行います。
 東京湾排出油等防除計画の協議
 ア 東京湾排出油等防除計画の協議
 イ 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
 ウ 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
 エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
 オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
 県及び関係市（横浜市、川崎市、横須賀市）は、協議会に参画し、防除活動に協力します。
- (2) 海上保安部署管内の排出油等防除協議会等は、その管内において排出油等事故が発生した場合の排出油等の防除活動について、必要な事項を協議し、その実施の推進を図り、次の業務を行います。
 ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成

- イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

資料

- 風水害編 6-1-1 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会会則
- " 6-1-2 東京湾排出油等防除協議会会則

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 油流出等海上事故情報等の連絡

- (1) 関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報を、県及び関係機関へ連絡します。
- (3) 県は、「神奈川県油流出事故対策初動マニュアル」を策定し、これに基づき、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、関係沿岸市町及び関係機関へ連絡します。
- (4) 海上保安庁は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

2 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者は、大規模な油流出等海上事故により被害が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部へ連絡します。
- (2) 沿岸市町は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、油流出等海上災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、沿岸市町からの情報を収集するとともに、映像情報等による流出及び被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ隨時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

- (1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるとときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センター（横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域）に、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求める。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

(1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 沿岸市町は、油等が大量に流出し、又は大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される

被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から、警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。

- (3) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町災害対策本部を設置します。
- (4) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

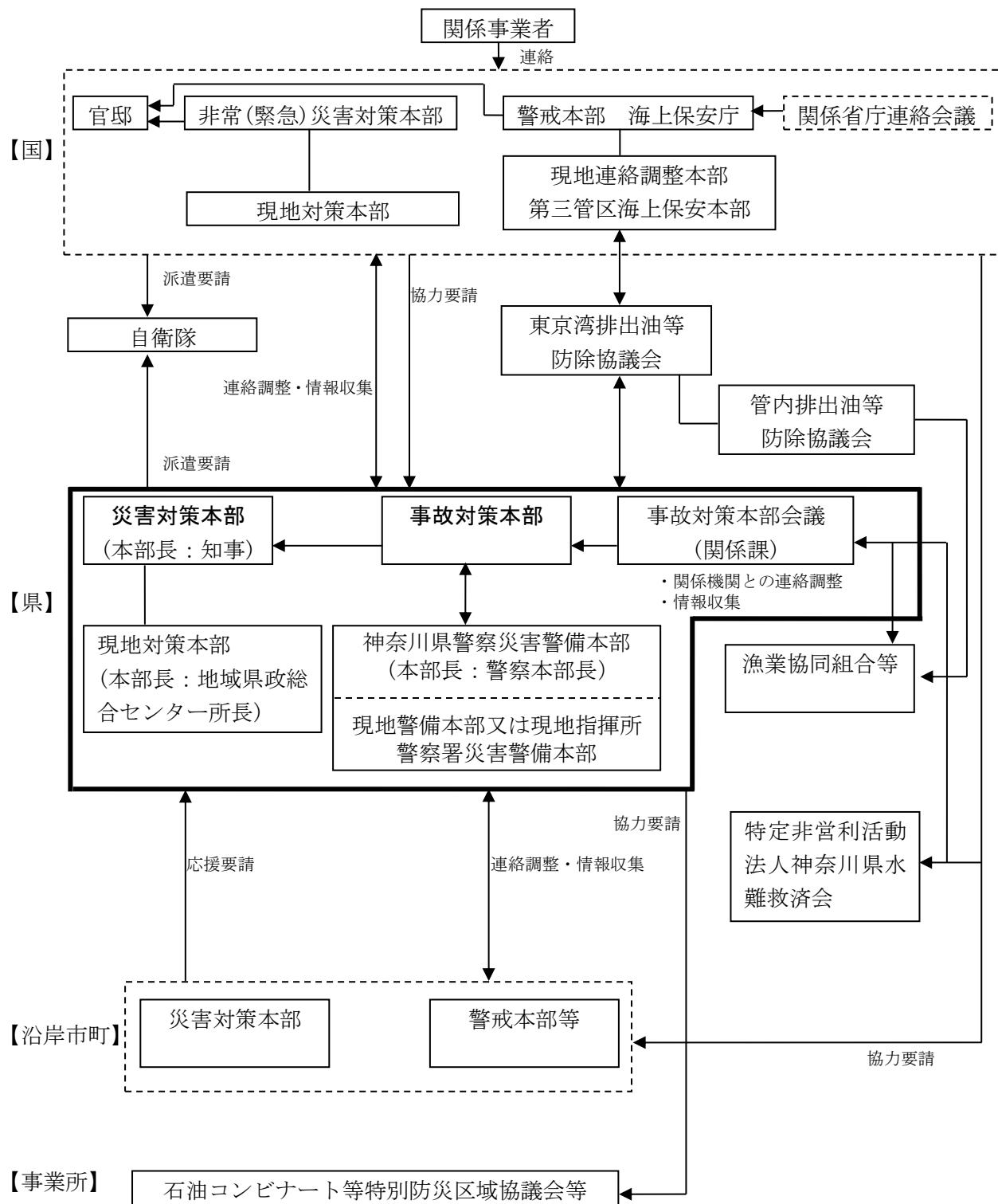
- (1) 沿岸市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (4) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、沿岸市町長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【海上の大規模油流出対策フロー】

【関係事業者】



(事故対策本部会議)

事務局 危機管理防災課

メンバー 消防保安課、工業保安課、基地対策課、大気水質課、資源循環推進課、自然環境保全課、水産課、医療課、生活衛生課、砂防海岸課、教育局総務室等

(その他事故対策本部長が必要と認める室課)

第3節 油等の大量流出に対する応急対策

1 防除措置

- (1) 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、海上事故により油等が流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じます。
- (3) 第三管区海上保安本部は、大量の油等の流出等があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に止めるための措置を講じます。
- (4) 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示又は事故の原因者からの委託により油等防除措置を実施します。
- (5) 県警察は、警察用船舶及びヘリコプターによる海上パトロールを実施するほか、排出油等に対する沿岸部の警戒を行います。
- (6) 排出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

2 応援体制

- (1) 第三管区海上保安本部は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請します。また、油等防除体制の整備に必要な情報を提供します。
- (2) 県及び沿岸市町は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行います。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部からの協力要請に基づき、あらかじめ把握している油等防除資機材保有事業所・石油コンビナート等特別防災区域協議会等の事業所に、油等防除資機材の提供について協力要請を行います。
- (4) 沿岸市町は、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道府県等に資機材の提供を求め、調整を行います。また、回収油等の一時保管場所の調査協力をしています。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、海上の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、海上部の火災の場合は、沿岸市町は海上保安部の要請に基づき、沿岸部等の火災の場合は、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市長の要請に基づき、救護班を現地

に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

4 油等汚染鳥類の救護

県は、隣接都県と連携を図るとともに、獣医師会、動物園、(公財)日本野鳥の会等との連携を図り、情報の収集と伝達及び傷病個体の救護を迅速に行います。

第5節 避難対策

災害時には、沿岸市町、第三管区海上保安本部及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令等を行います。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じて確保します。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、油流出等事故により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、事故を発生させた船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第9節 その他第三管区海上保安本部の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被害者に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援します。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第10節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第7編 航空災害対策編

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、航空災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

(1) 県は、国土交通省や航空運送事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[くらし安全防災局]

(2) 県警察は、県、空港管理者、航空運送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

(3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[政策局、くらし安全防災局]

(4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

[関係局]

2 捜索及び医療救護活動

(1) 捜索活動

ア 県警察は、捜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めます。

[警察本部]

イ 第三管区海上保安本部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器機等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

(2) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

[健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 東京航空局東京空港事務所の措置

東京航空局東京空港事務所は、航空機の墜落事故による災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を行います。

(1) 航空に関する防災知識の普及

(2) 安全運航の徹底を図るための指導・監督

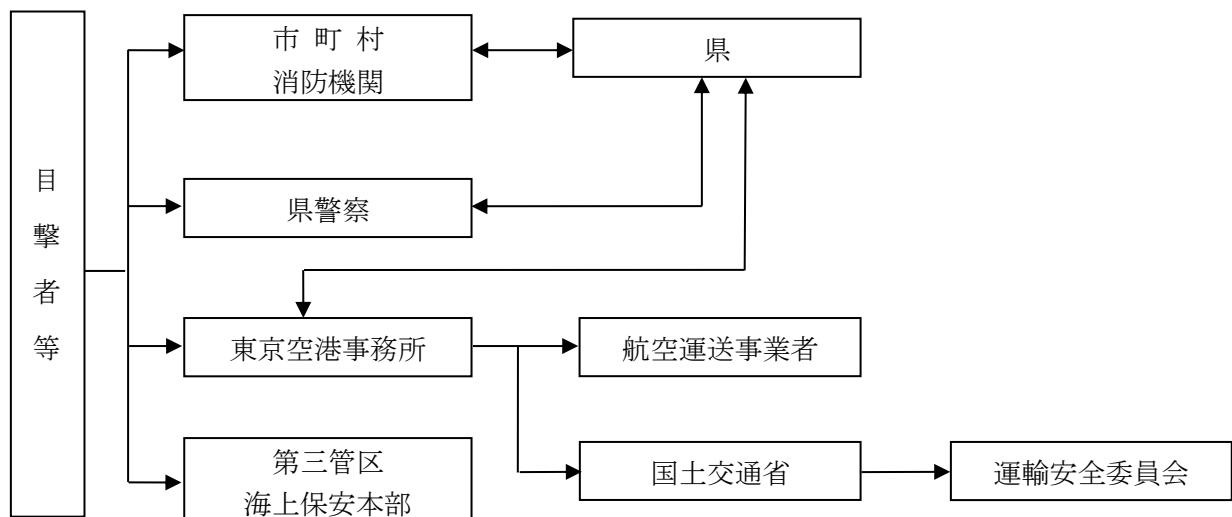
第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 航空事故情報の連絡

(1) 民間航空機

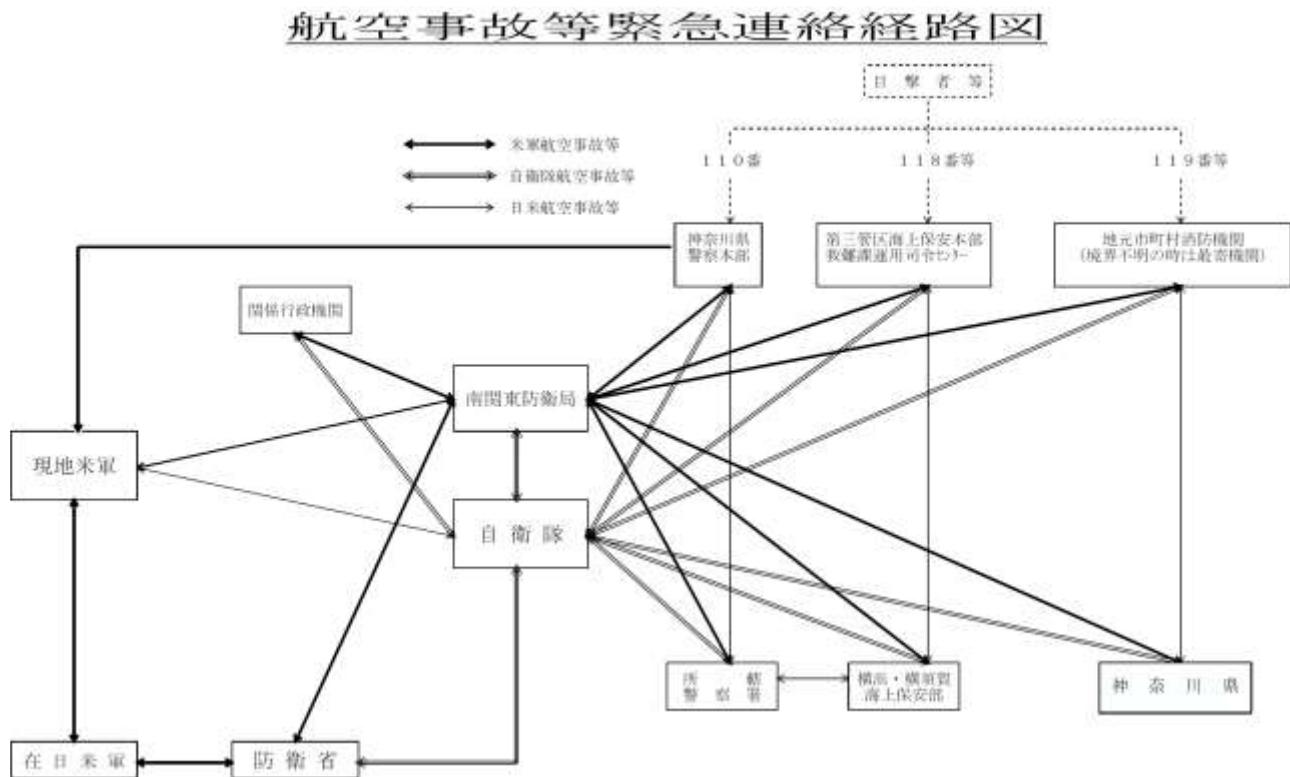
【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



- ア 前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡します。
- イ 國土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合は、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、関係指定公共機関に行うほか、県に行います。
- ウ 県は、國土交通省から情報を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

(2) 米軍機又は自衛隊機

【米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】
 (「航空事故等に係る緊急措置要領」航空事故等連絡協議会)

**2 航空事故による被害情報の収集・連絡**

- (1) 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡します。
- (2) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、航空災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させるとともに警察用船舶、航空機等を活用し、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、国土交通省、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (4) 県は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を、消防庁へ隨時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事又は東京空港事務所長は、航空機事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 捜索、救助・救急活動

- (1) 県警察及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施します。
- (2) 東京空港事務所は、航空保安業務処理規程及び東京空港事務所各業務処理規程により捜索救難措置を行います。
- (3) 海上自衛隊第4航空群は、航空事故等連絡協議会規約に基づく「航空事故等に係る緊急措置要領」

により、応急救助活動を行います。

- (4) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (5) 県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。

2 消火活動

- (1) 市町村は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、東京航空事務所、海上自衛隊第4航空群及び地元市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8編 鉄道災害対策編

鉄道（軌道を含む）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、鉄道災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、国土交通省や鉄道事業者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。[くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、鉄道事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(2) 消火活動

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
[健康医療局]
- イ 市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

3 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりとします。

(1) 保安対策

橋りょう、高架橋、ずい道等構造物の点検補修を行うほか、CTC装置（PRC付加）の導入などにより、運転保安度の向上を行います。また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努めます。

- ア 自動列車停止装置（ATS）

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能です。

イ 自動列車制御装置（A T C）

走行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能です。

ウ 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送指令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できます。

エ 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせます。

(2) 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、職場ごとで防災対策に必要な訓練を実施します。

(3) 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により隨時広報に努めます。

(4) 体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

資料

風水害編 8-1-1-(1) 神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会設置要綱

" 8-1-1-(2) 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定

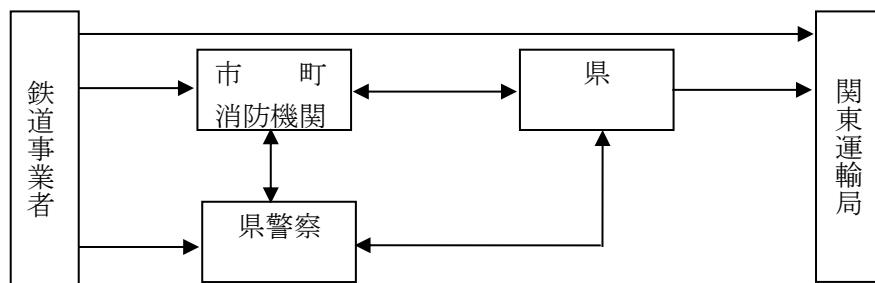
" 8-1-1-(3) 新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報等の連絡

【鉄道の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、県警察及び市町に連絡し、市町は県に、県は関東運輸局へ連絡します。
- (2) 関東運輸局は鉄道機関から受けた情報を県に連絡しますが、県は、関東運輸局からの情報を、関係市町、関係機関等へ連絡します。
- (3) 国土交通省は、大規模な鉄道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

2 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市町へ連絡します。
- (2) 市町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、鉄道災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、市町等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概要的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 鉄道事業者、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ隨時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報に

より災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町の活動体制

- (1) 市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止します。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
- ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行います。
なお、必要により県警察及び消防機関に出動、救援を要請します。
- (2) 市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (3) 県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。
- (2) 市町は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

- (3) 市町は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び鉄道機関の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めます。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

- 1 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。
また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報します。
- 2 県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第9編 道路災害対策編

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、道路災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。
[県土整備局]
- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。
[警察本部]

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。
[県土整備局]
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。
[県土整備局]
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。
[県土整備局]

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、国土交通省や道路管理者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- (2) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (3) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急活動
市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。
- (2) 消火活動

市町村は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

- ア 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡します。
- イ 県は、国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。
- ウ 国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡します。
- イ 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、道路災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

- 県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

- 県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

- ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。
なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

- (イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
- (エ) 国土交通大臣
- (オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地災害対策本部が設置されたときには、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の

実施を要請します。

- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な救助・救急の初期活動を行います。
- (2) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (3) 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行います。
- (2) 市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (3) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

- 県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。
また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

- 2 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じます。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。
- 2 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。
- 3 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行います。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- 1 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- 2 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。
- 3 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。
- 4 県警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第10編 放射性物質災害対策編

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

放射性物質災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編及び原子力災害対策計画で定める事項を準用します。

なお、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の対象となる災害については、本編の対象から除きます。

[取扱い・取締りに関する法令]

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

(1) 市町村の指導

市町村は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

(2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るために必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

2 安全確保に関する協定等の締結

市町村は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 消防防災担当職員の教育

県及び市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、

関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

[くらし安全防災局]

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2) 県民に対する知識の普及・啓発

- ア 県、市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、県民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。 [くらし安全防災局]
- イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。 [教育局]
- ウ なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。 [関係局]

(普及・啓発の内容)

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (エ) その他必要と認める事項

第2節 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

- (ア) 放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。
- (イ) また、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市町村等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- (ア) 消防機関、警察等への通報連絡体制
- (イ) 消火、延焼防止の措置
- (ウ) 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- (エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (オ) 放射線防護資機材の整備
- (カ) その他放射線障害の防止のために必要な事項

(2) 県及び市町村の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

- (ア) 県及び市町村は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]
- (イ) 消防機関は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消

防活動体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

[くらし安全防災局]

2 情報伝達体制の充実強化

県及び市町村は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

[くらし安全防災局]

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

県及び市町村等は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。主な広報方法・手段は、次のとおりです。

[政策局、くらし安全防災局]

ア 放送機関への放送要請による広報

イ 報道機関を通じての広報

ウ 市町村防災行政無線の同報無線による広報

エ ヘリコプター等による広報

オ 広報車等による広報

(2) 広報の内容

県、市町村等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

[政策局、くらし安全防災局]

ア 災害等の状況及び今後の予測

イ 被害状況と応急対策の実施状況

ウ 避難場所、避難方法

エ 県民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要な事項

4 放射能観測の実施

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して観測を実施します。

県及び市町村は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

[くらし安全防災局、健康医療局]

5 救助・救急、消火及び医療救護活動

県、県警察及び市町村は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努めます。

[健康医療局]

主な資機材は、次のとおりです。

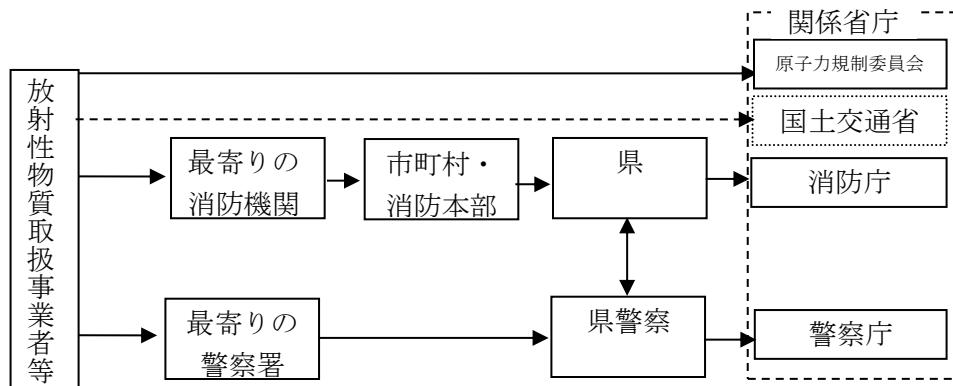
- (1) 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- (2) 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- (3) 救急救助用資機材
- (4) 医療資機材

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



(1) 事故情報等の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。
- イ 県は、市町村及び県警察から受けた事故情報を消防庁及び関係機関へ連絡します。
- ウ 県は、原子力規制委員会、消防庁又は国土交通省からの情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。
- イ 市町村は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプター・テレビによる映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプター・テレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を関係市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況等を消防庁へ隨時連絡します。

資料**風水害編 10-2-1 放射性物質輸送時の事故発生時の連絡系統図****第2節 活動体制の確立****1 県の活動体制****(1) 職員の配備体制**

県は、事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部及び警戒本部の設置

ア 知事は、放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策本部又は警戒本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、必要と認める者に連絡します。

(3) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(4) 国への専門家の派遣要請等

ア 知事及び市町村長は、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

イ 県及び関係市町村は、国と協力し、救出・救助、立入制限、医療救護等各種災害応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。

(5) 緊急救護体制

県は、国、市町村、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

2 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質の漏洩の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとります。
- (2) 市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

- ア 救出救助・救急活動
- イ 消火活動
- ウ 医療救護活動
- エ 周辺住民等に対する災害広報
- オ 警戒区域の設定
- カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難の指示、避難誘導
- キ 避難所の開設、運営管理
- ク その他必要な措置

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

5 神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会の活動

県薬剤師会及び県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

6 広域的な応援体制

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急処置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

第3節 災害時の県民等への指示広報

1 県の措置

(1) 市町村等への情報提供

県は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）は、関係市町村等が行う広報活動に必要な情報を随時提供します。

(2) 報道機関への放送要請

ア 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、株式会社アル・エフ・ラジオ日本、株式会社テレビ神奈川及び横浜エフエム放送㈱に対し、次の広報を要請します。

(ア) 事故等の状況及び今後の予測

(イ) 被害状況と応急対策の実施状況

(ウ) 県民のとるべき措置及び注意事項

(エ) 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項

(オ) その他必要な事項

イ 県は、「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請します。

2 市町村の措置

市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやミニFM放送局、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行います。

3 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第4節 放射線測定体制の強化

1 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

2 市町村の措置

市町村は、放射能測定資機材の整備に努めます。

第3章 災害復旧

第1節 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

第2節 各種制限措置の解除

県、市町村その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

第3節 安全の確認

県及び市町村は、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息させます。

第11編 危険物等災害対策編

危険物、高压ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

危険物等災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

全国有数の工業県である本県は、多量、多種の危険物等が工場等に集積されているだけでなく、日夜輸送されています。

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、事故が発生した場合に、その周辺の影響や危険物等の流出場所によっては、県民生活に大きな影響を及ぼすことにもなります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の安全対策が必要です。

国の機関、県、市町村及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進します。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進します。

[関係法令]

危険物	消防法
高压ガス	高压ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒劇物	毒物及び劇物取締法

第1節 安全確保

1 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県及び市町村は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

2 自主保安体制の整備

(1) 県、市町村及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

[くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局]

- ア 危険物等事業所の容器（ポンベ等）の流出防止並びに流出した容器の回収、禁水性物質の浸水対策措置及び係留船舶の安全対策措置など、防災対策の充実
- イ 科学消火薬剤等の資機材の整備充実
- ウ 緊急停止のための措置の策定など、危険物等事業所の保安管理体制の充実
- エ 保安用設備等の機能確保等の緊急時の応急体制の充実
- オ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実

力 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

- (2) 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

3 保安意識の向上、訓練

県、消防機関及び事業者は協力して、次のとおり教育及び訓練等の充実を図ります。

- (1) 各種講習会、研修会の充実
- (2) 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- (4) 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- (5) 都市ガス事業者は、消防機関及び地下街管理者と協力して、地下街等合同防災訓練等を充実

また、県は事業者や関係団体の表彰や危険物保安活動に対する評価を通じて、保安意識の向上に努めます。
[くらし安全防災局]

4 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

資料

風水害編 11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、関係行政機関や関係事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[くらし安全防災局]

- (2) 県警察は、県、消防機関、危険物管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]

- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]

- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 県は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を市町村長に委託し、市町村は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には当該市町村長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。
[くらし安全防災局]

イ 市町村は、化学消防力の強化を図ります。

ウ 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自営消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 危険物等の大量流出時における防除活動

市町村及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

資料

風水害編 11-1-2-(1) 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱

第2章 災害時の応急活動計画

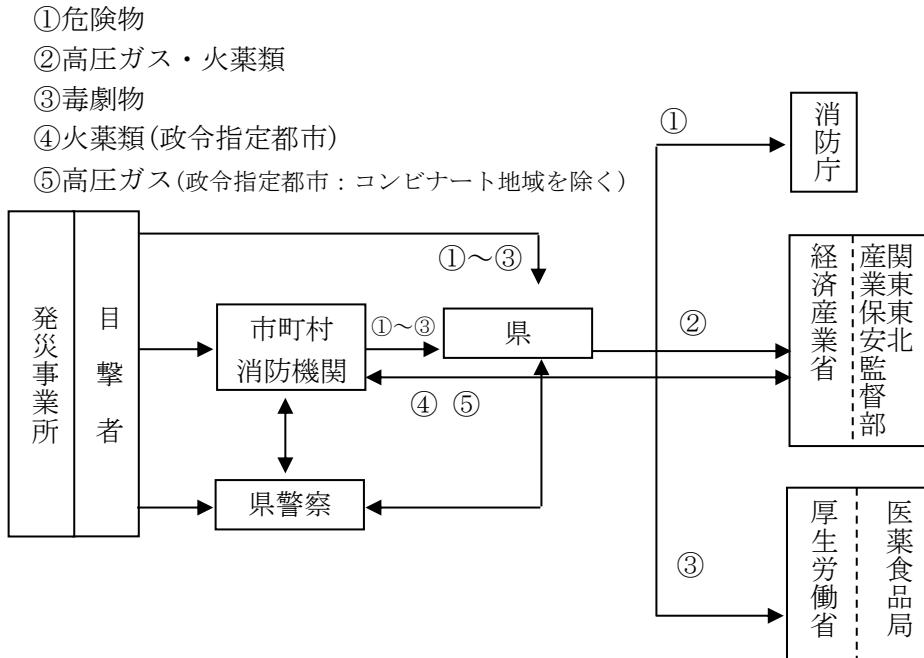
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市町村に連絡します。

なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。

ウ 県（火薬類の事故においては政令指定都市）は、県警察、関係市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））へ連絡します。

エ 危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等）及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

オ また、県は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）及び厚生労働省（医薬食品局））から受けた情報を関係市町村、関係機関へ連絡します。

（2）危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市町村に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。）、市町村から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。また、高圧ガス及び火薬類の事故の場合は、政令指定都市から経済産業省（関東東北産業保安監督部）に連絡します。

イ 市町村は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

（3）応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、市町村又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ隨時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

（1）職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

（2）事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

（3）災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣、厚生労働大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認める

ときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、危険物等の事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。
- (4) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び関係事業者の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。
また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 市町村は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。
- 2 県警察は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。
- 3 国、県及び市町村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第12編 大規模な火事災害対策編

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、大規模な火事災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- (1) 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [政策局、県土整備局]
- (2) 県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。 [県土整備局]
- (3) 県及び市町は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。 [県土整備局]
- (4) 県及び市町村は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、効果的な規模・配置の公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。 [環境農政局、県土整備局]

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。 [くらし安全防災局ほか関係局]

(2) 建築物の防火管理体制

市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

資料

風水害編 12-1-1 防火地域、準防火地域内の建築規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

(1) 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[くらし安全防災局]

(2) 県警察は、県、消防機関、高層建築物等の管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

(3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[政策局、くらし安全防災局]

(4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

[健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 建築同意制度の活用

市町村は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

第3節 防災知識の普及

1 一般家庭に対する指導

(1) 県及び市町村は、一般家庭に対する火災防止に関する知識の普及に努めます。

[くらし安全防災局]

(2) 市町村は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期

消火の徹底を図ります。

- (3) 県及び市町村は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。

[くらし安全防災局]

2 防火管理者等の指導・教育

- (1) 市町村は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導します。また、消防法に規定する大規模建築物等には、自衛消防隊を設置し、防災管理者を必ず選任するよう指導します。
- (2) 市町村は、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導します。また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導の指導を行います。
- (3) 県は、消防設備士等講習において、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これに対応する資質の向上を図る教育を実施します。

[くらし安全防災局]

3 予防査察等による指導

- (1) 市町村は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をします。
- (2) 市町村は防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

1 災害の拡大防止

市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

2 二次災害の防止活動

市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (2) 県警察は、火事災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (4) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

5 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、火事の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。

(2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

(1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

(2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

1 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

2 県警察は、大規模な火災が発生した場合においては、消防機関と連携し迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施します。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第13編 地下街等災害対策編

地下街等における火災・ガス爆発等による事故に対する対策について、必要な事項を定めます。

地下街等災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

※ 地下鉄、地下街やビルの地下施設等の地下空間への洪水等による浸水対策については、第2編 風水害対策編に記載しています。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 安全な地下街等の形成

地下街等事業者は、火災・ガス爆発等による事故がいつでも起こる可能性があるという認識を持ち、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の管理の徹底、消防用設備等の設置及び管理の徹底など安全な地下街等の形成を図ります。

2 地下街等における防火管理体制

地下街等事業者は、地下街等について、防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊は、初期消火・消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

資料

風水害編 13-1-1 地下街等一覧表

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県と市町村、市町村と地下街等事業者における相互の情報収集・連絡体制の整備・強化を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、地下街事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 地下街等事業者は、防災センターと消防機関等との情報連絡体制の整備を図ります。
- (5) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 捜索活動

県警察は、捜索活動を行うために有効な装備資機材、車両等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(3) 消火活動

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

(4) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 [健康医療局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村及び地下街等事業者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(3) 地下街等事業者は、緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難、誘導のための避難計画を作成します。

4 地下街等事業者、ガス事業者及び市町村の措置

地下街等事業者、ガス事業者及び市町村は、地下街等における火災・ガス爆発等による災害の発生を未然に防止するため、次の予防対策を行います。

(1) 施設整備

地下街等事業者とガス事業者は協力して、ガス漏れ等の緊急時に、ガスの漏れを早急に停止するための緊急ガス遮断装置の設置を進めるとともに、路上のガス遮断装置場所には、標識を設置し、駐車させないよう配慮します。

(2) 可燃物及び火気の取扱い制限

地下街等事業者は、地下街等における不燃性材料の使用や店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などの火災安全対策の充実を図ります。

(3) 点検管理

地下街等事業者は、火気使用施設検査員、消火設備検査員等の点検管理組織を整備し、火気使用施設・ガス施設・消防用設備等の点検管理を励行します。

また、地下街等のパトロールを実施し安全点検に努めます。その他工事等による火気使用場所の制限、危険物の搬入制限等火気の管理を徹底します。

(4) 教育、訓練及び広報

ア 教育

(ア) 地下街等事業者は、従業員に対して、火災・ガス爆発等に関する知識や避難誘導など防災上必要な教育を行います。

(イ) ガス事業者は、ガス関係知識の啓発のための講演会等を行うほか、必要に応じて地下街等関係者の行う教育に講師を派遣する等の協力を行います。

イ 訓練

地下街等事業者は、防災訓練を火災予防運動期間等あらゆる機会をとらえて実施とともに、総合訓練は、年1回以上、ガス漏洩想定訓練・初期消火訓練等個別訓練は実情に応じて実施し、緊急時の体制を整えます。

なお、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関への指導・協力を要請します。これに対して、ガス事業者・消防機関は必要な指導・協力を行います。

ウ 広報

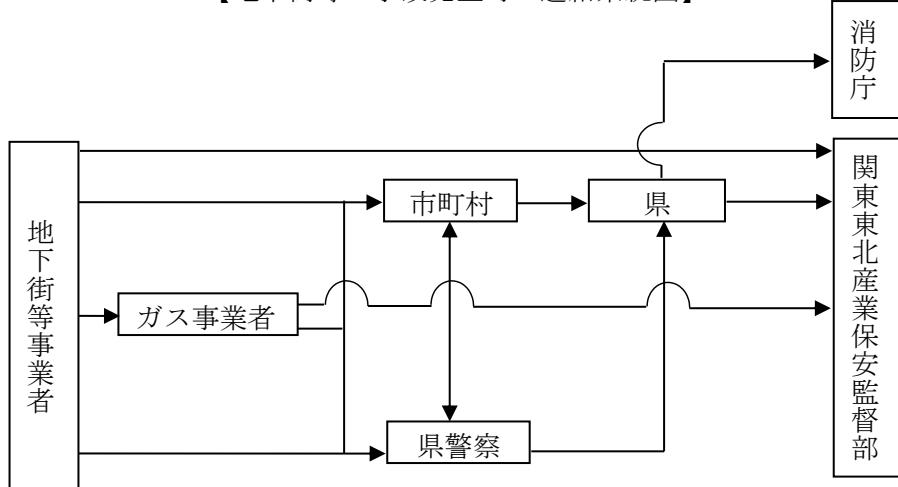
- (ア) 地下街等事業者は、構内放送を利用した喫煙の禁止等火災予防に関する広報を行います。
- (イ) 地下街等事業者は、日頃から地下街等の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 地下街等の火災、ガス爆発等事故情報等の連絡

【地下街等の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 地下街等において、火災、ガス爆発等事故が発生した場合、地下街等事業者は速やかに関東東北産業保安監督部、県警察及び市町村に連絡します。
- (2) 県は、県警察及び市町村から受けた事故情報を、消防庁、関東東北産業保安監督部へ連絡します。
- (3) ガス及び危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府（警察庁）、総務省（消防庁）、防衛省、国土交通省、環境省等）、及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。
- (4) 県は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））から情報を受けた場合、関係市町村及び関係機関等へ連絡します。

2 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、ガス事業者に連絡するとともに、県警察及び市町村へ連絡します。
- (2) 市町村は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。
- (4) 県警察は、地下街等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (5) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ隨時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害が発生した場合は、地下街等事業者と緊密に連絡をとるとともに、ガス事業者とも十分連携して応急対策を行います。
- (2) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (3) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (4) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 地下街等事業者は、防災センターと消防関係機関等との情報伝達体制を確立します。
- (2) ガス事業者は、県警察及び消防機関と緊密な連携をとり、その指示に基づき、応急活動を行います。

6 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めたときには直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (2) また、地下街等事業者は、放送設備を利用して、地下街全体に正確な情報を伝え、地下街利用者等に対して、混乱防止の万全を図るとともに、救出救助活動に努めます。

2 消火活動

- (1) 地下街等事業者は、ガス爆発等による火災の初期消火等の災害防御体制に努めるとともに、消防機関に協力します。
- (2) ガス事業者は、火災時及びガス漏洩時には、ガス遮断装置を作動し閉止します。
なお、ガス漏洩に伴うガス遮断装置の閉止については、あらかじめ定めるガス事業者との協定に基づき、必要に応じて消防機関が行うことができます。
- (3) 市町村は、速やかに火災等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び地下街等事業者等の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

- 1 地下街等事業者は、避難計画に基づき、地下街等の利用者の避難誘導に当たります。
- 2 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。
- 3 県警察は、地下街災害が発生した場合においては、消防機関と連携し、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、滞在者等に対する避難誘導を的確に行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6節 災害広報の実施

- 1 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、構内放送を利用してガス漏れの際の地下街利用者等への火気注意等を呼びかけることや避難誘導の放送を行います。
- 2 県、市町村、及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第14編 林野火災対策編

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、林野火災対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災です。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念されています。

このため、県、市町村、関係機関及び林業関係者等は、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、林業関係者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 県は、消火薬剤や水のう等消火用資機材の整備を行います。 [くらし安全防災局]
- イ 県は、初期消火が重要なことから、防火用水を計画的に設置するとともに、火災の延焼を防止するため、防火林帯の整備を進めます。 [環境農政局]
- ウ 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- エ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。
- オ 市町村は、ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう、活動拠点の整備と資機材の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

- イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
 ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 避難誘導

- (1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
 (2) 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 広域応援体制の拡充

市町村は、林野火災が隣接市町村、隣接都県に及ぶ場合があるため、隣接市町村と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図ります。

資料

風水害編 14-1-1 神奈川県空中消火薬剤等運営要綱

第2節 防災活動の促進

1 防災関係機関の防災訓練の実施

県は、市町村と共同し、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施します。
 [くらし安全防災局、関係局]

2 防災知識の普及・啓発活動

県は、林野火災を予防するため、山火事予防ポスターを配布するなどの普及・啓発活動を行います。
 [環境農政局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。
- (2) 県警察は、林野火災が発生した場合、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (4) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。
また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な林野火災が発生し、地域住民に被害が及ぶおそれがある場合には、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 林業関係業者

林業関係業者は、県警察、消防機関等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めます。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、林野火災の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村は、消防団、林業機関及び林業関係者と連携しながら、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 県民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。
- (3) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じて確保します。

第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第7節 二次災害の防止

県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

第15編 その他の災害に共通する対策編

他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めます。

なお、対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、市町村、消防機関、関係事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (5) 市町村は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALT ERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]
- イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [健康医療局]

3 緊急輸送活動

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備します。
- (2) 県警察は、災害時において交通規制を実施した場合には、道路管理者と連携し、その周知を図ります。

(3) 県警察は、広域的な交通管理体制を整備します。

4 避難誘導

- (1) 市町村は、指定避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

資料

- 風水害編 15-1-1-(1) 神奈川県危機管理対策本部要綱
" 15-1-1-(2) 神奈川県危機管理対策会議設置要綱
" 15-1-1-(3) 神奈川県危機管理対処方針

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内で気象の現象に伴う災害又は被害の発生するおそれがある場合、必要な警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒や注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

2 警報の発表に伴う事前配備体制

- (1) 横浜地方気象台から県内に警報が発表された場合、県くらし安全防災局では当番班職員が警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報の連絡

- ア 大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡します。
- イ 安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。
- ウ 県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。
- イ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプター等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプター等による映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概略的情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 一般被害情報の収集・連絡

- ア 現地災害対策本部、市町村、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網を通じて報告します。
- イ 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じて消防庁及び関係省庁に連絡します。
- ウ 関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。

(4) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ隨時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。
- (3) NTT東日本は、電気通信設備の被災により通話に著しく支障がある場合は、被災地からの通話を優先します。また、緊急通話の疎通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。
- (4) 各種通信施設の利用

ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

エ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能となったときは、市町村等に対する気象予警報の通知等の連絡のため、放送機関に対し、放送を要請します。

オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

- 県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 対策本部の設置

被害の規模から判断して、災害対策本部の設置には至らないが、応急対策が必要と認めるときは、県は、対策本部を設置して、応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に被害状況の報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣要請について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県及び他の市町村に応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村、県及び関係機関等の役割

- ア 被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。
- イ 県は、被災市町村の応援要請に基づき、国等の各機関に応援要請を行います。
- ウ 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。
- エ 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。

オ 県警察は、救出救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めます。

(4) 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

2 消火活動

- (1) 発災直後の初期段階において、県民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。
- (2) 被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行います。
- (3) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、県に対して応援を要請します。
- (4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災市町村から要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療救護活動

- ア 被災市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めます。
- イ 被災地域内の医療機関は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行います。
- ウ 被災地域内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めます。
- エ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めます。

(2) 被災地以外からの救護班の派遣

- ア 被災市町村は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は災害対策本部等に対し、救護班の派遣について要請します。
- イ 県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。
- ウ また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。
- エ 救護班を編成した医療関係機関は、その旨災害対策本部等に報告するよう努めます。

第5節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。
- (2) 避難誘導に当たって、市町村は、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 避難所

(1) 指定避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、県民等に対して周知徹底を図ります。

(2) 避難所の運営管理

- ア 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めます。
- イ 市町村は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努めます。
- ウ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮します。
- エ 市町村は、関係省庁等の支援と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営管理に努めます。
- (2) 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (3) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の一時滞在施設等を案内するものとします。

4 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を関係団体と連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

県及び市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、当該市町村の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引き

こもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者等に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。

5 多様な視点への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第6節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (4) 県及び市町村は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわD P A Tや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じて的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に規定された感染症について、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（中東呼吸器症候群（M E R S）、ポリオ等）又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかるといふに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。

- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
- ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

3 遺体対策等

市町村は、遺体対策については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 1 被災市町村は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行います。
- 2 県は、応急物資の取扱いや生活必需物資の調達に関する協定を締結している企業、団体及び販売業者に対し、物資の調達を要請します。
- 3 県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施し、県及び道路管理者と協力し危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路確保のための通行の禁止や制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となること

により、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災県又は市町村等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な体制をとります。

(3) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行います。また、港湾施設について、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者は必要に応じて応急復旧等を行います。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(4) 海上交通の整理等

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(5) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村は地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対し

て要請及び調達、あっせんを依頼します。

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

県警察は、自主防犯組織等と連携して、被災地及びその周辺におけるパトロールや生活安全に関する情報の提供を行い、社会秩序の治安維持に当たります。

2 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

第10節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

- (1) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。
- (2) 情報伝達に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への協力を求めます。

2 県民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに県民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行います。

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ等

- (1) 県は、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、神奈川県社会福祉協議会等と連携を図り、避難所運営や物資運搬等の救援活動を希望する災害救援ボランティアに対して必要な災害情報の提供を行うとともに、災害救援ボランティアの需給調整を行う災害ボランティアコーディネーターが活動するに当たって必要な支援を行います。
- (2) 県及び神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部等の関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めます。
- (3) 県は、ボランティアの受入れに際して、救助・救急、応急手当、介護、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネート等といったボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

(4) 市町村においても、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

2 義援物資、義援金の受入れ

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 海外からの支援受入れ

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

令和5年11月

神奈川県地域防災計画
－風水害等災害対策計画－
発行 神奈川県防災会議
編集 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
横浜市中区日本大通1
電話 045(210)1111
